

独立行政法人水資源機構  
(千葉用水施設管理業務)  
民間競争入札実施要項

令和7年10月

独立行政法人水資源機構

## 目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	2
1.1 対象公共サービスの詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2. 実施期間に関する事項	11
3. 入札参加資格に関する事項	11
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	15
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	16
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	17
7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	17
8. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項	20
9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	20
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	21
11. 別紙	22
12. 別添	35

## 独立行政法人水資源機構（千葉用水施設管理業務）民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（令和 6 年 6 月 25 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された機構における千葉用水施設管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

# 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

## 1.1 対象公共サービスの詳細な内容

### (1) 業務の目的

本業務は、機構が管理する印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設について、巡視点検、維持補修、水質調査等を実施するものである。

### (2) 業務の内容

#### 1) 共通業務

- 一 管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施設等の点検等
- 二 施設管理用機器等の異常発生時の通報・対応
- 三 その他、担当職員から業務管理責任者を通じて指示する業務

#### 2) 印旛沼開発施設に係る業務

- 一 管理施設の除草等
- 二 不法投棄物の集積・運搬
- 三 アオコ発生状況調査及び記録

#### 3) 三用水施設に係る業務

##### ①成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務

- 一 ファームポンド等の水質調査及び記録
- 二 制水弁、排水工、空気弁工の機能点検及び記録
- 三 機構で実施する「施設の長寿命化・更新等の調査・検討に係る現地調査」(以下「ストックマネジメント現地調査」という。)に係る作業
- 四 カワヒバリガイ調査に係る作業

##### ②東総用水施設に係る業務

- 一 笹川取水工の除塵、集積及び運搬作業
- 二 管理施設の除草等
- 三 ファームポンド等の水質調査及び記録
- 四 スtockマネジメント現地調査に係る作業
- 五 ファームポンドの浮き草除去作業
- 六 カワヒバリガイ調査に係る作業

#### 4) 房総導水路施設に係る業務

- 一 長柄ダム、東金ダムの水質調査及び記録
- 二 長柄ダム、東金ダム周辺の井戸等の水位測定及び記録
- 三 長柄ダム、東金ダム周辺及び管理棟周辺の清掃
- 四 管理施設の軽微な除草等

#### 5) 印旛沼開発施設に係る業務（塵芥処理作業（重機等の使用を伴う作業））

塵芥処理作業（重機等の使用を伴う作業）

※具体的な作業内容・頻度は、1.2.1 達成目標及び仕様書第2章業務内容に示す。

### (3) 業務場所

本業務を履行する場所は、次のとおりとする。

#### 1) 印旛沼開発施設に係る業務

業務場所1：千葉県八千代市村上 3139（大和田機場）

業務場所2：千葉県印旛郡栄町大字和田 179（印旛機場）

業務場所3：千葉県印旛郡栄町大字酒直 1737（酒直水門及び酒直機場）

業務場所 4：千葉県千葉市、八千代市、佐倉市、成田市、印旛郡栄町、印西市  
(印旛沼調整池堤防他)

2) 成田用水施設、北総東部用水施設及び東総用水施設(以下「三用水施設」という。)に係る業務

業務場所 1：千葉県香取市佐原イ 3076 (成田北総管理所)

業務場所 2：千葉県香取郡東庄町笹川ろ 81 (東総管理所)

業務場所 3：千葉県成田市、香取郡多古町、山武郡芝山町、横芝光町 (成田用水施設)

業務場所 4：千葉県香取市、匝瑳市、旭市、成田市、香取郡多古町 (北総東部用水施設)

業務場所 5：千葉県香取市、旭市、銚子市、香取郡東庄町 (東総用水施設)

3) 房総導水路施設に係る業務

業務場所 1：千葉県大網白里市池田 455 (房総導水路管理所)

業務場所 2：千葉県市原市犬成地内 (長柄ダム)、千葉県東金市松之郷地内 (東金ダム) 他

業務場所 3：千葉県山武郡横芝光町、山武市、東金市、大網白里市、千葉市、茂原市、市原市、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町 (房総導水路)

(4) 業務の実施期間

1) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

2) 業務の実施可能日数等

民間事業者は、(3) 業務場所において業務を実施する場合には、原則として (4)

1) 業務期間中の行政機関の休日を除く日における 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間(以下「通常時間帯」という。)に実施するものとする。

なお、民間事業者は、通常時間帯以外に業務を実施しようとする場合は、あらかじめ、担当職員の了解を得るものとする。

1.2 確保されるべき対象公共サービスの質

1.2.1 達成目標

(1) 共通業務 (印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設)

1) 管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等 (毎週 1 回以上)

2) 機構の管理施設の障害等による警報・異常を発見した場合は、担当職員に速やかに報告する。(都度)

3) その他、担当職員から業務管理責任者を通じて指示する業務 (都度)

(2) 印旛沼開発施設に係る業務

1) 印旛機場、大和田機場 (付帯施設含む)、調整池堤防及び捷水路施設の巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視及び集積・運搬、施錠等の点検。(毎週 1 回以上)

2) 酒直水門並びに酒直機場の軽微な維持補修、不法投棄物等の集積・運搬(都度)

3) 印旛機場、大和田機場 (付帯施設含む)、酒直水門、酒直機場、調整池堤防並びに捷水路施設の除草 (毎週 3 回以上)

4) アオコ発生状況 (レベル、範囲) 調査 (毎週 1 回以上)

- 5) 大和田機場並びに印旛機場ポンプ運転時等に漂着する塵芥の処理作業（都度）
- 6) 印旛機場、大和田機場並びに天戸、長作制水門の点検及び軽微な整備。（毎週1回以上）

### (3) 三用水施設に係る業務

#### 1) 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務

- ①機構が直接管理する管理施設についての巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検。（毎週1回以上）
- ②成田用水施設のうち、ファームポンド等の水質（水温、濁度、PH、DO、導電率、TDS）調査及びアオコ発生状況（レベル、範囲）調査及び記録。（成田用水施設：3カ所について毎週1回以上、3カ所について2週に1回以上、北総東部用水施設：8カ所について毎週1回以上、16カ所について2週に1回以上）
- ③当機構が直接管理する制水弁、排水工、空気弁工の機能調査（調査に伴う弁室内の排水作業を含む）及び調査結果の記録。（3ヶ月に1回以上、成田用水施設：51カ所、北総東部用水施設：134カ所）
- ④幹線水路等充排水作業及びストックマネジメント現地調査等に係る交通誘導及びマンホール蓋開閉操作等の作業。（作業時期は別途指示）
- ⑤カワヒバリガイ付着状況調査（撮影、資材揚げ降ろし、調査後のカワヒバリガイ除去含む）及び記録。（毎月1回以上）

#### 2) 東総用水施設に係る業務

- ①機構が直接管理する管理施設についての巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検。（毎週1回以上）
- ②笹川取水工スクリーンの除塵・集積作業。（毎週2回以上）
- ③笹川取水工自動除塵機の塵芥集積・運搬。（毎週1回以上）
- ④管理施設（笹川取水工他8カ所）の除草。（各施設年2回以上）
- ⑤ファームポンド等の水質（気温、水温、PH、導電率、濁度、DO、水の色）調査（7カ所について毎週1回以上、7カ所を含む計14カ所について毎月1回以上）及びアオコ発生状況（レベル、範囲）調査（毎週1回以上、16カ所）及び記録。
- ⑥ファームポンドの浮き草除去（撤去・集積）作業。（6月～10月に毎月1回以上、4カ所）
- ⑦幹線水路等充排水作業及びストックマネジメント現地調査等に係る交通誘導及びマンホール蓋開閉操作等の作業。（作業時期は別途指示）
- ⑧カワヒバリガイ付着状況調査（撮影、資材揚げ降ろし、調査後のカワヒバリガイ除去含む）及び記録。（毎月1回以上）

### (4) 房総導水路施設に係る業務

#### 【平日に行う業務】

- 1) 長柄ダム、東金ダム巡視（毎日1回以上）
- 2) 長柄ダム、東金ダム水位・水質調査（毎日調査、毎月調査、3ヶ月毎調査）
- 3) 長柄ダム門扉及び車止め（6箇所）の開錠（毎日調査）
- 4) 観測データ整理（毎日1回以上）
- 5) 長柄ダムOP水位計測データ回収（毎月1回以上、10カ所）
- 6) 長柄ダムリリーフウェル等計測（毎月1回以上、8カ所）
- 7) 長柄ダム、東金ダム貯水池定点撮影（10日毎に1回）

- 8) 房総導水路施設(上流部)巡視 (隔週で1回)
- 9) 房総導水路施設(下流部)巡視 (隔週で1回)
- 10) 南房総導水路施設巡視) (隔週で1回)
- 11) 施設維持補修及び除草等(都度)管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等(毎週1回以上)
- 12) 観測データ整理

【休日に行う業務】

- 1) 長柄ダム、東金ダム巡視(毎日1回以上)
  - 2) 長柄ダム、東金ダム水位・水質調査(毎日調査)
  - 3) 長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の開錠(毎日調査)
  - 4) 施設維持補修及び除草等(都度)
- ※東金ダムは8:30~12:00の間のみ実施

- (5) 印旛沼開発施設に係る業務(塵芥処理作業(重機等の使用を伴う作業))  
大和田機場並びに印旛機場ポンプ運転時等に漂着する塵芥の処理作業。

作業内容、作業時間、作業回数等については以下のとおり見込んでいるが、作業に係る実績が異なった場合は設計変更の対象とする。

なお、作業時期等はその都度担当職員が指示する。

1) 大和田機場における塵芥処理作業

- ・作業内容 陸揚げ、積込み、仮置き場(大和田機場敷地内)までの運搬(約150m)、仮置き場での敷均し
- ・作業時間 8:00から翌々日の8:00まで(48時間(休憩4時間を含む)うち深夜作業12時間)
- ・作業回数 3回(1回/年)

2) 印旛機場における塵芥処理作業

- ・作業内容 陸揚げ、積込み、仮置き場(印旛機場敷地内)までの運搬(約50m)、仮置き場での敷均し
- ・作業時間 8:00から翌々日の8:00まで(48時間(休憩4時間を含む)うち深夜作業12時間)
- ・作業回数 6回(2回/年)

(6) 業務打合せ

管理技術者は、担当職員との打合せを以下のとおり行うものとする。なお、打合せは対面を想定しているが、担当職員と協議の上、Web会議等により実施することもできるものとする。

1) 打合せ場所

千葉県八千代市村上 3139

独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所

2) 打合せ回数

1回/月以上(計:36回以上)

3) 打合せ内容

①業務計画書提出時

業務履行開始時及び変更時

②業務日報の提出及び履行状況の確認

印旛沼開発施設、三用水施設及び房総導水路施設毎に実施

③その他業務上必要な場合

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

機構は業務の目標の達成状況に係る確認・評価は、下表の測定方法により行うものとする。

基本的な方針	主要事項	測定方法
施設管理業務を通して、的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めることを可能とすること。	管理施設の維持管理 ①水質異常、施設の不具合の早期発見 ②印旛沼堤防の除草により堤防異常の早期発見 ③軽微な維持補修による機能や安全性の維持 ④取水工の塵芥作業等による通水機能の確保	業務履行報告書【添付：業務履行調書、業務日報、各点検記録簿、各水質調査記録簿、状況写真】により、月1回の業務履行確認及び完了検査で履行内容を確認

1.2.3 成果品の提出

(1) 民間事業者は、発注者が指定した様式により、契約書等の定めに従い、契約締結後に関係書類を担当職員を経て、発注者に提出しなければならない。

(2) 民間事業者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、民間事業者において様式を定め、提出するものとする。ただし、担当職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(3) 民間事業者は、実施した業務の内容及びその他必要事項を記入した業務履行報告書（仕様書第1章第25節）を作成し、発注者に月毎にとりまとめて提出するものとする。

1.2.4 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するに当たっては以下の視点から民間事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

業務の実施方針に関する提案

民間事業者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

なお、提案は業務実施計画書（仕様書第1章第27節）に記載するものとする。

1.2.5 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務実施計画書に基づいて、業務を実施することにより、達成目標（本実施要項1.2.1参照）の水準を確保しなければならない。

機構は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、業務規模により、民間事業者との協議・調整により設定する期間毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して業務の完了時においては30日以内、業務の完了の前においては14日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合

は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善実施計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、業務内容等が、担当職員の指示又は担当職員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更を行うものとする。

### 1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

#### (1) 施設等の利用

- 1) 民間事業者は、本業務の実施上必要な庁舎等の施設を、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。
- 2) 前項に掲げる民間事業者が無償で使用できる庁舎等とは、次表に示す施設とする。

対象施設名称		所在地	備考
印旛沼開発施設	大和田機場西別棟	千葉県八千代市村上3139	敷地を含む
成田用水施設及び北総東部用水施設	成田北総管理所控室 (船戸機場)	千葉県香取市佐原イ3076	敷地を含む
東総用水施設	東総管理所事務室及び休憩室	千葉県香取郡東庄町笹川 ろ81	敷地を含む
房総導水路施設	房総導水路管理所管理棟	千葉県大網白里市池田455	敷地を含む
	長柄ダム管理棟	千葉県市原市犬成字芝山9 76-2	

- 3) 民間事業者は、1) に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### (2) 貸与品等

- 1) 貸与品については、各々の施設に係る業務を履行するため、対象施設毎の業務場所にて使用することを原則とする。
- 2) 本業務に必要な次の貸与品等については、別途使用貸借契約を締結し、貸与する。

なお、これらの物品等については、機構職員も使用する可能性があるため、担当職員より事前に使用の申し出がある場合には、民間事業者は協力しなければならない。

対象施設名称	貸与品名	単位	数量	備考
各施設（共通）	机、椅子	式	1	必要数
印旛沼開発施設	肩掛け式刈払機	台	3	
	歩行型芝刈機	台	2	
成田用水施設及び北総東部用水施設	肩掛け式刈払機	台	2	
	ポンプパッケージ	台	2	
	ポンプパッケージ用発電機	台	2	

東総用水施設	肩掛け式刈払機	台	1	
房総導水路施設	肩掛け式刈払機	台	3	
	パーソナルコンピュータ	台	1	
	USBメモリ	個	1	

3) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務の履行上消費する燃料について、本貸与品に適合する油脂類を確認後使用するものとし、その費用は民間事業者の負担とする。

なお、機構職員が使用する場合に係る燃料については、発注者が負担するものとする。

4) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸与品における消耗品（本節第3項に係る油脂類は除く）についての交換・補充及び民間事業者の責によらない修理等を行う必要があると認められるときには、担当職員と協議を行うものとする。

5) 貸与品は本節第2項に示すもののほか、業務履行の必要に応じ、発電機、エンジンポンプ、スコップ等をその都度、発注者より貸与することがある。

## (2) 貸与車両等

1) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、本業務に必要な次の車両等（表①専用使用車両、表②共用使用車両）については、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。

表②に掲げる車両については、機構職員も使用する場合がある。担当職員より事前に使用申し出がある場合には、民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は協力しなければならない。

表①専用使用車両

対象施設名称	区分	車種	車名	年式	型式	登録番号	備考
印旛沼開発施設	自動車	最大積載量1000kg	トヨタトヨエース（ダブルキャブ）	R2.1	LDF-KDY281	習志野400つ93-85	
		最大積載量3000kg	三菱ふそうキャントー（タダノ製クレーン 2.93 t 吊付き）	H30.3	TKG-FECS0K74S004	習志野400す95-72	
	作業車	工作車	共栄社バロネス（ハンマナイフモア草刈車）	H26.3	HMC1560		2台
			石川島建設ミニショベルバックハウ	H5.3	30J		
			小松ホイールローダー	H14.3	WA40		

表②共用使用車両

対象施設名称	区分	車種	車名	年式	型式	登録番号	備考
印旛沼開発施設	自動車	最大積載量2000kg	三菱キャンター	R5.9	2RG-FBA30	習志野400 て41-17	
成田用水施設及び北総東部用水施設	自動車	最大積載量2000kg	トヨタトヨエース (ユニック製クレーン2.3t吊付き)	H11.10	KK-XZU 37	千葉100 さ37-30	
東総用水施設	自動車	最大積載量400kg	ニッサン ダットサン	H11.1	GA-LFMD22	千葉100 さ17-19	

- 2) 印旛沼開発施設以外に係る、次に掲げる業務に使用する車両は、民間事業者で確保するものとする。
- ①ストックマネジメント現地調査に係る業務
  - ②カワヒバリガイ調査に係る業務
  - ③水質調査に係る業務
  - ④水位測定に係る業務
  - ⑤軽微な除草等に係る業務
- 3) 民間事業者は、業務の履行上消費する燃料について、貸与車両等に適合する油脂類を確認後使用するものとし、その費用は民間事業者の負担とする。  
なお、機構職員が使用する場合に係る燃料については、発注者が負担するものとする。
- 4) 民間事業は、車両等を運転するときは、法規等の遵守、車両等の保護、安全な運転、故障等の早期発見に努めなければならない。また、自動車運転中に人身、対物及び車両の事故が生じた場合は、直ちに担当職員に報告し、責任を持ってその処理に当たらなければならない。  
なお、事故の報告を受けた場合、発注者並びに民間事業者は直ちにその処置について協議するものとし、事後の処理については協力して処理するものとする。
- 5) 事故の原因が管理業務員の故意或いは関係法規等遵守事項を怠って発生した事故であると認められる場合は、事故処理に要する全ての経費を民間事業者が負担するものとする。また、その際発注者が加入している自動車保険(表②共用使用車両)を使用する場合は、発注者が負担した保険料(年額相当分)を民間事業者に請求できるものとする。
- 6) 事故により、発注者が加入している自動車保険(表②共用使用車両)に定める保険金額以上の損害が発生した場合には、発注者と民間事業者が協議し事故処理に要する経費の負担を定めるものとする。
- 7) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、車両等について次に掲げる措置を講ずる必要があると認められるときには、発注者に当該措置を講ずることを求めることができるものとするが、発注者が当該措置を民間事業者へ指示する

場合がある。この場合は設計変更の対象とする。

- ①車検及び定期点検整備
- ②タイヤ、バッテリー等車両に係る消耗品の交換・補充
- ③作業車の付属部品等（履帯等）の取替
- ④カーターラー等の修理、調整及びガス交換
- ⑤その他、民間事業者の責によらない修理等で必要なもの

### (3) 車両等の保険加入

1) 民間事業者は、業務の履行のために使用する前節1. 表①専用使用車両に示す車両等に対して、1. 1. 1 (4) に定める履行期間を保険期間とする自動車保険契約を、次に定めるところを最低条件として締結し、その費用を負担しなければならない。

なお、この条件により難い車両がある場合、民間事業者は事前に協議するものとし、承諾を得るものとする。

〔担保種目及び保険金額〕

イ 対人賠償（1名）	無制限
ロ 対物賠償（1事故）	無制限
ハ 人身傷害	5,000万円
ニ 無保険者傷害	20,000万円
ホ 搭乗者傷害	1,000万円

（医療保険金：入院15,000円、通院10,000円）

※ 表①専用使用車両の石川島建設ミニショベルバックハウにおける対物賠償の保険金額については、100,000万円とする。

2) 民間事業者は、前項に定める自動車保険契約を締結し、当該証券を受理したときは、速やかに当該証券の写しを担当職員に提出しなければならない。

3) 民間事業者は、前項に定める証券の写しを提出できないときは、当該自動車保険契約の申込書の写しと共に、保険料の領収書等の写しを速やかに担当職員に提出し、自動車保険契約が締結していることの証明を提出しなければならない。

なお、この場合において、後日当該証券を受理したときは、速やかにその写しを担当職員に提出するものとする。

4) 機構職員も使用する場合がある前節1. 表②共用使用車両に示す車両については、発注者の負担において当該自動車保険に加入しており、その内容については次のとおりである。

〔担保種目及び保険金額〕

イ 対人賠償（1名）	無制限
ロ 対物賠償（1事故）	無制限
ハ 人身障害	5,000万円
ニ 無保険者障害	20,000万円
ホ 搭乗者障害	1,000万円

（医療保険金：入院15,000円、通院10,000円）

### (4) 貸出品等

1) 貸出品については、各々の施設に係る業務を履行するため、対象施設毎の業務場所にて使用することを原則とする。

- 2) 民間事業者は、業務契約を履行する目的以外で貸出品を使用してはならない。  
 3) 本業務に必要な次の貸出品等については、各々の施設に係る業務の履行に際して必要とされる場合にその都度貸し出しをする。

なお、これらの貸出品等については、機構職員も使用する場合がありますため、使用にあたり、民間事業者は担当職員と調整を図らなければならない。

対象施設名称	貸出品名	単位	数量	備考
印旛沼開発施設	タブレット端末	台	1	
成田用水施設及び 北総東部用水施設	タブレット端末	台	1	
	多項目水質計（ポータブル式）	台	1	
東総用水施設	タブレット端末	台	1	
	多項目水質計（ポータブル式）	台	1	
房総導水路施設	タブレット端末	台	2	
	多項目水質計（ポータブル式）	台	2	
	水位計（巻尺型）	台	4	

- 4) 民間事業は、貸出品を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。  
 5) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸出品について、修復が必要な箇所を発見したときは、速やかに担当職員に連絡するものとする。  
 6) 民間事業者の責に帰すべき事由により、貸出品に修復の必要が生じたときは、民間事業者がその費用を負担するものとする。  
 7) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸出品における消耗品についての交換・補充及び民間事業者の責によらない修理等を行う必要があると認められるときには、担当職員と協議を行うものとする。

## 2. 実施期間に関する事項

- (1) 本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。  
 ・令和8年4月1日～令和11年3月31日【3ヶ年の複数年度契約を想定】  
 （本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）
- (2) 業務引継ぎへの協力
- 1) 現行の民間事業者からの引継ぎ  
 本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の民間事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。  
 なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費が必要となった場合は、担当職員と協議を行うものとし、必要に応じて設計変更を行うものとする。
  - 2) 本業務終了の際の引継ぎ  
 本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、本業務を受注した民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次の受注者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費が必要となった場合は、担当職員と協議を行うものとし、必要に応じて設計変更を行うものとする。

### 3. 入札参加資格に関する事項

#### 3.1 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 機構が発注した業務の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の①から⑦までのいずれかに該当する事実があると認められる者
  - ① 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
  - ⑥ 民間事業者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
  - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- 3) 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（役務の提供）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- 6) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することができない。

- 1) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けていること。ただし、本入札公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- 2) 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが共同開発をした電子入札コアシステム対応認証局に対応しているICカードを取得し、かつ、有効期限内であり、適正にシステムにログインできること。
- 3) 電子入札システムに利用者登録をしていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

(4) 事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。

(5) 3. 3に掲げる条件を満たす業務管理責任者（以下「配置予定業務管理責任者」という。）を本業務に配置できること。

また、配置予定管理技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者でなければならない。

(6) 確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

### 3.2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に（1）から（3）までに示すいずれの関係にも該当しないこと。

なお、（1）から（3）までに示すいずれかの場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

1) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

一 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

二 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

三 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

四 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

### 3.3 配置予定業務管理責任者の要件

配置予定業務管理責任者は、次の(1)及び(2)の条件を満たす者であること。

#### (1) 資格

配置予定業務管理責任者は、以下のいずれかの資格又は経験を有する者であること。

- 1) 技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学(旧農業土木)」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「上下水道」、「農業－農業農村工学(旧 農業土木)」、「森林－森林土木」とするものに限る。））
- 2) 一級土木施工管理技士
- 3) 公益社団法人土木学会が認定する特別上級土木技術者、上級土木技術者又は一級土木技術者
- 4) R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋部門、上水道及び工業用水道部門、農業土木部門、森林土木部門）
- 5) （公社）土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士
- 6) 一般社団法人全日本建設技術協会が認定する公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- 7) ダム水路主任技術者
- 8) 河川法施行規則第 27 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格又は第 2 号の研修を修了した者
- 9) 公共工事の発注者又は受注者として技術的実務経験を 10 年以上有する者（職員として設計・積算・監督・検査業務に従事した者をいう。）
- 10) 河川法第 77 条第 1 項の河川監理員の 1 年以上の経験を有する者
- 11) 河川又は道路関係の技術的行政従事（注 1）の 15 年以上の経験を有する者  
 （注 1）「技術的行政従事」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等（注 2）で職員として従事したことをいう。  
 （注 2）「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第 1 条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同 法人日本下水道事業団のことを指す。
- 12) 水道用水、工業用水を供給する施設の維持管理を民間事業者の職員として 15 年以上の経験を有する者

#### (2) 業務実績

平成 22 年度以降、本業務の申請書提出期限の日までに完成・引渡しが完了した以下に記載する同種業務（令和 7 年度完了予定の業務を含む）において、業務管理責任者、管理技術者又は主任技術者として、1 件以上の実績を有する者。業務実績には、発注者として同種業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務管理責任者、管理技術者又は主任技術者としての業務実績も同種業務として認める。

【同種業務として認める履行実績の要件】

機構、国、特殊法人等、地方公共団体（注1）、地方公社等（注2）、公益法人（注3）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注4）が発注したダム施設若しくは水路施設の施設管理補助業務又は運転監視業務、発注者支援業務。

（注）以下、同種業務の履行実績又は経験において同じ。

注1 「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。

注2 「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注3 「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注4 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

(3) 契約後において、やむを得ない理由で配置予定業務管理責任者を変更する場合には、記載された者と同等以上の者でなければならない。入札公告本文4.(4)②により業務管理責任者を配置する場合は、同種業務となる業務を1件以上記載すること。

(4) 別記様式3「③資格」に記載した内容を証明する書類（登録証等）の写しを添付すること。ただし、当機構の管理業務資格認定制度による場合は必要としない。

(5) 同種業務については、内容によっては認められないことがあることから、最大3件まで記載することを可とする。

(6) 同種業務の実績を記載した場合は、実績が確認できる契約書の写し（業務名、契約履行期間、契約の両当事者の記名、捺印がされている部分）及び従事役職が確認できる書類（業務実施計画書の業務体制の部分の写し等）を添付すること。転職等により契約書等の写しの添付が困難な場合は、現所属組織が記載実績に相違ないことを誓約する書類（様式自由）を添付すること。

(7) 別記様式3「⑦従事役職」には、業務管理責任者等、当該業務での職務を記載する。

(8) 別記様式3「⑧従事期間」については、「⑥業務期間」の中で「⑦従事役職」として従事した期間を記載すること。

(9) 別記様式3「⑨業務概要」には同種業務履行実績とわかるように具体的に記載し、業務内容が確認できる資料（仕様書の抜粋等）の写しを添付すること。

(10) 記載内容に事実と異なることが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

### 3.4 一般競争参加資格確認申請書等に関する事項

本実施要項4.(2)「申請書類の内容」に示す一般競争参加資格確認申請書

及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）において、内容が殆ど記載されていない又は記載内容等が判断できない場合は、競争参加資格がないものとする。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項

##### (1) 基本事項

本業務は、確認申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。

##### (2) 申請書類の内容（各個別様式は別紙 12（様式 1 から様式 6）参照）

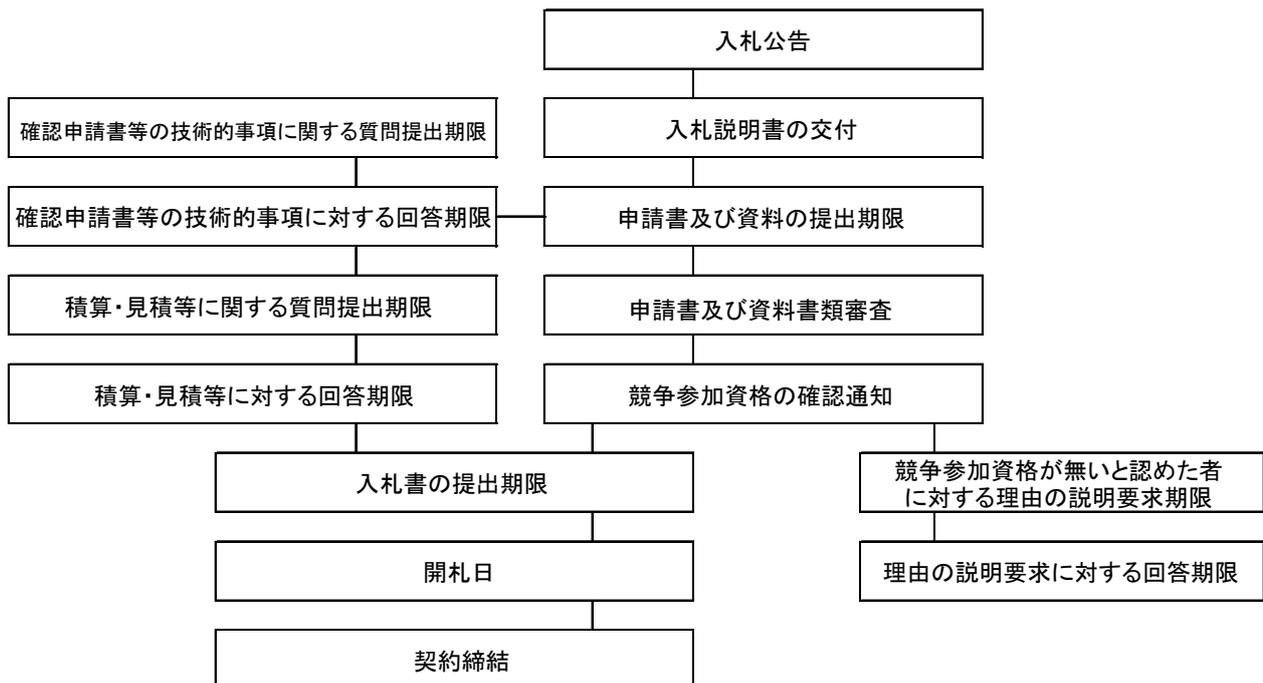
- 1) 一般競争参加資格確認申請書（様式 1）
- 2) 配置予定業務管理責任者（様式 2 から 4 まで）

##### (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (4) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- |                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 1) 公告             | : 令和 7 年 12 月中旬              |
| 2) 入札説明書の交付       | : 令和 7 年 12 月中旬～令和 8 年 1 月中旬 |
| 3) 申請書及び資料の提出期間   | : 令和 7 年 12 月中旬～令和 8 年 1 月中旬 |
| 4) 書類審査           | : 令和 8 年 1 月中旬～ 1 月下旬        |
| 5) 競争参加資格の確認結果の通知 | : 令和 8 年 1 月下旬               |
| 6) 入札書の提出期間       | : 令和 8 年 1 月下旬～ 2 月上旬        |
| 7) 開札             | : 令和 8 年 2 月上旬               |
| 8) 落札者の決定         | : 令和 8 年 2 月中旬～ 2 月下旬        |
| 9) 契約締結           | : 令和 8 年 2 月下旬               |
| 10) 履行開始          | : 令和 8 年 4 月 1 日             |

千葉県水施設管理業務に係る入札実施手続フロー図



## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

### (1) 落札者決定するための方法

- 1) 申請書類により、要件を満たしているのが確認された者の中で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- 2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの機能を利用して落札者を決定する方式（電子くじ）により決定する。

### (2) 確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。

### (3) 落札者の決定等の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。

公表の対象となる契約の詳細は、

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html> による。

### (4) 初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付するものとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

## 7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

### (1) 報告等について

- 1.2.3 成果品の提出のとおり。

### (2) 調査について

- 1) 機構は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 2) 立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### (3) 指示について

機構は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

#### (4) 機構の監督・確認体制

1) 本契約に係る監督は、独立行政法人水資源機構分任契約職千葉用水総合管理所長（以下「千葉用水総合管理所長」という。）が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る担当職員等の監督・確認体制は次の通りとする。

##### ① 担当職員等

##### ア) 担当職員

千葉用水総合管理所長が業務履行の監督を行う者として担当職員に任命した者。ただし、1.2.2 のモニタリングは担当職員が行う。

##### イ) 確認者

千葉用水総合管理所長が業務履行の確認を行う者として確認者に任命した者。

##### ② 確認

民間事業者から成果物の提出があった場合には、確認者は業務履行の確認を行うものとする。

#### (5) 秘密の保持等について

1) 民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2) 民間事業者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ機構の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

3) 民間事業者は、本業務に関して機構から貸与された情報その他知り得た情報を業務実施計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4) 民間事業者は、本業務に関して機構から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務完了後においても他者に漏らしてはならない。

5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。

また、機構の許可なく複製しないこと。

6) 民間事業者は、本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について機構への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。

7) 民間事業者は、本業務の遂行において貸与された機構の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに機構に報告するものとする。

#### (6) 再委託の取扱い

1) 民間事業者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2) 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいうものとする。

3) 民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上などの簡易な業務の再委託に当たっては、機構の承諾を必要としない。

4) 民間事業者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を機構に提出し承諾を得なければならない。

5) 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、一般競争（指名競争）参加資格業者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

6) 再委託の承諾を受けた場合においても、民間事業者は再委託先の行為について全ての責任を負うものとし、受託義務に違反した場合、機構は再委託の承諾を取り消すとともに、民間事業者は機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

#### (7) 契約の変更及び解除

1) 競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの機構の了解を得なければならない。

#### 2) 契約内容の変更

仕様書で明記した事項が、担当職員の指示又は担当職員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更を行うものとする。

また、機構及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は社会情勢や天災などにより本業務の実施に何らかの変更が必要となった場合、協議の上、法第21条に定める手続を経て、契約の内容を変更することができる。

#### 3) 権利義務の譲渡

民間事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

#### 4) 契約の解除

##### 4-1) 機構による契約の解除

① 機構は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 4-2) ①によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五 民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（民間事業者が個人である場合にはその者を、民間事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員という。」）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この

号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 民間事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、機構が民間事業者に対して当該契約の解除を求め、民間事業者がこれに従わなかったとき。

② 機構は、①の規定により契約を解除した場合において、民間事業者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を民間事業者に支払わなければならない。

③ 民間事業者は、①の規定により契約を解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として機構の指定する期間内に機構に支払わなければならない。

④ 機構は、業務が完了しない間は、①の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

⑤ ②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。

⑥ 機構は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより民間事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、機構と民間事業者の協議により定めるものとする。

#### 4-2) 民間事業者による契約の解除

① 民間事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 機構からの書面による通知により業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。

二 機構からの通知により業務を中止する期間が委託期間の10分の5を超えたとき。

三 機構が本契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

② 4-1) ②及び4-1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

### 8. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に依る責任を含む。)に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従

事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの対象権利者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

### (1) 調査方法

機構は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

### (2) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、令和10年3月末における状況を調査するものとする。

### (3) 調査項目

本実施要項1.2「確保されるべき対象公共サービスの質」により設定した事項。

## 10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

機構は、民間事業者の実施状況について取りまとめ、令和10年5月を目途に監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、機構は、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

### (2) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

#### 1) 罰則等

①本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②法第25条第1項の規定に違反して、法第24条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第54条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。

③次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処せられることとなる。

・法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

・正当な理由なく、法第27条第1項による指示に違反した者

④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記ウ)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記ウ)の刑を科されることとなる。

#### 2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき又は同

法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者（民間事業者）」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

独立行政法人水資源機構  
(千葉用水施設管理業務)

別紙 資料

独立行政法人水資源機構

## 千葉用水施設管理業務に係る確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ①一般競争参加資格確認申請書（表紙）・・・・・・・・・・様式1
  - ②配置予定業務管理責任者・・・・・・・・・・様式2
  - ③配置予定業務管理責任者について・・・・・・・・・・様式3及び様式4
  
- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判とする。
  
- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。
  
- (4) 確認申請書等は、電子入札システムを用いて次のとおり申請するものとする。
  - ① (1)①の一般競争参加資格確認申請書については、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。（3MBまで添付可能）
  
  - ② (1)②配置予定業務管理責任者及び③配置予定業務管理責任者については、電子入札システムの「技術資料」の画面に添付すること。（10MBまで添付可能）
  
  - ③ 許容容量を超える場合は、事前に契約担当窓口連絡し、CD-Rに保存し郵送（締切日時必着）で提出すること。  
なお、CD-Rにて確認申請書等を提出した場合においても、確認申請書等の提出期限までに電子入札システムにおいて、(1)①の一般競争参加資格確認申請書（表紙）のみを「競争参加資格確認申請書」の画面に添付すること。

様式 1

一般競争参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人  
水資源機構分任契約職  
千葉用水総合管理所長 ○〇 ○〇 あて

住 所 千〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県××市△△番  
商号又は名称 〇△□株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 ○〇

令和 年 月 日付けで入札公告のありました千葉用水施設管理業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.(6)(資本関係・人的関係)に該当しないことを誓約します。

記

- 1 配置予定業務管理責任者 (様式2)
- 2 配置予定業務管理責任者について (様式3及び様式4)
- 3 2に係る実績等を証明する書類の写し
- 4 問い合わせ先  
担当者氏名 ○〇△△  
担当部署 ○〇本店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\* (内線\*\*\*)  
FAX番号 \*\*-\*-\*-\*\*\*\*\*  
メールアドレス \*\*\*\*\*@\*\*. \*\*

配置予定業務管理責任者 (様式2)

配置予定業務管理責任者について (様式3及び様式4)

2に係る実績等を証明する書類の写し

注) 様式1については、押印したものを添付すること。

様式 1

## 一般競争参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
千葉用水総合管理所長 〇〇 〇〇 あて

住 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇

令和 年 月 日付けで入札公告のありました千葉用水施設管理業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。  
なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告 4. (6) (資本関係・人的関係) に該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 配置予定業務管理責任者 (様式 2)
- 2 配置予定業務管理責任者について (様式 3 及び様式 4)
- 3 2 に係る実績等を証明する書類の写し
- 4 問い合わせ先  
担当者氏名 〇〇△△  
担当部署 〇〇本店□□部△△課  
電話番号 \*\*-\*\*\*-\*\*\*\* (内線\*\*\*)  
FAX 番号 \*\*-\*\*\*-\*\*\*\*  
メールアドレス \*\*\*\*\*@\*\*. \*\*

## 配置予定業務管理責任者

	氏 名	業 務 分 担 内 容
配置予定業務管理責任者	1)  2)	

- 1 : 氏名には、フリガナをふること。
- 2 : 業務分担内容は、業務分担を行わない場合には、記入する必要はない。
- 3 : 契約後において、やむを得ない理由で配置予定業務管理責任者を変更する場合には、本表に記載された者と同等以上の者でなければならない。
- 4 : 配置予定業務管理責任者が貴組織に属していることを証する書面として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できる書類の写しを添付すること。  
なお、業務開始時までには、その証となる採用内定通知等の写しを添付すること。
- 5 : 配置予定業務管理責任者として、複数人（最大3名を限度）の候補者を記載することができるが、技術力を評価する過程においては、配置予定業務管理責任者として認められた者のうち、能力が一番低いと判断される者で評価する。

## 配置予定業務管理責任者について

配置予定業務管理責任者は、業務開始時点において、自らと雇用関係にある者でなければならない。

①氏名		②生年月日	
③資格 ・技術士 ・	登録番号 合格番号	取得年月日 合格年月日（登録していない場合）	

### 配置予定業務管理責任者の業務実績①

④業務名称	
⑤発注機関名	
⑥業務期間	自                      ～                      至
⑦従事役職	
⑧従事期間	自                      ～                      至
⑨業務概要	

- 1 : 契約後において、やむを得ない理由で配置予定業務管理責任者を変更する場合には、本表に記載された者と同等以上の者でなければならない。
- 2 : 入札公告本文 4. (4)②により業務管理責任者を配置する場合は、同種業務となる業務を 1 件以上記載すること。
- 3 : 「③資格」に記載した内容を証明する書類（登録証等）の写しを添付すること。ただし、当機構の管理業務資格認定制度による場合は必要としない。
- 4 : 同種業務については、内容によっては認められないことがあることから、最大 3 件まで記載することを可とする。
- 5 : 同種業務の実績を記載した場合は、実績が確認できる契約書の写し（業務名、契約履行期間、契約の両当事者の記名、捺印がされている部分）及び従事役職が確認できる書類（業務実施計画書の業務体制の部分の写し等）を添付すること。転職等により契約書等の写しの添付が困難な場合は、現所属組織が記載実績に相違ないことを誓約する書類（様式自由）を添付すること。
- 6 : 「⑦従事役職」には、業務管理責任者等、当該業務での職務を記載する。
- 7 : 「⑧従事期間」については、「⑥業務期間」の中で「⑦従事役職」として従事した期間を記載すること。
- 8 : 「⑨業務概要」には同種業務履行実績とわかるように具体的に記載し、業務内容が確認できる資料（特記仕様書の抜粋等）の写しを添付すること。
- 9 : 記載内容に事実と異なることが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

### 配置予定業務管理責任者の業務実績②

配置予定業務管理責任者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者でなければならない。

①氏名		②生年月日	
④業務名称			
⑤発注機関名			
⑥業務期間	自	～	至
⑦従事役職			
⑧従事期間			
⑨業務概要			
④業務名称			
⑤発注機関名			
⑥業務期間	自	～	至
⑦従事役職			
⑧従事期間			
⑨業務概要			

1： 配置予定業務管理責任者 1 人につき、同種業務の実績を複数記載する場合、2 件目以降の実績については本様式に記載する。

※最大 3 件まで記載することができる。

別紙 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
(独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所)				
契約金額(単年度)	81,671	92,479	90,132	
契約金額(複数年度)	159,247	182,611	182,611	
(注記事項)				
<p>・本業務は管理施設の巡視点検、維持補修、水質調査等を印旛沼開発、成田・北総東部用水、東総用水及び房総導水路施設を個別に民間事業者へ委託していたが、平成20年度から各施設を合併し民間業者に委託している。</p> <p>・上記の契約金額には、人件費、燃料費、機械損料、車両等任意保険料、間接経費、塵芥処理作業費が含まれる。</p> <p>・業務概要は「実施要項1.」に記載のとおりで、印旛沼開発施設に係る業務の重機等の使用を伴う塵芥処理作業を令和6年度に追加しているがそれ以外において大きな変更していない。</p> <p>・契約金額(複数年度)欄は、令和5年度は債務業務(R4～R5)の最終契約金額、令和6年度・令和7年度は債務業務(R6～R7)の第2回変更契約金額を記載している。</p> <p>・令和6年度と令和7年度の契約額(単年度)の差額は、2従来の実施に要した人員に示すとおり管理員等の計上人員が異なっていること。及び令和6年度に作業車(工作車)が故障し修理に要した費用を契約変更したことによる。</p> <p>・令和7年度契約額(単年度)は見込みの金額であり、防災態勢時の巡視、塵芥処理作業等の追加等により、業務量が増減する。</p>				

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

業務管理責任者が、次の①及び②の条件を満たす者であること。

①資格又は経験に関する要件

- ア)技術士(建設部門、上下水道部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学(旧農業土木)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「上下水道」、「農業－農業農村工学(旧農業土木)」、「森林－森林土木」とするものに限る。))
- イ)一級土木施工管理技士
- ウ)公益社団法人土木学会が認定する特別上級土木技術者、上級土木技術者又は一級土木技術者
- エ)RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門、上水道及び工業用水道部門、農業土木部門、森林土木部門)
- オ)(公社)土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士
- カ)一般社団法人全日本建設技術協会が認定する公共工事事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ)
- キ)ダム水路主任技術者
- ク)河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格又は第2号の研修を修了した者
- ケ)公共工事の発注者又は受注者として技術的実務経験を10年以上有する者(職員として設計・積算・監督・検査業務に従事した者をいう。)
- コ)河川法第77条第1項の河川監理員の1年以上の経験を有する者
- サ)河川又は道路関係の技術的行政従事(注)の25年以上の経験を有する者(注)「技術的行政従事」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。
- シ)その他当機講が認めた同等の資格を有する者

②業務実績に関する要件

平成22年度以降、本業務の申請書提出期限の日までに完成・引渡しが完了した以下に記載する同種業務(令和7年度完了予定の業務を含む)において、業務管理責任者、管理技術者又は主任技術者として、1件以上の実績を有する者。業務実績には、発注者として同種業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務管理責任者、管理技術者又は主任技術者としての業務実績も同種業務として認める。

【同種業務として認める履行実績の要件】

機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したダム施設若しくは水路施設等の施設管理補助業務又は運転監視業務、発注者支援業務。

(業務の繁忙の状況とその対応)

①年度別人員配置

- ・ 人員配置は、本業務に必要な毎月の延人数である。
- ・ 印旛沼開発施設については、防災態勢時の巡視、塵芥処理作業等の追加等により業務量が増減する。

令和5年度 千葉用水施設管理業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人員配置												
<b>【印旛沼開発施設に係る業務】</b>												
管理員A	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20
管理員B	12	14	12	12	14	11	13	13	12	11	11	11
管理員C	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20
小計	52	54	56	52	58	51	55	53	52	49	49	51
<b>【三用水施設に係る業務 1. 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務】</b>												
管理員A	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20
管理員C	16	15	18	16	18	17	17	16	16	16	16	16
小計	36	35	40	36	40	37	38	36	36	35	35	36
<b>【三用水施設に係る業務 2. 東総用水施設に係る業務】</b>												
管理員C	24	25	26	24	26	23	25	24	24	22	22	24
小計	24	25	26	24	26	23	25	24	24	22	22	24
<b>【房総導水路施設に係る業務】</b>												
管理員C	80	82	82	82	84	80	83	80	82	81	77	82
小計	80	82	82	82	84	80	83	80	82	81	77	82
<b>【業務打合せ】</b>												
業務管理責任者	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
小計	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合計	192.5	196.5	204.5	194.5	208.5	191.5	201.5	193.5	194.5	187.5	183.5	193.5

令和6年度 千葉用水施設管理業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人員配置												
【印旛沼開発施設に係る業務】												
管理員A	21	20	20	22	21	19	20	20	20	19	18	20
管理員B	13	11	12	14	11	11	11	11	12	11	10	13
管理員C	21	20	20	22	21	19	20	20	20	19	18	20
小計	55	51	52	58	53	49	51	51	52	49	46	53
【三用水施設に係る業務 1. 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務】												
管理員A	21	20	20	22	21	19	20	20	20	19	18	20
管理員C	17	17	16	18	18	16	17	17	16	16	15	15
小計	38	37	36	40	39	35	37	37	36	35	33	35
【三用水施設に係る業務 2. 東総用水施設に係る業務】												
管理員C	25	23	24	26	24	22	23	23	24	22	21	25
小計	25	23	24	26	24	22	23	23	24	22	21	25
【房総導水路施設に係る業務】												
管理員C	81	82	80	84	83	79	78	80	82	81	74	82
小計	81	82	80	84	83	79	78	80	82	81	74	82
【業務打合せ】												
業務管理責任者	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
小計	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
【塵芥処理作業】												
土木一般世話役					6							
運転手(特殊)					12							
運転手(一般)					6							
小計	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0
合計	199.5	193.5	192.5	208.5	223.5	185.5	189.5	191.5	194.5	187.5	174.5	195.5

令和7年度 千葉用水施設管理業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人員配置												
【印旛沼開発施設に係る業務】												
管理員A	21	19	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21
管理員B	13	10	13	13	11	12	12	10	12	11	10	13
管理員C	21	19	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21
小計	55	48	55	57	51	52	56	46	52	49	46	55
【三用水施設に係る業務 1. 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務】												
管理員A	21	19	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21
管理員C	17	16	16	19	17	16	19	16	16	16	15	16
小計	38	35	37	41	37	36	41	34	36	35	33	37
【三用水施設に係る業務 2. 東総用水施設に係る業務】												
管理員C	25	22	26	25	23	24	25	20	24	22	21	26
小計	25	22	26	25	23	24	25	20	24	22	21	26
【房総導水路施設に係る業務】												
管理員C	81	81	81	84	82	80	84	78	82	81	74	83
小計	81	81	81	84	82	80	84	78	82	81	74	83
【業務打合せ】												
業務管理責任者	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
小計	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
【塵芥処理作業】												
土木一般世話役						8	4					
運転手(特殊)						16	8					
運転手(一般)						8	4					
小計	0	0	0	0	0	32	16	0	0	0	0	0
合計	199.5	186.5	199.5	207.5	193.5	224.5	222.5	178.5	194.5	187.5	174.5	201.5

## ②1週間毎の人員配置

【印旛沼開発施設に係る業務】

- ①管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等
- ②管理施設の除草等
- ③不法投棄物の集積・運搬
- ④アオコ発生状況調査及び記録

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
管理員A				大和田機場①②③	大和田機場以外①③④
管理員B	大和田機場以外②	大和田機場以外②	大和田機場以外②		
管理員C				大和田機場①②③	大和田機場以外①③④

※複数の異なる業務の場合を予定している曜日は、各業務の実施頻度等により対象業務を決定

【三用水施設に係る業務 1. 成田用水施設(以下「成田」)及び北総東部用水施設(以下「北総」)に係る業務】

- ①管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等
- ②ファームポンド等の水質調査及び記録
- ③制水弁、排水工、空気弁等の機能点検及び記録
- ④機構で実施する「施設の長寿命化・更新等の調査・検討に係る現地調査」(以下「ストックマネジメント現地調査」)に係る作業
- ⑤カワヒバリガイ調査に係る作業

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
管理員A	成田、北総②	成田、北総①の内	北総①	成田①	成田、北総③④⑤
管理員C		軽微な補修②			

※複数の異なる業務の場合を予定している曜日は、各業務の実施頻度等により対象業務を決定

【三用水施設に係る業務 2. 東総用水施設に係る業務】

- ①管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等
- ②笹川取水工の除塵、集積及び運搬作業
- ③管理施設の除草等
- ④ファームボンド等の水質調査及び記録
- ⑤ファームボンドの浮き草除去
- ⑥ストックマネジメント現地調査に係る作業
- ⑦カワヒバリガイ調査に係る作業

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
管理員C	①	②	④⑦	③④⑤	②③⑤⑥
管理員C	①				

※複数の異なる業務の場合を予定している曜日は、各業務の実施頻度等により対象業務を決定

【房総導水路施設に係る業務】

- ①管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等
- ②長柄ダム、東金ダムの水質調査及び記録
- ③長柄ダム、東金ダム周辺の井戸等の水位測定及び記録
- ④長柄ダム、東金ダム周辺及び管理棟周辺の清掃
- ⑤管理施設の軽微な除草等
- ⑥観測データ整理

●平日

	午前	午後
管理員C	東金ダム①～⑤	③、導水路①⑤
管理員C	⑤⑥	③、導水路①⑤
管理員C	長柄ダム①～⑤	長柄ダム①～⑤

※複数の異なる業務の場合を予定している曜日は、各業務の実施頻度等により対象業務を決定

●休日

	午前	午後
管理員C	東金ダム①～⑤	
管理員C	長柄ダム①～⑤	長柄ダム①～⑤

※複数の異なる業務の場合を予定している曜日は、各業務の実施頻度等により対象業務を決定

【1週間毎の人員配置集計】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
<b>【印旛沼開発施設に係る業務】</b>							
管理員A	1	1	1	1	1		
管理員B	1	1	1				
管理員C	1	1	1	1	1		
小計	3	3	3	2	2		
<b>【三用水施設に係る業務 1. 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務】</b>							
管理員A	1	1	1	1	1		
管理員C		1	1	1	1		
小計	1	2	2	2	2		
<b>【三用水施設に係る業務 2. 東総用水施設に係る業務】</b>							
管理員C	1	1	1	1	1		
管理員C	1						
小計	2	1	1	1	1		
<b>【房総導水路施設に係る業務】</b>							
管理員C	1	1	1	1	1	0.5	0.5
管理員C	1	1	1	1	1		
管理員C	1	1	1	1	1	1	1
小計	3	3	3	3	3	1.5	1.5
<b>【施設管理業務】</b>							
管理員A	2	2	2	2	2	0	0
管理員B	1	1	1	0	0	0	0
管理員C	6	6	6	6	6	1.5	1.5
合計	9	9	9	8	8	1.5	1.5

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

#### 【施設】

1. 印旛沼開発施設に係る業務  
業務場所1: 千葉県八千代市村上3139(大和田機場)  
業務場所2: 千葉県印旛郡栄町大字和田179(印旛機場)  
業務場所3: 千葉県印旛郡栄町大字酒直1737(酒直水門及び酒直機場)  
業務場所4: 千葉県千葉市、八千代市、佐倉市、成田市、印旛郡栄町、印西市(印旛沼調整池堤防他)
2. 成田用水施設、北総東部用水施設及び東総用水施設(以下「三用水施設」という。)に係る業務  
業務場所1: 千葉県香取市佐原イ3076(成田北総管理所)  
業務場所2: 千葉県香取郡東庄町笹川ろ81(東総管理所)  
業務場所3: 千葉県成田市、香取郡多古町、山武郡芝山町、横芝光町(成田用水施設)  
業務場所4: 千葉県香取市、匝瑳市、旭市、成田市、香取郡多古町(北総東部用水施設)  
業務場所5: 千葉県香取市、旭市、銚子市、香取郡東庄町(東総用水施設)
3. 房総導水路施設に係る業務  
業務場所1: 千葉県大網白里市池田455(房総導水路管理所)  
業務場所2: 千葉県市原市犬成地内(長柄ダム)、千葉県東金市松之郷地内(東金ダム)他  
業務場所3: 千葉県山武郡横芝光町、山武市、東金市、大網白里市、千葉市、茂原市、市原市、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町(房総導水路)

#### 【設備及び主な備品】

1. 印旛沼開発施設に係る業務
  - ・施設等の使用: 大和田機場西別棟(机、椅子含む) 1式
  - ・貸与品: 肩掛け式刈払機 3台、歩行型芝刈機 2台
  - ・貸与車両: トヨタヨエース 1台、三菱ふそうキャンター 1台、共栄社バロネス 2台、石川島建設ミニショベルバックホウ 1台、小松ホイールローダ 1台、三菱キャンター 1台
  - ・貸出品: タブレット端末 1台
2. 成田用水施設、北総東部用水施設に係る業務
  - ・施設等の使用: 成田北総管理所控室(船戸機場)(机、椅子含む) 1式
  - ・貸与品: 肩掛け式刈払機 2台、ポンプパッケージ 2台、ポンプパッケージ用発電機 2台
  - ・貸与車両: トヨタヨエース 1台
  - ・貸出品: タブレット端末 1台
  - ・貸出品: タブレット端末 1台、多項目水質計(ポータブル式) 1台
3. 東総用水施設に係る業務
  - ・施設等の使用: 東総管理所事務室及び休憩室(机、椅子含む) 1式
  - ・貸与品: 肩掛け式刈払機 1台
  - ・貸与車両: ニッサンダットサン 1台
  - ・貸出品: タブレット端末 1台、多項目水質計(ポータブル式) 1台
4. 房総導水路施設に係る業務
  - ・施設等の使用: 房総導水路管理所管理棟、長柄ダム管理棟(机、椅子含む) 1式
  - ・貸与品: 肩掛け式刈払機 3台、パーソナルコンピュータ 1台、USBメモリ 1台

#### (注記事項)

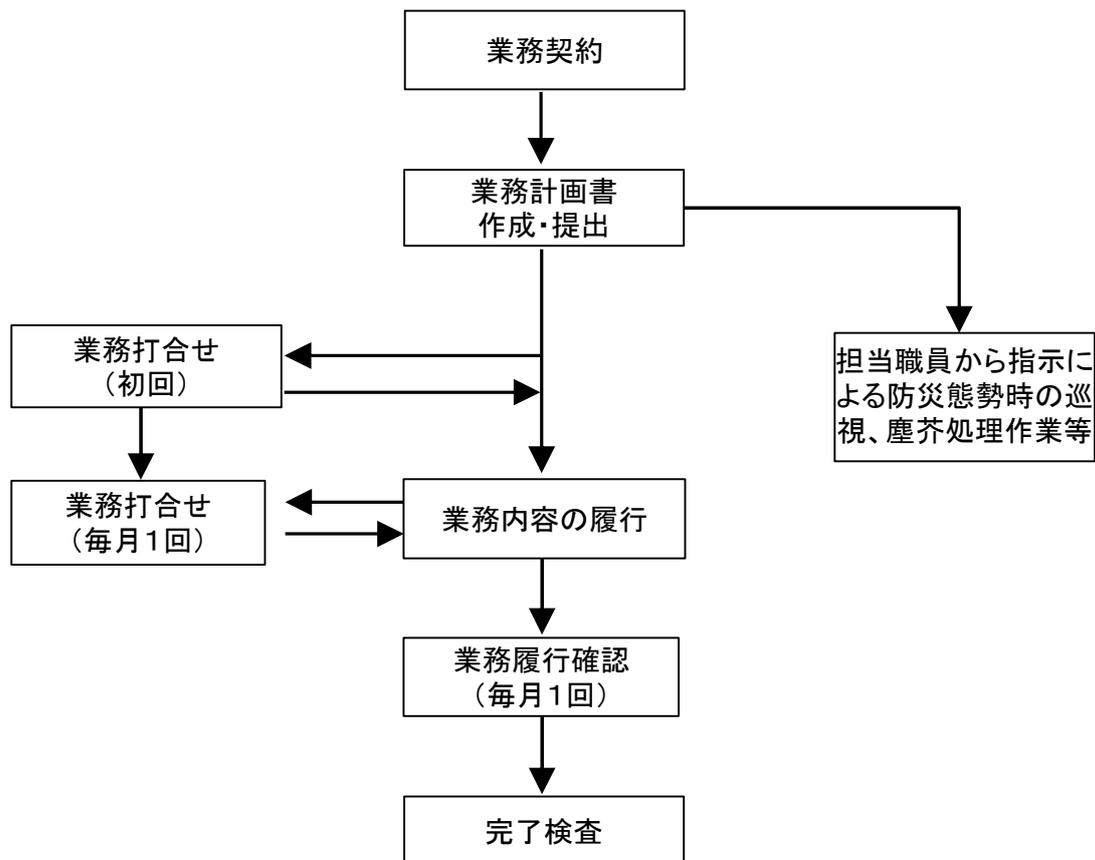
- ・本業務の実施に必要な庁舎等の施設及び貸与品等については、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができる。
- ・印旛沼開発施設の貸与車両(三菱キャンターを除く)の自動車保険は受託者が加入する。
- ・成田・北総東部用水、東総用水及び房総導水路施設において巡視点検に使用する車両は受託者が用意する。

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

- ① 共通業務(印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設): 適正に実施されていた。
- ② 印旛沼開発施設に係る業務: 適正に実施されていた。
- ③ 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務: 適正に実施されていた。
- ④ 東総用水施設に係る業務: 適正に実施されていた。
- ⑤ 房総導水路施設に係る業務: 適正に実施されていた。
- ⑥ 印旛沼開発施設に係る業務(塵芥処理作業(重機等の使用を伴う作業)): 適正に実施されていた。
- ⑦ 業務打合せ: 適正に実施されていた。

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)



(注記事項)

・特になし

独立行政法人水資源機構  
(千葉用水施設管理業務)

別添 資料

独立行政法人水資源機構

# 業務請負契約書

- 1 業務の名称 千葉用水施設管理業務
- 2 業務場所
1. 印旛沼開発施設に係る業務  
業務場所1：千葉県八千代市村上3139（大和田機場）  
業務場所2：千葉県印旛郡栄町大字和田179（印旛機場）  
業務場所3：千葉県印旛郡栄町大字酒直1737（酒直水門及び酒直機場）  
業務場所4：千葉県千葉市、八千代市、佐倉市、成田市、印旛郡栄町、印西市（印旛沼調整池堤防他）
  2. 成田用水施設、北総東部用水施設及び東総用水施設に係る業務  
業務場所1：千葉県香取市佐原イ3076（成田北総管理所）  
業務場所2：千葉県香取郡東庄町笹川ろ81（東総管理所）  
業務場所3：千葉県成田市、香取郡多古町、山武郡芝山町、横芝光町（成田用水施設）  
業務場所4：千葉県香取市、匝瑳市、旭市、成田市、香取郡多古町（北総東部用水施設）  
業務場所5：千葉県香取市、旭市、銚子市、香取郡東庄町（東総用水施設）
  3. 房総導水路施設に係る業務  
業務場所1：千葉県大網白里市池田455（房総導水路管理所）  
業務場所2：千葉県市原市犬成地内（長柄ダム）、千葉県東金市松之郷地内（東金ダム）他  
業務場所3：千葉県山武郡横芝光町、山武市、東金市、大網白里市、千葉市、茂原市、市原市、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町（房総導水路）
- 3 契約期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥ , , -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ , , -)

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 千葉県八千代市村上3139  
氏名 独立行政法人水資源機構分任契約職  
千葉用水総合管理所長

受注者 住所  
氏名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第7条に規定する担当職員（以下「担当職員」という。）を経由するものとする。
- 3 前項の書類は、担当職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第4条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処

理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

#### (履行体制の把握)

第5条 受注者は、前条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

#### (秘密の保持等)

第6条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

#### (担当職員)

第7条 発注者は、業務の履行に関する指示及び確認を行うため担当職員を定め、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は次条に基づいて定められる業務管理責任者に対する指示、承諾又は協議
- 二 業務の処理のために必要な図書の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- 三 業務の処理状況の確認

#### (業務管理責任者等)

第8条 受注者は、業務管理責任者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。業務管理責任者を変更したときも同様とする。

2 業務管理責任者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、次条に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

#### (措置請求)

第9条 発注者は、業務管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

#### (禁止行為)

第10条 受注者及び業務管理責任者（以下「受注者等」という。）は、業務の職務に利害関係のある業者又は個人（以下「利害関係者」という。）との関係において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）及び金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 二 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付け及び無償で役務の提供を受けること。
- 三 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第14項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 四 利害関係者から供給接待を受けること。
- 五 利害関係者と共に飲食、遊技又はゴルフ及び旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- 六 その他職務の執行の公正さに対する国民の疑念や不信を招くような行為。

#### (権利義務の譲渡等及び著作権の帰属)

第11条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、この契約の目的物（以下「目的物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が部分払等によつてもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 5 目的物について、著作権を生ずるときは、その著作権は、全て発注者に帰属する。

#### (履行報告及び確認)

第12条 受注者は、履行した業務についてその結果を1ヶ月毎に取りまとめ、毎月7日までに前月分に係る業務履行報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の業務履行報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、自ら又は業務履行の確認を行うものとして発注者が指定した職員（以下「確認者」という。）により、業務履行の確認を行い、当該確認の結果を書面により受注者に通知しなければならない。

（請負代金額の変更方法等）

第13条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第14条 発注者又は受注者は、履行期間内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残代金額と変動後残代金額との差額のうち変動前残代金額の1000分の15を超える（増減を問わない）額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

（出来高に関する協議）

第15条 各事業年度の出来高予定額は、この契約の締結後速やかに、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。出来高予定額を変更する場合も同様とする。

（物品等の調達）

第16条 受注者が使用する全ての物品、消耗品等について、自己の負担と責任において確保しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、自己の負担と責任において確保することができない場合は、発注者との貸借契約に基づき借り受けることができる。

（庁舎等の使用）

第17条 受注者は、発注者が貸与する庁舎等を貸借契約に基づき無償で使用するすることができる。

2 前項の使用に係る光熱費等は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 受注者は、第1項に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、故意又は重大な過失により庁舎等をき損又は滅失したときは、発注者の指定する期間内までに代品を納め又は原状に復し若しくは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（業務処理の結果の報告等）

第18条 受注者は、仕様書に定めるところにより発注者に業務処理の結果を報告しなければならない。

- 2 発注者又は担当職員は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第21条 業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務の履行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第23条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受

けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

- 第24条 受注者は、前条第2項及び第12条第2項の規定による通知を受けたときは、発注者に対して、書面により当該月の業務履行に相当する請負代金（以下「請求額」という。）の支払いを請求することができる。
- 2 前項の請求額は請負代金から前条に規定する受注者がその時点までに受領した部分払金の額を差し引いた額とする。
  - 3 発注者は、第1項の請求を受領したときは、その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第25条 発注者は、第23条第3項若しくは第4項による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

- 第26条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第24条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第27条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合（設計図書に基づき担当職員の指示するところにより履行すべき部分及びその期間を別に定めた場合にあつては、その期間内に当該履行すべき部分を完了することができない場合を含む。）においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額（設計図書に基づき担当職員の指示するところにより履行すべき部分及びその期間を別に定めた場合にあつては、当該履行すべき部分に相応する請負代金相当額）につき、遅延日数に応じ国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。
  - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第24条第3項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて

その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第11条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 受注者の責めに帰すべき理由により日々の業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 四 業務管理責任者を配置しなかったとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第28条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第11条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第11条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 第30条又は第30条の2第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 十一 受注者に関して、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- 十二 受注者に関して、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

2 発注者は、前条又は前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相当する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第28条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前二条の規定によりこの契約が解除された場合
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第29条 発注者は、業務が完了しない間は、第28条又は第28条の2第1項の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 第28条の2第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条の2 受注者は次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

- 一 第19条第1項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第19条第1項の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
  - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 受注者は、前条又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(違約金等の徴収)

第31条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第32条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分

野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第33条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第三号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本特約に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第34条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

# 千葉用水施設管理業務

## 仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構

千葉用水総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する千葉用水施設管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、契約職又は分任契約職をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に際し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は業務管理責任者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第7条第1項に規程する者をいう。
- (4) 「確認者」とは、契約書第12条第2項の規定に基づき、業務履行の確認を行うために発注者が定めた者をいう。
- (5) 「業務管理責任者」とは、契約の履行に関する運営（業務の管理及び統括）を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「管理業務員」とは、業務管理責任者のもとで業務を担当する者であって受注者が定めた者（業務管理責任者を除く。）をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (8) 「契約書」とは、業務請負契約書をいう。
- (9) 「設計図書」とは、仕様書、図面、業務数量総括表、現場説明書及び現場説明に関する質問回答書をいう。
- (10) 「仕様書」とは、業務を遂行するにあたり、規定される事項を記載したものをいう。
- (11) 「業務数量総括表」とは、業務履行に関する種類、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (12) 「現場説明書」とは、業務の入札に参加する者に対して発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (13) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (14) 「指示」とは、担当職員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- (15) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは担当職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (16) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合意し結論を得ることをいう。
- (17) 「提出」とは、受注者が担当職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、差し出すことをいう。
- (18) 「提示」とは、担当職員が受注者に対し業務に係る書面又はその他の資料を示し説明することをいう。
- (19) 「報告」とは、受注者が担当職員に対し、業務の状況又は結果等について書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「通知」とは、担当職員が受注者に対し、又は受注者が担当職員に対し業務の

履行に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

- (21) 「受理」とは、提出又は通知された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (22) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。
- ① 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- ② 電子納品を行う場合は、別途担当職員と協議するものとする。
- (23) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (24) 「立会」とは、契約図書に示された項目において、担当職員が臨場し内容を確認することをいう。
- (25) 「業務履行の確認」とは、確認者が契約書第12条第2項に基づいて業務履行の確認を行うことをいう。
- (26) 「契約期間」とは、契約図書に明示した業務を履行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (27) 「履行期間」とは、契約期間のうち、契約図書に明示した業務を履行するための始期日から終期日までの期間をいう。

### 第3節 履行場所

本業務を履行する場所は、次のとおりとする。

#### 1. 印旛沼開発施設に係る業務

業務場所1：千葉県八千代市村上 3139（大和田機場）

業務場所2：千葉県印旛郡栄町大字和田 179（印旛機場）

業務場所3：千葉県印旛郡栄町大字酒直 1737（酒直水門及び酒直機場）

業務場所4：千葉県千葉市、八千代市、佐倉市、成田市、印旛郡栄町、印西市（印旛沼調整池堤防他）

#### 2. 成田用水施設、北総東部用水施設及び東総用水施設（以下「三用水施設」という。）に係る業務

業務場所1：千葉県香取市佐原イ 3076（成田北総管理所）

業務場所2：千葉県香取郡東庄町笹川ろ 81（東総管理所）

業務場所3：千葉県成田市、香取郡多古町、山武郡芝山町、横芝光町（成田用水施設）

業務場所4：千葉県香取市、匝瑳市、旭市、成田市、香取郡多古町（北総東部用水施設）

業務場所5：千葉県香取市、旭市、銚子市、香取郡東庄町（東総用水施設）

#### 3. 房総導水路施設に係る業務

業務場所1：千葉県大網白里市池田 455（房総導水路管理所）

業務場所2：千葉縣市原市犬成地内（長柄ダム）、千葉県東金市松之郷地内（東金ダム）他

業務場所3：千葉県山武郡横芝光町、山武市、東金市、大網白里市、千葉市、茂原市、市原市、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町（房総導水路）

#### 第4節 業務概要

本業務は、印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設について、各管理施設の巡視等を実施するものであり、主な業務内容は次のとおりとする。

##### 1. 共通業務

- 一 管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施設等の点検等
- 二 施設管理用機器等の異常発生時の通報・対応
- 三 その他、担当職員から業務管理責任者を通じて指示する業務

##### 2. 印旛沼開発施設に係る業務

- 一 管理施設の除草等
- 二 不法投棄物の集積・運搬
- 三 アオコ発生状況調査及び記録

##### 3. 三用水施設に係る業務

###### (1) 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務

- 一 ファームポンド等の水質調査及び記録
- 二 制水弁、排水工、空気弁工の機能点検及び記録
- 三 機構で実施する「施設の長寿命化・更新等の調査・検討に係る現地調査」(以下「ストックマネジメント現地調査」という。)に係る作業
- 四 カワヒバリガイ調査に係る作業

###### (2) 東総用水施設に係る業務

- 一 笹川取水工の除塵、集積及び運搬作業
- 二 管理施設の除草等
- 三 ファームポンド等の水質調査及び記録
- 四 スtockマネジメント現地調査に係る作業
- 五 ファームポンドの浮き草除去作業
- 六 カワヒバリガイ調査に係る作業

##### 4. 房総導水路施設に係る業務

- 一 長柄ダム、東金ダムの水質調査及び記録
- 二 長柄ダム、東金ダム周辺の井戸等の水位測定及び記録
- 三 長柄ダム、東金ダム周辺及び管理棟周辺の清掃
- 四 管理施設の軽微な除草等

##### 5. 印旛沼開発施設に係る業務(塵芥処理作業(重機等の使用を伴う作業)) 塵芥処理作業(重機等の使用を伴う作業)

#### 第5節 契約期間

契約締結の翌日から令和11年3月31日

#### 第6節 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

#### 第7節 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりである。

#### 第8節 業務管理責任者

1. 本業務において業務の指揮監督を行う業務管理責任者は、入札公告及び入札説明書（入札公告時に配布）の「配置予定業務管理責任者の資格、業務実績」を記載する様式に配置予定業務管理責任者として記載した者の中から配置するものとする。ただし、業務管理責任者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限る。
2. 病休等特別な理由のためやむを得ず業務管理責任者を変更する場合は、担当職員の承諾を得て、本業務の入札説明書に定められた業務管理責任者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

#### 第9節 管理業務員

1. 本業務に従事する者（以下、「管理業務員」という。）は以下の業務を行うものとする。
  - (1) 管理員A
    - ・吊上げ重量1 t以上のクレーン装置付きトラック等を運転及び操作して行う業務
    - ・各施設において、巡視点検、維持補修、水質調査等を実施する業務
  - (2) 管理員B
    - ・機械重量3 t未満のバックホウ（クローラ型）、ホイールローダの運転及び操作かつ動力草刈機を運転及び操作して行う機械除草を主体的に行う業務
    - ・各施設において、巡視点検、維持補修、水質調査等を実施する業務
  - (3) 管理員C
    - ・各施設において巡視点検、維持補修、水質調査等を実施する業務
2. 管理業務員は次の資格又は業務経験を有している者とする。

##### 【管理員A】

管理員Aは、第一種運転免許（中型免許）取得後3年以上の運転経験、小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証を有し、以下のいずれかの資格又は経験等を有する者とする。

- ① 入札説明書4.（4）①に掲げる資格又は経験を有する者
- ② 二級土木施工管理技士の資格を有する者
- ③ 河川又は道路に関する技術的行政従事の8年以上の経験を有する者
- ④ 「同種業務」（民間競争入札実施要項（案）3.3（2）【同種業務として認める履行実績の要件】参照）の経験を1件以上有する者
- ⑤ その他当機講が認めた管理業務の資格を有する者

##### 【管理員B】

管理員Bは、第一種運転免許（普通免許）取得後3年以上の運転経験、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育及び管理員Aの①～⑤のいずれかに該当する資格又は経験等を有する者。

##### 【管理員C】

管理員Cは、第一種運転免許（普通免許）取得後3年以上の運転経験及び管理員Aの①～⑤のいずれかに該当する資格又は経験等を有する者。

3. 管理業務員が受注者の組織に属していることを証する書面として、契約締結後速やかに標準報酬決定通知書の写し又は健康保険証の写しを発注者に提出しなければならない。

#### 第10節 業務打合せ

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務管理責任者と担当職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、業務打合せ簿（別記様式第5）に記録し相互に確認しなければならない。  
なお、電子メールで確認した内容については、必要に応じて業務打合せ簿を作成するものとする。
2. 業務管理責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに担当職員と協議しなければならない。
3. 業務管理責任者は、次に掲げる事項について、担当職員との打合せを行い、その都度業務打合せ簿を作成し相互に確認するものとする。なお、打合せは対面を想定しているが、担当職員と協議の上、Web 会議等により実施することもできるものとする。
  - (1) 業務計画書提出時  
業務履行開始時及び変更時
  - (2) 業務日報の提出及び履行状況の確認  
印旛沼開発施設、三用水施設及び房総導水路施設毎に月1回以上
  - (3) その他業務上必要な場合

#### 第11節 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約書又はこの仕様書の定めに従い、契約締結後に関係書類を担当職員を経て、発注者に提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、担当職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

#### 第12節 質問回答等

1. 受注者は、契約書及び設計図書の規定に基づく質問等を含め、業務の実施に関し、書面によらずに担当職員に口頭で質問をすることができるものとし、担当職員は口頭で回答することができるものとする。
2. 担当職員は、受注者又は業務管理責任者が、前項に基づく口頭の質問に対する担当職員の回答を記載した書面の交付を受けたい旨の申し出をした場合には、申し出の翌日から3日以内に、書面にて回答するよう努めるものとする。ただし、申し出が書面でなされた場合は、書面の提出された日の翌日から起算して3日以内に、発注者は書面にて回答しなければならない。

#### 第13節 電子メールの使用等

1. 契約書及び設計図書において書面で行うこととされている指示、承諾、報告、通知、請求、申し出、指定、質問、回答（以下本節において「指示等」という。）は、

電子メール又は情報共有システムで行うことができるものとする。この電子メールを活用する場合においては、電子メールを送信されるこれらの相手方となるべき者の使用に係わる電子計算機(メールサーバー)に備えられたファイルに、記録されたことをもって書面の交付がなされたものとする。ただし、当該電子メールが送信された相手方が、ファイルへの記録を出力することによる書面の作成をすることができるものの場合に限る。

2. 前項の規定にかかわらず、履行期間の変更の請求、業務管理責任者等に対する措置請求、甲又は乙の契約解除の申し出、部分払いの請求又は請負代金額の請求若しくは変更の請求、設計図書において様式が定められ押印が必要なもの並びに担当職員が指定するものについては、書面によらなければならない。
3. 第1項の規定に基づき電子メールで行われた指示等は、担当職員又は業務管理責任者が、それらを記載した書面の交付を受けたい旨を申し出した場合には、申し出の翌日から起算して7日以内に、それらを書面に記載して交付しなければならない。
4. 電子メールで行われた指示等の到達は、これらの相手方となるべき者の使用に係わる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時とする。

#### 第14節 情報共有システムの活用（試行）

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用に関する試行対象業務である。受注者は、契約後、監督員へ提案・協議をおこない、監督員が承諾した場合に受注者希望型として情報共有システムを利用することができる。  
情報共有システムを利用する場合は、以下、2.～5.を適用するものとする。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムを選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 1.7）
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事
5. 受注者は、監督員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

### 第15節 管理業務員の教育

業務管理責任者は、管理業務員に対し、業務打合せ時の指示事項の伝達や、本業務等に関する教育を実施し、業務に関する習熟を図るものとする。

なお、実施後は担当職員へ報告するものとする。

### 第16節 施設等の使用

1. 受注者は、本業務の実施上必要な庁舎等の施設を、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。

2. 前項に掲げる受注者が無償で使用できる庁舎等とは、次表に示す施設とする。

対象施設名称	所在地	備考	
印旛沼開発施設	大和田機場西別棟	千葉県八千代市村上3139	敷地を含む
成田用水施設及び北総東部用水施設	成田北総管理所控室 (船戸機場)	千葉県香取市佐原イ3076	敷地を含む
東総用水施設	東総管理所事務室及び休憩室	千葉県香取郡東庄町笹川ろ81	敷地を含む
房総導水路施設	房総導水路管理所管理棟	千葉県大網白里市池田455	敷地を含む
	長柄ダム管理棟	千葉県市原市犬成字芝山976-2	

3. 受注者は、第1項に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

### 第17節 貸与品等

1. 貸与品については、各々の施設に係る業務を履行するため、対象施設毎の業務場所にて使用することを原則とする。

2. 本業務に必要な次の貸与品等については、別途使用貸借契約を締結し、貸与する。  
なお、これらの物品等については、機構職員も使用する場合がありますため、担当職員より事前に使用の申し出がある場合には、受注者は協力しなければならない。

対象施設名称	貸与品名	単位	数量	備考
各施設（共通）	机、椅子	式	1	必要数
印旛沼開発施設	肩掛け式刈払機	台	3	
	歩行型芝刈機	台	2	
成田用水施設及び北総東部用水施設	肩掛け式刈払機	台	2	
	ポンプパッケージ	台	2	
	ポンプパッケージ用発電機	台	2	
東総用水施設	肩掛け式刈払機	台	1	
房総導水路施設	肩掛け式刈払機	台	3	
	パーソナルコンピュータ	台	1	
	USBメモリ	個	1	

3. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務の履行上消費する燃料について、本貸与品に適合する油脂類を確認後使用するものとし、その費用は受注者の負担とする。  
 なお、機構職員が使用する場合に係る燃料については、発注者が負担するものとする。
4. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸与品における消耗品（本節第3項に係る油脂類は除く）についての交換・補充及び受注者の責によらない修理等を行う必要があると認められるときには、担当職員と協議を行うものとする。
5. 貸与品は本節第2項に示すもののほか、業務履行の必要に応じ、発電機、エンジンポンプ、スコップ等をその都度、発注者より貸与することがある。

#### 第18節 貸与車両等

1. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、本業務に必要な次の車両等（表①専用使用車両、表②共用使用車両）については、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。

表②に掲げる車両については、機構職員も使用する場合があります。担当職員より事前に使用申し出がある場合には、受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は協力しなければならない。

表①専用使用車両

対象施設名称	区分	車種	車名	年式	型式	登録番号	備考
印旛沼開発施設	自動車	最大積載量1000kg	トヨタトヨエース（ダブルキャブ）	R2.1	LDF-KDY281	習志野400 つ93-85	
		最大積載量3000kg	三菱ふそうキャンター（タダノ製クレーン2.93t吊付き）	H30.3	TKG-FECS0K74 S004	習志野400 す95-72	
	作業車	工作車	共栄社バロネス（ハンマナイフモア草刈車）	H26.3	HMC1560		2台
			石川島建設ミニショベルバックハウ	H5.3	30J		
			小松ホイールローダ	H14.3	WA40		

表②共用使用車両

対象施設名称	区分	車種	車名	年式	型式	登録番号	備考
印旛沼開発施設	自動車	最大積載量2000kg	三菱キャンター	R5.9	2RG-FBA30	習志野400 て41-17	
成田用水施設及び北総東部用水施設	自動車	最大積載量2000kg	トヨタトヨエース（ユニック製クレーン2.3t吊付き）	H11.10	KK-XZU 37	千葉100 さ37-30	
東総用水施設	自動車	最大積載	ニッサン ダットサン	H11.1	GA-LFMD22	千葉100	

		量400kg				さ17-19	
--	--	--------	--	--	--	--------	--

2. 印旛沼開発施設以外に係る、仕様書第1章第4節1. 一の業務の他、次に掲げる業務に使用する車両は、受注者で確保するものとする。
  - (1) スtockマネジメント現地調査に係る業務
  - (2) カワヒバリガイ調査に係る業務
  - (3) 水質調査に係る業務
  - (4) 水位測定に係る業務
  - (5) 軽微な除草等に係る業務
  
3. 受注者は、業務の履行上消費する燃料について、貸与車両等に適合する油脂類を確認後使用するものとし、その費用は受注者の負担とする。  
 なお、機構職員が使用する場合に係る燃料については、発注者が負担するものとする。
  
4. 受注者は、車両等を運転するときは、法規等の遵守、車両等の保護、安全な運転、故障等の早期発見に努めなければならない。また、自動車運転中に人身、対物及び車両の事故が生じた場合は、直ちに担当職員に報告し、責任を持ってその処理に当たらなければならない。  
 なお、事故の報告を受けた場合、発注者並びに受注者は直ちにその処置について協議するものとし、事後の処理については協力して処理するものとする。
  
5. 事故の原因が管理業務員の故意或いは関係法規等遵守事項を怠って発生した事故であると認められる場合は、事故処理に要する全ての経費を受注者が負担するものとする。また、その際発注者が加入している自動車保険（表②共用使用車両）を使用する場合は、発注者が負担した保険料（年額相当分）を受注者に請求できるものとする。
  
6. 事故により、発注者が加入している自動車保険（表②共用使用車両）に定める保険金額以上の損害が発生した場合には、発注者と受注者が協議し事故処理に要する経費の負担を定めるものとする。
  
7. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、車両等について次に掲げる措置を講ずる必要があると認められるときには、発注者に当該措置を講ずることを求めることができるものとするが、発注者が当該措置を受注者へ指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。
  - (1) 車検及び定期点検整備
  - (2) タイヤ、バッテリー等車両に係る消耗品の交換・補充
  - (3) 作業車の付属部品等（履帯等）の取替
  - (4) カークーラー等の修理、調整及びガス交換
  - (5) その他、受注者の責によらない修理等で必要なもの

#### 第19節 車両等の保険加入

1. 受注者は、業務の履行のために使用する前節1. 表①専用使用車両に示す車両等に対して、仕様書第1章第6節に定める履行期間を保険期間とする自動車保険契約

を、次に定めるところを最低条件として締結し、その費用を負担しなければならない。

なお、この条件により難い車両がある場合、受注者は事前に協議するものとし、承諾を得るものとする。

〔担保種目及び保険金額〕

イ	対人賠償（1名）	無制限
ロ	対物賠償（1事故）	無制限
ハ	人身傷害	5,000万円
ニ	無保険者傷害	20,000万円
ホ	搭乗者傷害	1,000万円

（医療保険金：入院15,000円、通院10,000円）

※ 表①専用使用車両の石川島建設ミニショベルバックハウにおける対物賠償の保険金額については、100,000万円とする。

2. 受注者は、前項に定める自動車保険契約を締結し、当該証券を受理したときは、速やかに当該証券の写しを担当職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、前項に定める証券の写しを提出できないときは、当該自動車保険契約の申込書の写しと共に、保険料の領収書等の写しを速やかに担当職員に提出し、自動車保険契約が締結していることの証明を提出しなければならない。

なお、この場合において、後日当該証券を受理したときは、速やかにその写しを担当職員に提出するものとする。

4. 機構職員も使用する場合がある前節1. 表②共用使用車両に示す車両については、発注者の負担において当該自動車保険に加入しており、その内容については次のとおりである。

〔担保種目及び保険金額〕

イ	対人賠償（1名）	無制限
ロ	対物賠償（1事故）	無制限
ハ	人身障害	5,000万円
ニ	無保険者障害	20,000万円
ホ	搭乗者障害	1,000万円

（医療保険金：入院15,000円、通院10,000円）

## 第20節 貸出品等

1. 貸出品については、各々の施設に係る業務を履行するため、対象施設毎の業務場所にて使用することを原則とする。
2. 受注者は、業務契約を履行する目的以外で貸出品を使用してはならない。
3. 本業務に必要な次の貸出品等については、各々の施設に係る業務の履行に際して必要とされる場合にその都度貸し出しをする。

なお、これらの貸出品等については、機構職員も使用する場合があるため、使用にあたり、受注者は担当職員と調整を図らなければならない。

対象施設名称	貸出品名	単位	数量	備考
--------	------	----	----	----

印旛沼開発施設	タブレット端末	台	1	
成田用水施設及び 北総東部用水施設	タブレット端末 多項目水質計（ポータブル式）	台 台	1 1	
東総用水施設	タブレット端末 多項目水質計（ポータブル式）	台 台	1 1	
房総導水路施設	タブレット端末 多項目水質計（ポータブル式） 水位計（巻尺型）	台 台 台	2 2 4	

4. 受注者は、貸出品を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
5. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸出品について、修復が必要な箇所を発見したときは、速やかに担当職員に連絡するものとする。
6. 受注者の責に帰すべき事由により、貸出品に修復の必要が生じたときは、受注者がその費用を負担するものとする。
7. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸出品における消耗品についての交換・補充及び受注者の責によらない修理等を行う必要があると認められるときには、担当職員と協議を行うものとする。

#### 第21節 資料の一時的使用

1. 発注者は、業務の実施のために必要となる図面、書類、その他の資料（電磁的記録の記録媒体を含む。以下同じ。）を、受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員に一時的に使用させるものとする。
2. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務の実施のため必要がなくなった場合、又は仕様書第1章第6節の履行期間の満了の日のいずれか早い時に、前項の規定に基づき一時的使用を認められた図面、書類、その他の資料を発注者に返却しなければならない。
3. 発注者は、前項の規定にかかわらず、発注者が資料の返却を求めた場合は、何時でも一時使用を中止させ、一時的に使用させていた図面、書類、その他の資料を回収することができるものとする。この場合において、発注者は受注者に指示せずに行うことができるものとし、受注者は当該回収に応じなければならない。
4. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、第1項の規定に基づき一時的使用を認められた図面、書類、その他の資料を業務以外の目的に使用してはならない。また、複製し若しくは仕様書第1章第3節の履行場所から持ち出してはならず、又は第三者に提供若しくは閲覧させてはならない。
5. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員が前項の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員の責任において紛争を解決し、その損害を賠償しなければならない。

## 第 22 節 安全・衛生等

1. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、現場における安全、衛生その他秩序維持に関する諸法規を遵守し、本業務を履行するものとする。
2. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準（平成 27 年 7 月）」（独立行政法人水資源機構）を適用するものとする。  
なお、肩掛け式草刈機を使用する者について、刈払機取扱作業安全衛生教育を終了したものが行うものとする。
3. 受注者は、電動丸のこを使用する者について、丸のこ等取扱い作業従事者教育を終了したものが行うものとする。
4. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに担当職員が指示する様式により事故報告書を速やかに担当職員に提出し、担当職員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

## 第 23 節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることができる。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない

## 第 24 節 情報セキュリティポリシーの遵守

受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務の実施に際して、担当職員が別途指示する情報セキュリティポリシーに関する事項を遵守しなければならない。

## 第 25 節 業務の履行報告及び確認

1. 受注者は、契約書第 12 条第 1 項の業務履行報告書（別記様式第 1）の提出にあたっては、業務履行調書（別記様式第 2）及び業務日報（別記様式第 4）を添付するものとする。
2. 発注者は、契約書第 12 条第 2 項の規定による確認の結果の通知は、業務履行確認通知書（別記様式第 3）により行うものとする。

## 第 26 節 身分証明書等の交付

1. 発注者は、受注者に対し、受注者の定める管理業務員ごとに業務の履行上必要な身分証明書及び腕章（名札）（以下「身分証明書等」という。）を交付する。

2. 受注者は、業務の履行にあたって、前項により発注者が交付する身分証明書等を常に業務管理責任者若しくは管理業務員に携帯させ、業務中は常時確認できる箇所に腕章（名札）をつけさせなければならない。
3. この身分証明書等は、業務の実施上必要な場合又は請求があった場合等に、第三者に提示しなければならない。
4. 受注者は、業務が完了した時は、すみやかに交付された身分証明書等を発注者に返却するものとする。

#### 第 27 節 業務実施計画書の提出

1. 受注者は、あらかじめ業務実施計画書を作成し、担当職員に提出するものとする。
2. 業務実施計画書には、下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 業務履行組織表
  - (3) 連絡体制（緊急時の体制等を含む）
  - (4) 打合せ計画
  - (5) 業務を履行する上での従事者間の引継等の措置
  - (6) 創意工夫の発揮可能性
  - (7) その他担当職員が記載を求めたもの
3. 受注者は、業務実施計画の重要な内容を変更する場合は、その都度担当職員に変更業務実施計画書を提出しなければならない。
4. 担当職員が特に指示した事項について、受注者はさらに詳細な業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 第 28 節 業務指示書

担当職員は、業務内容を指示する必要がある場合、業務指示書（別記様式第 6）を作成し、業務管理責任者に指示するものとする。

#### 第 29 節 準備期間の確保

1. 本業務は、令和 8 年 4 月 1 日からの業務開始に必要な準備期間を確保するため、開札を令和 8 年 2 月中に実施する業務である。
2. 本業務で、一定期間の管理業務員の研修を希望する場合は、受注者の負担と責任により行うものとする。

#### 第 30 節 業務引継ぎへの協力

1. 現行の受注者事業者からの引継ぎ  
本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の受注者から業務の引継ぎを受けるものとする。  
なお、その際の事務引継ぎに必要な経費が必要となった場合は、担当職員と

協議を行うものとし、必要に応じて設計変更を行うものとする。

## 2. 本業務終了の際の引継ぎ

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、本業務を受注した受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の受注者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費が必要となった場合は、担当職員と協議を行うものとし、必要に応じて設計変更を行うものとする。

## 第 31 節 関連法令及び条例の遵守等

1. 受注者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務の実施に当たって関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

2. 受注者は、独立行政法人水資源機構役員及び職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）を遵守し、本業務を履行するものとする。

## 第 32 節 設計変更

仕様書で明記した事項が、担当職員の指示又は担当職員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更協議を行うものとする。

また、仕様書第 2 章第 3 節の業務内容に変更が生じた場合は、担当職員と協議を行うものとする。

## 第 33 節 損害の額

契約書第 19 条第 2 項等に規定する受注者の損害は、現に生じた損害とする。

## 第 34 節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1節 業務目的

本業務は、機構が管理する印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設について、巡視点検、維持補修、水質調査等を実施するものである。

### 第2節 業務体制

1. 印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設に配置する管理業務員は、次のとおりとする。業務管理責任者は、業務体制について担当職員へ提出するものとする。

(1) 印旛沼開発施設

管理員A、管理員B及び管理員Cによる業務体制とする。

(2) 三用水施設

管理員A及び管理員Cによる業務体制とする。

(3) 房総導水路施設

管理員Cによる業務体制とする。

2. 本業務の実施時間は、次のとおりとする。

(1) 平日

印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設ともに、実施時間は8時30分から17時00分までとし、各々の労働時間は7時間30分とする。

(2) 休日

休日業務は房総導水路施設のみとし、房総導水路管理所での実施時間は8時30分から12時00分まで、労働時間は3時間30分とする。また、長柄ダム管理棟での業務実施時間は8時30分から17時00分まで、労働時間は7時間30分とする。

なお、休日とは土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日～1月3日及び5月1日とする。

### 第3節 業務内容

1. 共通業務

(1) 管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等点検等

受注者は、仕様書第2章第3節2.～4.に示す内容を行うものとする。

(2) 施設管理用施設等の異常発生時の通報・対応

受注者は、機構の管理施設の障害等による警報・異常を発見した場合は、担当職員に速やかに報告する。

(3) 防災に係る業務

受注者は、別途担当職員の指示に基づき、当機構の防災態勢時に巡視及び塵芥処理作業等を行うものとする。

なお、仕様書第2章第2節に示す本業務の実施時間以外に担当職員が作業を指示した場合は、設計変更協議の対象とする。

(4) その他、担当職員から業務管理責任者を通じて指示する業務

2. 印旛沼開発施設に係る業務

(1) 印旛機場、大和田機場（付帯施設含む）、調整池堤防及び捷水路施設の巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視及び集積・運搬、施錠等の点検（毎週

1回以上、複数名体制)。

なお、巡視は別記様式第10により実施するものとし、別途貸与するタブレット端末に設定されている巡視システムを用いることを原則とする。

(2) 酒直水門並びに酒直機場の軽微な維持補修、不法投棄物等の集積・運搬(複数名体制、対象となる範囲及び時期は、その都度担当職員が指示する)。

(3) 印旛機場、大和田機場(付帯施設含む)、酒直水門、酒直機場、調整池堤防並びに捷水路施設の除草を行う。堤防等の除草について年間計画を策定し、その進捗管理を行うものとし、担当職員へ報告するものとする。

なお、肩掛け式草刈機を使用する者については、刈払機取扱作業安全衛生教育を終了したものが行うものとする(毎週3回以上、複数名体制)。

(4) 印旛機場、大和田機場並びに天戸、長作制水門の点検及び軽微な整備(毎週1回以上、複数名体制)。

なお、点検・整備の記録は、別記様式第11によるものとする。

(5) アオコ発生状況(レベル、範囲等)調査及び記録(毎週1回以上(但しアオコ発生が収束「例年5月～11月がアオコ発生」すれば調査不要であるが、詳細は担当職員の指示によるものとする)、15カ所、複数名体制)

なお、調査結果は別記様式第13によりとりまとめを行うものとする。

(6) 塵芥処理作業(人力による作業)。

大和田機場並びに印旛機場ポンプ運転時等に漂着する塵芥の処理作業(除塵設備等の操作を含む)(複数名体制)。

なお、作業時期等はその都度担当職員が指示するものとし、仕様書第2章第2節に示す本業務の実施時間以外に担当職員が作業を指示した場合は、設計変更協議の対象とする。

(7) 印旛沼開発施設内で発生した塵芥等に関し、別途担当職員が塵芥処分について指示する場合がある。この場合設計変更協議の対象とする。

### 3. 三用水施設に係る業務

(1) 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務

1) 機構が直接管理する管理施設についての巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検(毎週1回以上、複数名体制)。

なお、巡視は別記様式第10により実施するものとし、別途貸与するタブレット端末に設定されている巡視システムを用いることを原則とする。また、軽微な維持補修として肩掛け式草刈機を使用する場合は、刈払機取扱作業安全衛生教育を終了した者が行うものとする。

2) ファームポンド等の水質(水温、濁度、pH、DO、導電率、TDS)調査及びアオコ発生状況(レベル、範囲等)調査並びに記録(成田用水施設3カ所、北総東部用水施設8カ所について毎週1回以上、成田用水施設3カ所、北総東部用水施設16カ所について2週に1回以上)。

なお、調査結果は別記様式第13によりとりまとめを行うものとする。

3) 制水弁、排水工、空気弁工の機能点検(点検に伴う弁室内の排水作業を含む)及び点検結果の記録(3ヶ月に1回以上、成田用水施設51カ所、北総東部用水施設134カ所、複数名体制)。

なお、点検は別記様式第14に基づき実施するものとする。

4) 幹線水路等充排水作業及びストックマネジメント現地調査等に係る交通誘導並びにマンホール蓋開閉操作等の作業(複数名体制)。

なお、作業時期はその都度担当職員が指示する。

- 5) カワヒバリガイの付着状況調査（写真撮影、調査資材揚げ降ろし及び補修並びに調査後のカワヒバリガイ除去を含む）及び記録（毎月1回以上、複数名体制）。

なお、調査結果の記録方法及び記録様式等は別途担当職員が指示する。

(2) 東総用水施設に係る業務

- 1) 機構が直接管理する管理施設についての巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検、海上加圧機場及び飯岡調整水槽の予備発電設備の漏油確認（毎週1回以上、複数名体制）。

なお、巡視は別記様式第10により実施するものとし、別途貸与するタブレット端末に設定されている巡視システムを用いることを原則とする。

- 2) 笹川取水工スクリーンの除塵・集積作業（毎週2回以上）。  
3) 笹川取水工自動除塵機の塵芥集積・運搬（運搬場所は業務場所1，毎週1回以上）

- 4) 管理施設（笹川取水工他8カ所）の除草（各施設年2回以上）。  
5) ファームpond等の水質（気温、水温、PH、導電率、濁度、D0、水の色）調査及び記録（7カ所「様式13の東総用水施設①」を毎週1回以上、14カ所「様式13の東総用水施設②」を毎月1回以上）。

アオコ発生状況（レベル、範囲等）調査及び記録（毎週1回以上、16カ所のファームpondを対象とし、神代・松ヶ谷ファームpondは除く）。

なお、アオコの状況調査は、発生した箇所を対象として実施する。

また、調査結果は上記に示すとおり別記様式第13の東総用水施設①～③により、とりまとめを行うものとする。

- 6) 機構が実施している水質対策施設（ファームpond部）の維持管理（浮き草除去・集積）作業（6月～10月に毎月1回以上、繁茂箇所を対象として実施）。  
7) スtockマネジメント現地調査に係る交通誘導及びマンホール蓋開閉操作等の作業

なお、作業時期はその都度担当職員が指示する。

- 8) カワヒバリガイの付着状況調査（写真撮影、調査資材揚げ降ろし及び補修並びに調査後のカワヒバリガイ除去を含む）及び記録（毎月1回以上）。

なお、調査結果は別記様式第15により、とりまとめを行うものとする。

4. 房総導水路施設に係る業務

房総導水路施設に係る業務の内容は、次表のとおりとする。

なお、巡視は別記様式第10により実施するものとし、別途貸与するタブレット端末に設定されている巡視システムを用いることを原則とする。

【平日に行う業務】

時間	8:30～12:00		13:00～17:00		指定なし	
業務内容及び頻度	業務内容	頻度	業務内容	頻度	業務内容	頻度
	①東金ダム巡視	毎日	③長柄ダム巡視	毎日	⑩観測データ整理	毎日
	②東金ダム水位・水質調査(毎日調	1回		1回		1回以上

査) ③長柄ダム巡視 ④長柄ダム水位・水質調査(毎日調査) ⑤長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の開錠	⑥長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の施錠		⑰東金ダム貯水池 定点撮影	10日毎に
	⑦東金ダム水位・水質調査(毎月調査)	毎月1回	⑱長柄ダム貯水池 定点撮影	1回
	⑧東金ダム水位観測データ回収(10箇所)		⑲軽微な施設維持補修及び除草等	適宜
	⑨房総導水路施設(上流部)巡視	隔週で1回		
	⑩房総導水路施設(下流部)巡視			
	⑪南房総導水路施設巡視			
	⑫東金ダム水位・水質調査(3ヶ月毎調査)	3ヶ月に1回		
	⑬長柄ダム水位・水質調査(毎月調査) ⑭長柄ダム水位観測データ回収(8箇所)	毎月1回		
⑮長柄ダム水位・水質調査(3ヶ月毎調査)	3ヶ月に1回			

【休日に行う業務】

時間	8:30~12:00		13:00~17:00		指定なし	
業務内容及び頻度	業務内容	頻度	業務内容	頻度	業務内容	頻度
	①東金ダム巡視	毎日	③長柄ダム巡視	毎日	⑲軽微な施設維持補修及び除草等	適宜
	②東金ダム水位・水質調査(毎日調査)	1回	⑥長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の施錠	1回		
	③長柄ダム巡視					
	④長柄ダム水位・水質調査(毎日調査)					
	⑤長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の開錠					

上表の業務内容の詳細は、下表のとおりとする。

業務内容	詳細
①東金ダム巡視	別記様式第10 東金ダム巡視点検表 別記様式第10 東金ダム水質保全設備巡視点検表(1~2号) 別記様式第10 東金揚水機場ポンプ設備点検記録
②東金ダム水位・水質調査(毎日調査)	別記様式第12 東金ダム水位・水質調査 記録表(毎日調査) 別記様式第12 東金ダム水位・水質調査 位置図(毎日調査) 別記様式第10 東金ダムアオコ発生状況平面図
③長柄ダム巡視	別記様式第10 長柄ダム巡視点検表 別記様式第10 長柄ダム水質保全設備巡視点検表(1~4号) 別記様式第10 長柄揚水機場ポンプ設備点検記録
④長柄ダム水位・水質調査(毎日調査)	別記様式第12 長柄ダム水位・水質調査 記録表(毎日調査) 別記様式第12 長柄ダム水位・水質調査 位置図(毎日調査) 別記様式第10 長柄ダムアオコ発生状況平面図
⑤長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の開錠	別記様式第10 長柄ダム門扉及び車止め 位置図 9:00までに行うものとする
⑥長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の施錠	別記様式第10 長柄ダム門扉及び車止め 位置図 10月1日~3月31日の16:30以降に行うものとする
⑦東金ダム水位・水質調査(毎月調査)	別記様式第12 東金ダム水位・水質調査 記録表(毎月調査) 別記様式第12 東金ダム水位・水質調査 位置図(毎月調査)
⑧東金ダム水位観測データ回収(毎月)	複数名体制とする 機構が設置した自記記録式水位計のデータを回収する
⑧東金ダム水位観測データ回収(毎月)	別記様式第12 東金ダム水位観測データ回収 記録表(毎月調査) 別記様式第12 東金ダム水位観測データ回収 位置図(毎月調査)
⑨房総導水路施設(上流部)巡視	複数名体制とする 別記様式第10 房総導水路施設(上流部)巡視記録
⑩房総導水路施設(下流部)巡視	複数名体制とする 別記様式第10 房総導水路施設(下流部)巡視記録
⑪南房総導水路施設巡視	複数名体制とする 別記様式第10 南房総導水路施設巡視記録
⑫東金ダム水位・水質調査(3ヶ月毎調査)	別記様式第12 東金ダム水位・水質調査 記録表(3ヶ月毎調査) 別記様式第12 東金ダム水位・水質調査 位置図(3ヶ月毎調査)
⑬長柄ダム水位・水質調査(毎月調査)	別記様式第12 長柄ダム水位・水質調査 記録表(毎月調査) 別記様式第12 長柄ダム水位・水質調査 位置図(毎月調査)
⑭長柄ダム水位観測データ回収(毎月)	複数名体制とする 機構が設置した自記記録式水位計のデータを回収する 別記様式第12 長柄ダム水位観測データ回収 記録表(毎月調査) 別記様式第12 長柄ダム水位観測データ回収 位置図(毎月調査)
⑮長柄ダム水位・水質調査(3ヶ月毎調査)	別記様式第12 長柄ダム水位・水質調査 記録表(3ヶ月毎調査) 別記様式第12 長柄ダム水位・水質調査 位置図(3ヶ月毎調査)

⑯観測データ整理	業務内容①～④、⑦～⑮、⑰～⑲の記録及び写真データ整理
⑰東金ダム貯水池定点撮影	別記様式第10 東金ダムアオコ発生状況平面図による
⑱長柄ダム貯水池定点撮影	別記様式第10 長柄ダムアオコ発生状況平面図による
⑲軽微な施設維持補修及び除草等	軽微な、除草、フェンス補修、看板類清掃取替、土のう作成・設置、房総導水路施設周辺の清掃等

注1：記録した結果については、原則としてその日の17：00までに担当職員に提出するものとする。

注2：自記記録式水位計データの回収は、機構が所有するパソコンをその都度貸与するものとする。

5. 印旛沼開発施設に係る業務（塵芥処理作業（重機等の使用を伴う作業））

大和田機場並びに印旛機場ポンプ運転時等に漂着する塵芥の処理作業。

作業内容、作業時間、作業回数等については以下のとおり見込んでいるが、作業に係る実績が異なった場合は設計変更の対象とする。

なお、作業時期等はその都度担当職員が指示する。

1) 大和田機場における塵芥処理作業

- ・作業内容 陸揚げ、積込み、仮置き場（大和田機場敷地内）までの運搬（約150m）、仮置き場での敷均し
- ・作業時間 8:00から翌々日の8:00まで(48時間（休憩4時間を含む）うち深夜作業12時間)
- ・作業回数 3回（1回/年）

2) 印旛機場における塵芥処理作業

- ・作業内容 陸揚げ、積込み、仮置き場（印旛機場敷地内）までの運搬（約50m）、仮置き場での敷均し
- ・作業時間 8:00から翌々日の8:00まで(48時間（休憩4時間を含む）うち深夜作業12時間)
- ・作業回数 6回（2回/年）

－ 以 上 －

令和 年 月 日

( 発 注 者 ) 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

業 務 履 行 報 告 書

1 業務の名称

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

4 請負代金額

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した上記業務のうち、 月分( 月 日から 月 日まで)を、別添業務履行調書のとおり履行したので、千葉用水施設管理業務請負契約書第12条第1項の規定により報告します。

担当職員印	業務管理 責任者印

**業 務 履 行 調 書**  
(令和 年 月)

事務所名

業務の名称					管理業務員名				
日	曜日	履行状況	時間外	備考	日	曜日	履行状況	時間外	備考
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16					計	出勤日数			

記載要領

1. 「履行状況」欄は、所定の業務を行った日には「○」を、所定の業務を行うべき日に業務を行わなかった日には「欠」を、休日には「休」を記載する。
2. 「履行状況」欄の計は、平日勤務の日数及び半日勤務の日数をそれぞれ記載する。
3. 「時間外」欄は、所定の業務を行う時間以外の時間に業務を行った場合にその時間数を記載する。また、深夜業務等がある場合は備考欄に内訳を記載する。

( 受 注 者 ) 殿

独立行政法人水資源機構  
確認者 氏 名 印

業 務 履 行 確 認 通 知 書

(業務の名称) \_\_\_\_\_

上記業務について、月分( 月 日から 月 日まで)の履行を確認したので通知する。

なお、月分の業務履行に相当する請負代金額は、¥ \_\_\_\_\_と算定したので、併せて通知する。

# 業 務 日 報

担当職員印

業務管理 責任者印

業 務 名							
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで						
履 行 月 日	令和 年 月 日 ( ) 天候						
管 理 業 務 員 名	履 行 時 間						
	自	時	分	～	至	時	分
	自	時	分	～	至	時	分
	自	時	分	～	至	時	分
	自	時	分	～	至	時	分
実 施 業 務 の 内 容							
特 記 事 項							

# 打 合 せ 簿

業務名

発議年月日	令和 年 月 日	整理番号	
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> （    ）		
件名			

(内容)

処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> （    ） <div style="text-align: right;">                     令和 年 月 日                      します。                 </div>
	受 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> （    ） <div style="text-align: right;">                     令和 年 月 日                      します。                 </div>

担当職員印

業務管理 責任者印

令和 年 月 日

(業務管理責任者)

〇〇 〇〇 殿

担当職員等名

令和 年 月(第 週) 業務指示書の通知

令和〇年〇月〇日～〇月〇日分の業務指示書を別添のとおり通知する。なお、本計画書に変更が生じた場合は、速やかに業務管理責任者へ連絡し、変更します。

# 業務指示書

(令和 年 月)

事務所名

業務の名称			
月日	曜日	業務内容	備考
	月		
	火		
	水		
	木		
	金		
	土		
	日		



別記様式第8（参考）

貸 与 品 受 領 書

年 月 日

（担当職員）

殿

受注者 住 所  
会社名  
（業務管理責任者）  
氏 名

印

下記のとおり貸与品を受領しました。

業 務 名		契 約 日	
	品 目	数 量	備 考

（注）用紙は日本工業規格A4判縦とします。

貸 与 品 返 納 書

年 月 日

（担当職員）

殿

受注者 住 所  
会社名  
（業務管理責任者）  
氏 名

印

下記のとおり貸与品を返納します。

業 務 名		契 約 日	
品	目	数 量	備 考
			〇〇年〇〇月〇〇日受領分

上記の返納された貸与品を確かに受け取りました。

担当職員

印

（注1. 備考欄に、貸与品の引渡しを受けた年月日を記入して下さい。

（注2. 用紙は日本工業規格A4判縦とします。

別記様式第10

印旛沼開発施設巡視記録 (1/3)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
印旛機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)、 漏油	構内排水溝	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構内排水ます	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構内建物廻り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			吐出側構造物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		護岸の亀裂、漏水、沈下	構内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			吐出側	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	敷地等の状況	構造物廻り等の陥没 雑草等の繁茂状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
用地の確認	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
大和田機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)、 漏油	構内排水溝	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構内排水ます	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構内建物廻り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			吐出側構造物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		護岸の亀裂、漏水、沈下	構内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			吐出側	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	敷地等の状況	構造物廻り等の陥没 雑草等の繁茂状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
用地の確認	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

【特記事項】

別記様式第10

印旛沼開発施設巡視記録 (2/3)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
調整池堤防	管理施設の外観	堤体の変位等	堤体法面等のすべり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			堤体からの異常な漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類 フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況 不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理用道路等の状況	法面等の漏水、形状異常 舗装面の異常 安全施設の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
水位観測局 舟戸・臼井・ 吉高・瀬戸・ 羽鳥	管理施設の外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	局舎等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			管理橋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類 フェンス等立ち入り防止柵 施錠 不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
捷水路施設	管理施設の外観	堤体の変位等	堤体法面等のすべり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			堤体からの異常な漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類 フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況 不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理用道路等の状況	法面等の漏水、形状異常 舗装面の異常 安全施設の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

別記様式第10

印旛沼開発施設巡視記録 (3/3)

巡視日 令和 年 月 日( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
疎水路 (下流部) ※機構管理 施設周辺	管理施設の外観	堤体の変位等	堤体法面等のすべり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			堤体からの異常な漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理用道路等の状況	法面等の漏水、形状異常		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
舗装面の異常			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
安全施設の状況			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
天戸制水門	管理施設の外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	局舎等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			管理橋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
長作制水門	管理施設の外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	局舎等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			管理橋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

成田用水施設巡視記録 (1/3)

巡視日 令和 年 月 日( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
取水口	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	開水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			ゲート操作台(川表)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			ゲート操作台(川裏)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	護岸の亀裂、漏水、沈下	堤防(堤外、堤内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	管理橋の損傷	構造物廻り等の陥没	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		雑草等の繁茂状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	開水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		魚類の斃死				
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険個所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
流木等	流下ゴミ、流木等の状況	開水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	除塵作業の必要性	川表ゲート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
新川揚水機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	建築物・機場内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			吸水槽等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構内排水施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			新川サージタンク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	吸水槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		魚類の斃死等				
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険個所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
救命施設の状況	浮き輪等救命具の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
根木名川水管橋	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険個所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

成田用水施設巡視記録 (2/3)

巡視日 令和 年 月 日( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
下総分木工	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
尾羽根サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
尾羽根川水管橋	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
尾羽根分木工	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
幡谷サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

成田用水施設巡視記録 (3/3)

巡視日 令和 年 月 日( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項	
				異常有	異常無		
JR成田線横断部	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
名古屋分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
小泉揚水機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	建築物・機場内 吸水槽等 構内排水施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等 魚類の斃死等	吸水槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	用地杭の確認	用地杭等の欠損			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法占拠等				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
救命施設の状況	安全ロープ等救命具の状況			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管水路一般	管理施設の外観	露出配管の変形、沈下、破損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		漏水の痕跡		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		被覆土崩れ及びその他の変状		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	管理用道路等の状況	法面等の漏水、形状異常			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		舗装面の異常			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
安全施設の状況				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

# 北総東部用水施設巡視記録 (1/5)

巡視日 令和 年 月 日( 曜日)  
 天候 晴れ 曇り 小雨 雨  
 巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
取水口	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	開水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			ゲート操作台(川表)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			ゲート操作台(川裏)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	護岸の亀裂、漏水、沈下	管理橋の損傷	堤防(堤外、堤内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構造物廻り等の陥没	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			雑草等の繁茂状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等 魚類の斃死等	開水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類 フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	流木等	流下ゴミ、流木等の状況 除塵作業の必要性	開水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
川表ゲート			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
船戸揚水機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	建築物・機場内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			吸水槽等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			構内排水施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等 魚類の斃死等	吸水槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類 フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	救命施設の状況	浮き輪等救命具の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
篠原サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	調圧水槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類 フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

# 北総東部用水施設巡視記録 (2/5)

巡視日 令和 年 月 日( 曜日)  
 天候 晴れ 曇り 小雨 雨  
 巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
吉原分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
久美上サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	調圧水槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
東関道水管橋 (返田)	構造物の外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	幹線水路、保護ボックス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
返田揚水機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	建築物・機場内 調整水槽等 構内排水施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等 魚類の斃死等	中継水槽等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
救命施設の状況	浮き輪等の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
織幡分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵 施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

# 北総東部用水施設巡視記録 (3/5)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)  
 天候 晴れ 曇り 小雨 雨  
 巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
岩部分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
上の台分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
原新田分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)	(分水工)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況(FP)	水の色、汚濁、泡、魚類等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設(FP)	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所(FP)	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等(FP)	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認(FP)	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
九十九塚揚水機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)	建築物・機場内・九十九塚分水工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況(FP)	水の色、汚濁、泡等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管水路一般	管理施設の外観	露出配管の変形、沈下、破損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		漏水の痕跡		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被覆土崩れ及びその他の変状		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理用道路等の状況	道路法面等での漏水や形状の		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
舗装面の異常			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
安全施設の状況			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【特記事項】

# 北総東部用水施設巡視記録 (4/5)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)  
 天候 晴れ 曇り 小雨 雨  
 巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	調圧水槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
沢一分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
沢分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
沢二分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管水路一般	管理施設の外観	露出配管の変形、沈下、破損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		漏水の痕跡		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被覆土崩れ及びその他の変状		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理用道路等の状況	道路法面等での漏水や形状の		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		舗装面の異常		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
安全施設の状況			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損 不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<b>【特記事項】</b>						

# 北総東部用水施設巡視記録 (5/5)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)  
 天候 晴れ 曇り 小雨 雨  
 巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検場所	点検結果		特記事項
				異常有	異常無	
東関道水管橋 (本矢作第二)	構造物の外観	構造物の変位、沈下、 破損(ひび割れ等)	幹線水路、保護ボックス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
北幹線2-1分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
北幹線2-2分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損 (ひび割れ等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管水路一般	管理施設の外観	露出配管の変形、沈下、破損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		漏水の痕跡		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被覆土崩れ及びその他の変状		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	不法侵入者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理用道路等の状況	道路法面等での漏水や形状の		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
舗装面の異常			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
安全施設の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
【特記事項】						

# 東総用水施設巡視記録 (1/2)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検結果		特記事項	
			異常有	異常無		
笹川取水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		護岸の亀裂、漏水、沈下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		管理橋の損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		魚類の斃死	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		漁業者等の立ち入り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
流木等	流下ゴミ、流木等の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	除塵作業の必要性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
法面の巡視	川表側の漏水や形状異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	川裏側の漏水や形状異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
羽計サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	フェンス等立ち入り防止柵		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施錠の異常		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
羽計分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施錠		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法占拠等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
宮本サージタンク	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	フェンス等立ち入り防止柵			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施錠	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
【特記事項】						

# 東総用水施設巡視記録 (2/2)

巡視日 令和 年 月 日 ( 曜日)

天候 晴れ 曇り 小雨 雨

巡視者 ( ) ( ) ( ) ( ) 記録者 ( )

施設名	点検項目	点検内容	点検結果		特記事項
			異常有	異常無	
夏目分水工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
岩井制水弁室	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
海上加圧機場	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
飯岡調整水槽	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		フェンス等立ち入り防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	危険箇所	立ち入り禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
内部機器状況	内部機器の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管水路一般	管理施設の外観	漏水の痕跡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被覆土崩れ及びその他の変状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		施錠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理用道路等の状況	道路路面等での漏水や形状の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		舗装面の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
安全施設の状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地杭の確認	用地杭等の欠損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
【特記事項】					

別記様式第10

巡視日：令和 年 月 日 ( ) 午前 : ~ :

天候： 日雨量： mm

巡視者： \_\_\_\_\_

### 東金ダム巡視点検表

施設名	点検項目	点検内容	点検結果		特記事項
			A M		
			異常有	異常無	
東金ダム	管理棟	外観(構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等))、漏油確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		地震観測設備の稼働状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	堤体外観	盛土の変形、崩れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		堤体天端のクラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		堤体下流面の水気	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	洪水吐外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		盛土とコンクリート構造物との目開き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	取水塔外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		管理橋の損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	放流設備	外観(コンクリート変位、沈下、破損、クラック)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		維持放流量	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	貯水池外観	護岸の亀裂、漏水、沈下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周辺地山の湧水、亀裂、崩落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周辺法面の変位、崩れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		曝気設備の運転状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運転期間中
	太陽光発電設備	パワーコンディショナの動作確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5台
		太陽光モジュールの外観	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	201枚
	法先排水路の状況	ドレーン排水の水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		草の繁茂	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
魚類の斃死		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
鳥等の死がい		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	フェンス等立入防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施錠の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
危険箇所	立入禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理用道路等の状況	舗装面の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
流木等	除塵作業の必要性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
東金揚水機場	分水工・吸水槽・機場建屋	外観(構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等))、漏油確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ポンプ設備	別記様式第10 東金揚水機場ポンプ設備点検記録参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運転期間中
	除塵設備	除塵作業の必要性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
【特記事項】					

東金ダム水質保全設備巡視点検記録(1~2号)

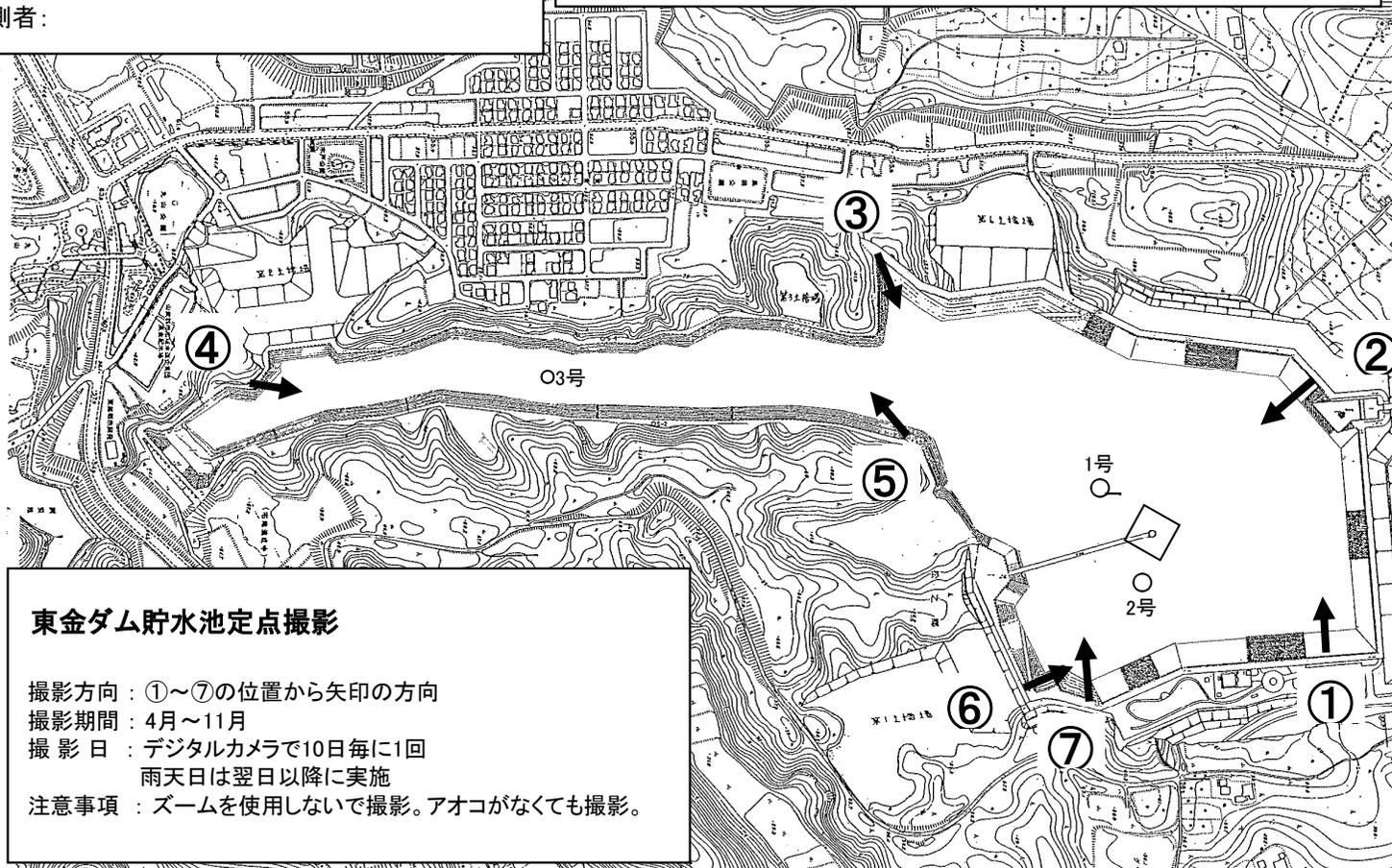
令和	年	月	異音振動の有無	室温	1号				2号					電圧	電流	備考
					吐出圧力	1段吐出温度	2段吐出温度	運転時間	潤滑油面	吐出圧力	1段吐出温度	2段吐出温度	運転時間			
日	時刻	有無	°C	MPa	°C	°C	h	—	MPa	°C	°C	h	—	V	A	
			40以下	0.75以下	98以下	98以下	—	朱線内	0.75以下	98以下	98以下	—	朱線内	—	—	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																

・ダム湖への送気状態を目視により確認する。  
 ・故障警報、異常音、異常振動等が発生した場合は、職員に連絡する。  
 ・潤滑油面が低下したら、潤滑油を補充する。

令和 年 月 日( ) 天気( )

観測者:

# 東金ダムアオコ発生状況平面図



## 【見た目アオコ指標】



【レベル1】  
アオコの発生が肉眼で確認できない



【レベル2】  
うっすらとすじ状にアオコの発生が認められる



【レベル3】  
アオコが水の表面全体に広がり、所々パッチ状になっている



【レベル4】  
膜状のアオコが湖面を覆う



【レベル5】  
厚くマット状にアオコが湖面を覆う



【レベル6】  
アオコがスカム状に湖面を覆い腐敗臭がする

### 東金ダム貯水池定点撮影

撮影方向：①～⑦の位置から矢印の方向

撮影期間：4月～11月

撮影日：デジタルカメラで10日毎に1回

雨天日は翌日以降に実施

注意事項：ズームを使用しないで撮影。アオコがなくても撮影。

### アオコ発生状況調査(4月～11月)

観測時刻： 時 分頃から 時 分(24時間表現)

報告

アオコ観測(毎日午前中の巡視時)

： 観測日の17:00までに、房総導水路管理所の担当職員へ提出

： アオコ発生範囲を線で囲み表示し、【見た目アオコ指標】のレベル1～6を記入  
湖岸だけではなく、湖面全体も該当するレベル1～6があれば記入

適用 釣り人調査

人



別記様式第10

巡視日：令和 年 月 日 ( ) 午前 : ~ : 午後 : ~ :

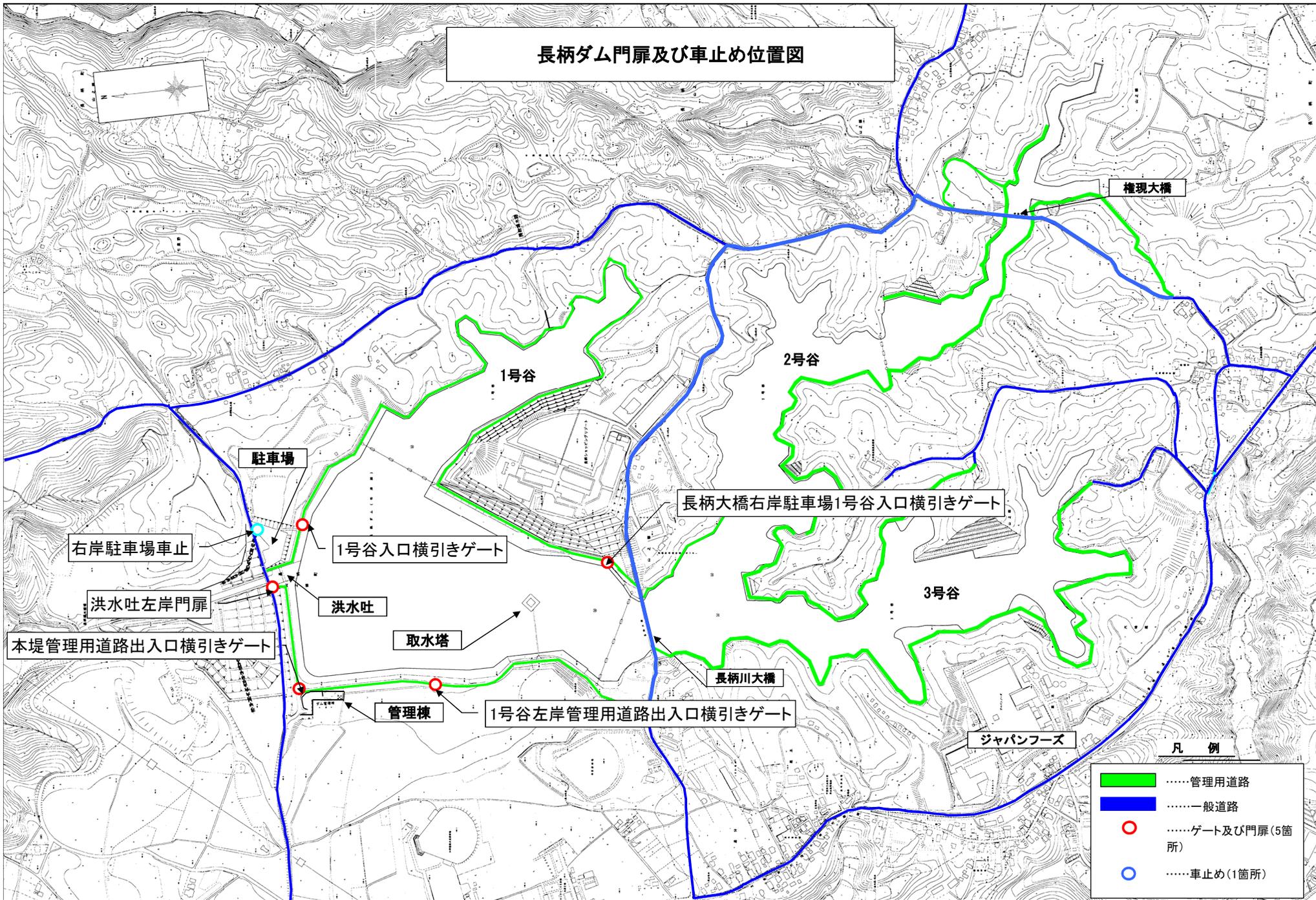
天候： 日雨量： mm

巡視者： \_\_\_\_\_

### 長柄ダム巡視点検表

施設名	点検項目	点検内容	点検結果				特記事項
			A M		P M		
			異常有	異常無	異常有	異常無	
長柄ダム	管理棟	外観(構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等))、漏油確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		地震観測設備の稼働状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	堤体外観	盛土の変形、崩れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		堤体天端のクラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		堤体下流面の水気	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	洪水吐外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		盛土とコンクリート構造物との目開き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	取水塔外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		管理橋の損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	注水工外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周辺法面の変位、崩れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	放流設備	外観(コンクリート変位、沈下、破損、クラック)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		維持放流量	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	
	貯水池外観	護岸の亀裂、漏水、沈下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周辺地山の湧水、亀裂、崩落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周辺法面の変位、崩れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		曝気設備の運転状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運転期間中
	法先排水路の状況	ドレーン排水の水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		草の繁茂	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		魚類の斃死	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3号谷JF排水柵状況確認(月水木曜日の午前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		鳥類等の死がい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
安全施設	看板類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	フェンス等立入防止柵	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	施錠の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
危険箇所	立入禁止区域の保護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不法侵入者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
管理用道路等の状況	舗装面の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	安全施設の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3号谷仮設トイレ広場裏山崩落箇所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
流木等	除塵作業の必要性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
用地の確認	不法占拠等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
隣接工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
長柄揚水機場	機場建屋	外観(構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等))、漏油確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ポンプ設備	別記様式第10 長柄揚水機場ポンプ設備点検記録参照	-	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
【特記事項】							

### 長柄ダム門扉及び車止め位置図



別記様式10

長柄ダム水質保全設備巡視点検表(1. 2. 4号)

令和 年 月		異音振動の有無	室温	M1画面				M2画面					オイルミストリムーバー圧力	潤滑油面	フィルターホウルトレン排出	散気管送気量	備考
				2段吐出圧力(吐出圧力)	1段吐出圧力(中間圧力)	給油圧力	運転時間	1段吐出温度	2段吐出温度	給油温度	2段吸込温度	電流					
				°C	MPa	MPa	MPa	h	°C	°C	°C	°C					
日	時刻	有無	40以下	0.39~0.69	0.37以下	0.12~0.16	—	250以下	190以下	63以下	63以下	108以下	0.25~0.28	朱線内	溜まれば排出	風量計	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	

- ・この点検表への記録は、午後についてのみ行う。
- ・ダム湖への送気状態を目視により確認する。
- ・故障警報、異常音、異常振動等が発生した場合は、職員に連絡する。
- ・潤滑油面が低下したら、潤滑油を補充する。

別記様式10

長柄ダム水質保全設備巡視点検表(3号)

令和 年 月		異音 振動の 有無	室温	M1画面				M2画面					オイル ミスト リムーバー 圧力	潤滑 油面	フィルター ホウレン ドレン 排出	散気管 送気量	備考
				2段 吐出圧力 (吐出圧力)	1段 吐出圧力 (中間圧力)	給油圧力	運転時間	1段 吐出温度	2段 吐出温度	給油温度	2段 吸込温度	電流					
				°C	MPa	MPa	MPa	h	°C	°C	°C	°C				A	
日	時刻	有無	40以下	0.70以下	0.26以下	0.11~0.18	—	224以下	234以下	67以下	67以下	108以下	0.15~0.18	朱線内	溜まれば排出	風量計	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	

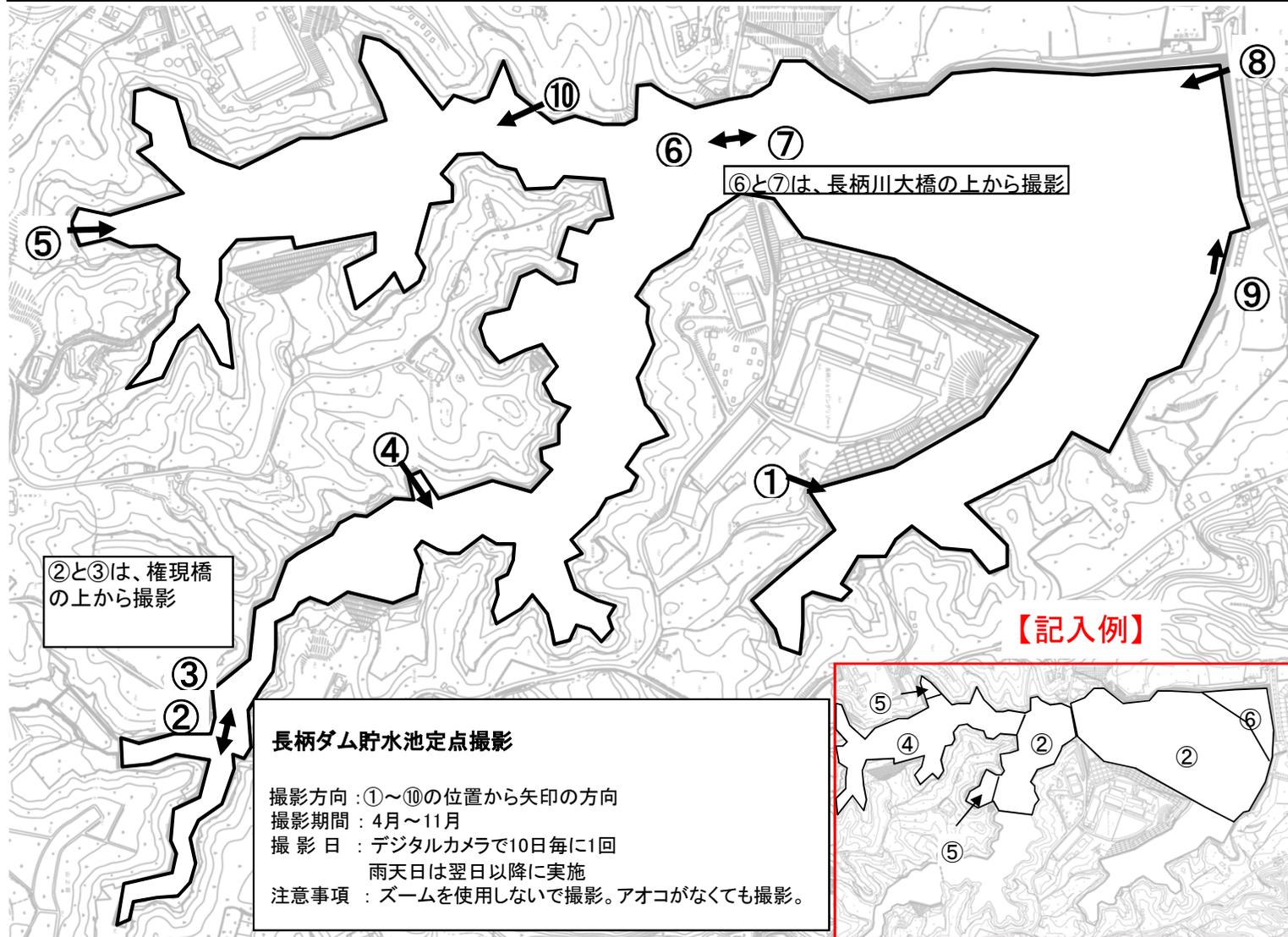
- ・この点検表への記録は、午後についてのみ行う。
- ・ダム湖への送気状態を目視により確認する。
- ・故障警報、異常音、異常振動等が発生した場合は、職員に連絡する。
- ・潤滑油面が低下したら、潤滑油を補充する。

アオコ発生状況調査(4月~11月)

- ・ 午後の巡視の際に、アオコ発生範囲を線で囲み表示し、【見た目アオコ指標】のレベル1~6を記入
- ・ 湖岸だけではなく、湖面全体も該当するレベル1~6があれば記入
- ・ 観測日の17:00までに、房総導水路管理所の担当職員へ提出

# 長柄ダムアオコ発生状況平面図

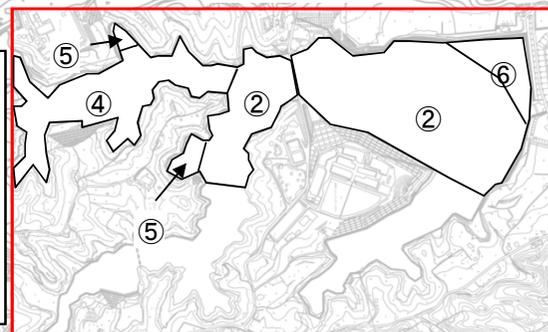
令和 年 月 日 ( 曜 ) 天候 ( )	アオコ	釣り人	ボート	釣っている場所
観測者 :	あり	午前 人	艇	
観測時刻 : 時 分頃から 時 分 (24時間表現)	なし	午後 人	艇	



【見た目アオコ指標】

	【レベル1】 アオコの発生が肉眼で確認できない
	【レベル2】 うっすらとすじ状にアオコの発生が認められる
	【レベル3】 アオコが水の表面全体に広がり、所々パッチ状になっている
	【レベル4】 膜状のアオコが湖面を覆う
	【レベル5】 厚くマット状にアオコが湖面を覆う
	【レベル6】 アオコがスカム状に湖面を覆い腐敗臭がする

【記入例】





# 房総導水路施設(上流部) 巡視記録 (1/1)

巡視日：令和 年 月 日 ( ) 午後 : ~ :

天 候： 日雨量： mm

巡視者： \_\_\_\_\_

施設名	点検項目	点検内容	点検結果		特記事項
			異常有	異常無	
管水路等 (横芝揚水機場 ～東金揚水機 場)	管理施設の外観	管理施設の変形、沈下、破損			
		漏水の痕跡			
		被覆土崩れ及びその他の変状			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
		不法侵入者			
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄			
	管理用道路等の状況	道路法面等での漏水や形状の異常			
舗装面、階段等の異常					
安全施設の状況					
用地の確認	不法占拠等				
電気防食設備の確認	直流電源装置の稼働状況			13箇所	
隣接工事					
【管水路等チェック欄（地上構造物）】					
送水管監査孔					
横芝吐水槽[松尾CC内]					
1号サイホン（上流・B0・下流）[上流・B0は松尾CC内]					
2号サイホン（B0・下流）					
3号サイホン（上流・B0・下流）					
4号サイホン（上流・下流）					
5号サイホン（上流・B0・下流）					
6号サイホン（上流・B0・下流）					
7号サイホン（上流・下流）[山田CC内]					
8号サイホン（上流・B0・下流）					
9号サイホン（上流・B0・下流）					
10号サイホン（上流・B0・下流）					
11号サイホン（上流・下流）					
12号サイホン（上流・B0）					
坂田調整池	護岸工外観	鋼矢板の変形、背面盛土の陥没			
	流出入部外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
不法侵入者					
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
【特記事項】					

# 房総導水路施設(下流部) 巡視記録 (1/2)

巡視日：令和 年 月 日 ( ) 午後 : ~ :

天 候： 日雨量： mm

巡視者： \_\_\_\_\_

施設名	点検項目	点検内容	点検結果		特記事項
			異常有	異常無	
油井流量計室	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
		不法侵入者			
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
用地の確認	不法占拠等				
管水路等 (東金揚水機場 ～大網揚水機 場)	管理施設の外観	管理施設の変形、沈下、破損			
		漏水の痕跡			
		被覆土崩れ及びその他の変状			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
		不法侵入者			
	不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄			
	管理用道路等の状況	道路法面等での漏水や形状の異常			
舗装面、階段等の異常					
安全施設の状況					
用地の確認	不法占拠等				
電気防食設備の確認	直流電源装置の稼働状況			4箇所	
隣接工事					
大竹調整池	堤体外観	盛土の変形、崩れ			
		堤体天端のクラック			
	流出入部外観	コンクリート変位、沈下、破損、クラック			
	調整池外観	周辺地山の湧水、亀裂、崩落			
		周辺法面の変位、崩れ			
	水位・流況・水質状況	水の色、汚濁、泡等			
		魚類の斃死			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
危険箇所	立入禁止区域の保護状況				
	不法侵入者				
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
管理用道路等の状況	舗装面の状況				
	安全施設の状況				
用地の確認	不法占拠等				
隣接工事					
【管水路等チェック欄(地上構造物)】					
13号サイホン(上流・B0・下流)					
14号サイホン(上流・B0・下流)					
15号サイホン(上流・B0・下流)					
16号サイホン(上流・B0・下流)					
【特記事項】					







# 南房総導水路施設 巡視記録 (3 / 4)

巡視日：令和 年 月 日 ( ) 午後 : ~ :

天候： 日雨量： mm

巡視者： \_\_\_\_\_

施設名	点検項目	点検内容	点検結果		特記事項
			異常有	異常無	
佐坪制水弁室	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)			
		漏水の痕跡			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
		不法侵入者			
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
用地の確認	不法占拠等				
隣接工事					
市部制水弁室	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)			
		漏水の痕跡			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
		不法侵入者			
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
用地の確認	不法占拠等				
隣接工事					
大久保川水管橋	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
		不法侵入者			
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
用地の確認	不法占拠等				
大多喜導水制御工	構造物外観	構造物の変位、沈下、破損(ひび割れ等)、漏油確認			
	安全施設	看板類			
		フェンス等立入防止柵			
		施錠の異常			
	局舎内の確認	雨漏り等の確認			
		空調の動作、異音等の確認			
	危険箇所	立入禁止区域の保護状況			
不法侵入者					
不法投棄・ゴミ等	ゴミ等の不法投棄				
用地の確認	不法占拠等				
【特記事項】					



印旛沼開発施設管理業務に係る業務

点検チェックシート 【大和田機場 排水ポンプ設備 - 1/2】

施設名	大和田機場		稼働形態	待機系	設備区分	1	
			点検実施年月日			点検実施者	
			点検前の準備・確認			点検後の状態復帰・確認	
装置区分	点検内容	点検方法	日常点検実施状況				
設備名	排水ポンプ設備		号機名	号機			
システム名	(59) 排水ポンプ設備 主ポンプ		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、配管・軸受け部に漏油がないか確認する。					
システム名	(61) 排水ポンプ設備 減速機		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏油がないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、計器類に異常がないか確認する。減速機本体及び配管類に錆、漏油がないか確認する。					
システム名	(60) 排水ポンプ設備 原動機（ガスタービン）		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、計器類に異常がないか確認する。ガスタービン内部及び配管類に錆、漏油がないか確認する。また、確認後施錠を確実に実施すること。					
システム名	(60) 排水ポンプ設備 ガスタービン始動用直流電源装置		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、計器類に異常がないか確認する。盤内の状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後施錠を確実に実施すること。					
システム名	(49) 揚排水ポンプ設備 主電動機		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏油がないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、計器類に異常がないか確認する。電動機本体及び配管類に錆、漏油がないか確認する。					
システム名	(55) 揚排水ポンプ設備 機側操作盤		点検結果	備考			
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。					
システム名	(ー) 揚排水ポンプ設備 主ポンプ盤		点検結果	備考			
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。					
システム名	(63) 排水ポンプ設備 燃料系統		点検結果	備考			
【燃料地下タンク】							
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
【燃料移送ポンプ機側操作盤】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。					
【燃料小出槽】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、配管類に錆、漏油がないか確認する。					

- 注) 1. 点検結果の判定は次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常  
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。  
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

印旛沼開発施設管理業務に係る業務

点検チェックシート 【大和田機場 排水ポンプ設備 - 2/2】

施設名	大和田機場		稼働形態	待機系	設備区分	1	
			点検実施年月日			点検実施者	
			点検前の準備・確認			点検後の状態復帰・確認	
装置区分	点検内容	点検方法	日常点検実施状況				
設備名	排水ポンプ設備		号機名	号機			
サブシステム名	(46) 揚排水ポンプ設備 主配管		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
サブシステム名	(-) 排水ポンプ設備 圧縮空気系統		点検結果	備考			
【圧縮空気系】							
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
【圧縮空気機側操作盤】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
サブシステム名	(51) 揚排水ポンプ設備 場内排水系統		点検結果	備考			
【場内排水系統】							
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
【場内排水ポンプ機側操作盤】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
サブシステム名	(-) 揚排水ポンプ設備 真空破壊弁		点検結果	備考			
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
		目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
サブシステム名	(-) 揚排水ポンプ設備 動力分岐盤		点検結果	備考			
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
設備名	排水ポンプ設備		号機名	号機			
サブシステム名	(-) 揚排水ポンプ設備 排気設備		点検結果	備考			
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
		目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
サブシステム名	(54) 揚排水ポンプ設備 監視操作装置・中央演算処理装置		点検結果	備考			
【監視操作装置】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。				
【中央演算処理装置】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。				

- 注) 1. 点検結果の判定は次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常  
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。  
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

印旛沼開発施設管理業務に係る業務

点検チェックシート 【印旛機場 排水ポンプ設備 - 1/2】

施設名	印旛機場		稼働形態	待機系	設備区分	1	
			点検実施年月日		点検実施者		
			点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認		
装置区分	点検内容	点検方法	日常点検実施状況				
設備名	排水ポンプ設備		号機名	号機			
サブシステム名	(59) 排水ポンプ設備 主ポンプ		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、配管・軸受け部に漏油等がないか確認する。					
設備名	排水ポンプ設備		号機名	号機			
サブシステム名	(61) 排水ポンプ設備 減速機		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏油がないか確認する。					
		装置の状態、計器類に異常がないか確認する。減速機本体及び配管類に錆、漏油がないか確認する。					
	設備の状態確認						
サブシステム名	(60) 排水ポンプ設備 原動機（ディーゼルエンジン）		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					
	【燃料系統】						
高圧管	漏洩	配管部を目視し油漏れが無いことを確認する。					
【潤滑油系統】							
機関オイルパン	油切れ	オイルパンを目視し潤滑油の循環を確認する。					
潤滑油系統配管	漏洩	配管部を目視し油漏れが無いことを確認する。					
【冷却水系統】							
ラジエータ	漏洩	目視により水漏れが無いことを確認する。					
冷却水系統配管	漏洩	配管部を目視し水漏れが無いことを確認する。					
【ラジエータ機側操作盤】							
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。					
サブシステム名	(49) 揚排水ポンプ設備 主電動機		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏油がないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、計器類に異常がないか確認する。電動機本体及び配管類に錆、漏油がないか確認する。					
サブシステム名	(55) 揚排水ポンプ設備 機側操作盤		点検結果	備考			
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。					
サブシステム名	(46) 揚排水ポンプ設備 主配管		点検結果	備考			
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。					

注) 1. 点検結果の判定は次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常  
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。  
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

印旛沼開発施設管理業務に係る業務

点検チェックシート 【印旛機場 排水ポンプ設備 - 2/2】

施設名	印旛機場		稼働形態	待機系	設備区分	1
			点検実施年月日		点検実施者	
			点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認	
装置区分	点検内容	点検方法	日常点検実施状況			
設備名	排水ポンプ設備		号機名	号機		
サブシステム名	(63) 排水ポンプ設備 燃料系統		点検結果	備考		
【燃料地下タンク】						
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
【燃料移送ポンプ機側操作盤】						
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
サブシステム名	(-) 排水ポンプ設備 圧縮空気系統		点検結果	備考		
【圧縮空気系】						
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。				
【圧縮空気機側操作盤】						
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
サブシステム名	(47) 揚排水ポンプ設備 吐出ゲート (48) 揚排水ポンプ設備 逆流防止弁		点検結果	備考		
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
		目視により、錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。				
サブシステム名	(-) 揚排水ポンプ設備 吸気設備		点検結果	備考		
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。錆、漏水、コンクリートのクラックがないか確認する。				
サブシステム名	(51) 揚排水ポンプ設備 場内排水系統		点検結果	備考		
【場内排水系統】						
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
【場内排水ポンプ機側操作盤】						
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
サブシステム名	(-) 揚排水ポンプ設備 主ポンプ盤		点検結果	備考		
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				
サブシステム名	(54) 揚排水ポンプ設備 監視操作装置・中央演算処理装置		点検結果	備考		
【監視操作装置】						
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。				
【中央演算処理装置】						
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。				

- 注) 1. 点検結果の判定は次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常  
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。  
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

印旛沼開発施設管理業務に係る業務

点検チェックシート 【天戸制水門 - 1/1】

施設名		天戸制水門		稼働形態	待機系	設備区分	1
装置区分		点検内容	点検方法	日常点検実施状況			
設備名	制水門設備			号機名	号機		
サブシステム名	(7) 起伏ゲート 扉体 (8) 起伏ゲート 戸当り			点検結果	備考		
扉体全般	外観の異常	目視により開閉に支障のある障害物がないか確認する。					
設備名	制水門設備			号機名	号機		
サブシステム名	(24) 油圧式開閉装置			点検結果	備考		
【油圧ユニット】							
開閉装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
油圧ポンプ	油漏れ	目視により油漏れが無いかどうか確認する。					
圧力制御弁	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
流量制御弁	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
方向制御弁	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
バルブ類	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
油圧配管 (ユニット内部)	油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
【油圧シリンダ】							
油圧シリンダ チューブ	外部油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
	内部油漏れ	扉体のずり落ちが発生していないことを確認する。					
【油圧配管】							
油圧シリンダ 配管 フレキシブルホース	油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
油圧配管 (ユニット外部)	油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。					
【予備エンジン】							
予備エンジン	燃料残量	燃料計目視により量を確認する。必要に応じて追加する。					
	燃料、潤滑油等の洩れ	目視にて継ぎ手部等から油洩れがないことを確認する。					
設備名	制水門設備			号機名	号機		
サブシステム名	(27) 操作制御設備 (機側操作盤) (28) 電源設備			点検結果	備考		
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。					
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。					

- 注) 1. 点検結果の判定は次による。V : 正常、△ : 経過観察または要精密点検、× : 異常  
 2. 点検が実施できなかった場合は / を記入する。  
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項：

印旛沼開発施設管理業務に係る業務

点検チェックシート 【長作制水門 - 1/1】

施設名	長作制水門		稼働形態	待機系	設備区分	1
			点検実施年月日		点検実施者	
			点検前の準備・確認		点検後の状態復帰・確認	
装置区分	点検内容	点検方法	日常点検実施状況			
設備名	制水門設備		号機名	号機		
サブシステム名	(7) 起伏ゲート 扉体 (8) 起伏ゲート 戸当り		点検結果	備考		
扉体全般	外観の異常	目視により開閉に支障のある障害物がないか確認する。				
設備名	制水門設備		号機名	号機		
サブシステム名	(24) 油圧式開閉装置		点検結果	備考		
【油圧ユニット】						
開閉装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
油圧ポンプ	油漏れ	目視により油漏れが無いかどうか確認する。				
圧力制御弁	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
流量制御弁	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
方向制御弁	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
バルブ類	外部油漏れ (シール)	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
油圧配管 (ユニット内部)	油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
【油圧シリンダ】						
油圧シリンダ チューブ	外部油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
	内部油漏れ	扉体のずり落ちが発生していないことを確認する。				
【油圧配管】						
油圧シリンダ 配管 (ユニット内)	油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
油圧配管 (ユニット外部)	油漏れ	目視にて油漏れが無いことを確認する。				
【予備エンジン】						
予備エンジン	燃料残量	燃料計目視により量を確認する。必要に応じて追加する。				
	燃料、潤滑油等の洩れ	目視にて継ぎ手部等から油洩れがないことを確認する。				
設備名	制水門設備		号機名	号機		
サブシステム名	(27) 操作制御設備 (機側操作盤) (28) 電源設備		点検結果	備考		
装置全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないか確認する。				
	設備の状態確認	装置の状態、表示灯に異常がないか確認する。盤内状態、焦げた臭い・焼けた部品等がないか確認する。また、確認後、施錠を確実に実施すること。				

- 注) 1. 点検結果の判定は次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常  
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。  
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

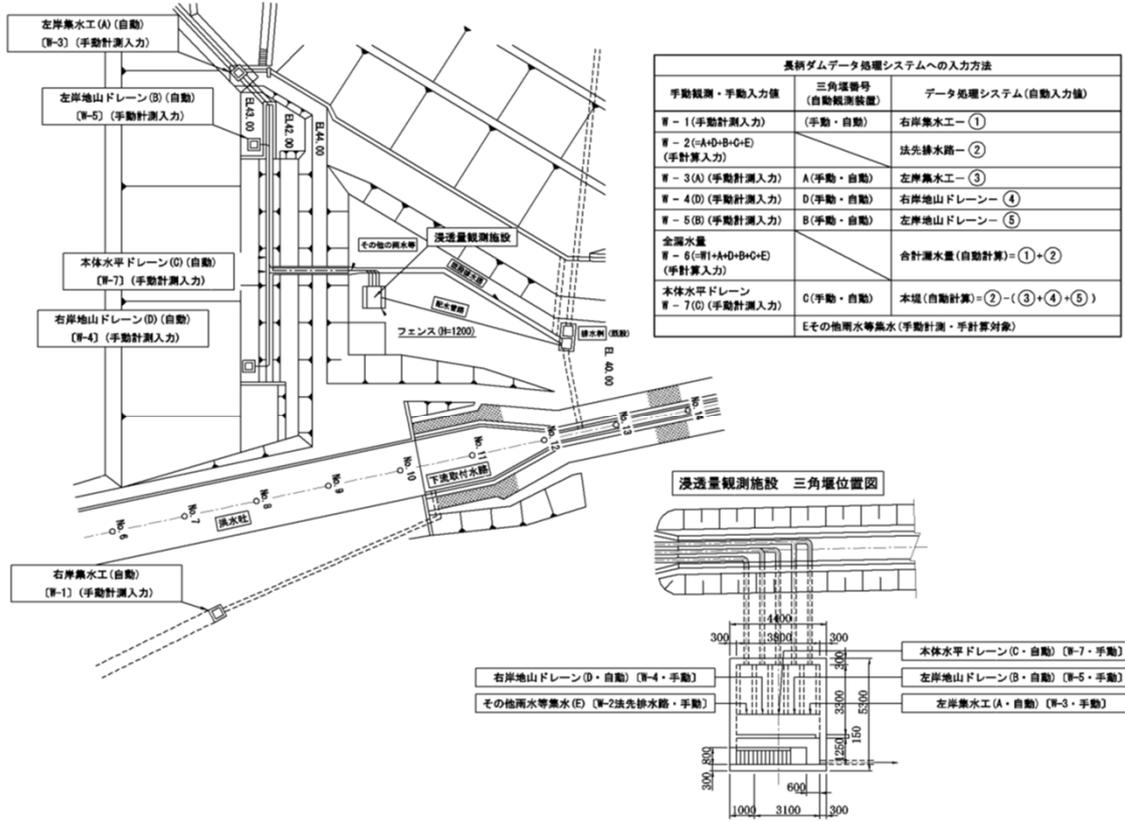
測定者印

## 長柄ダム水位・水質調査 記録表（毎日調査）

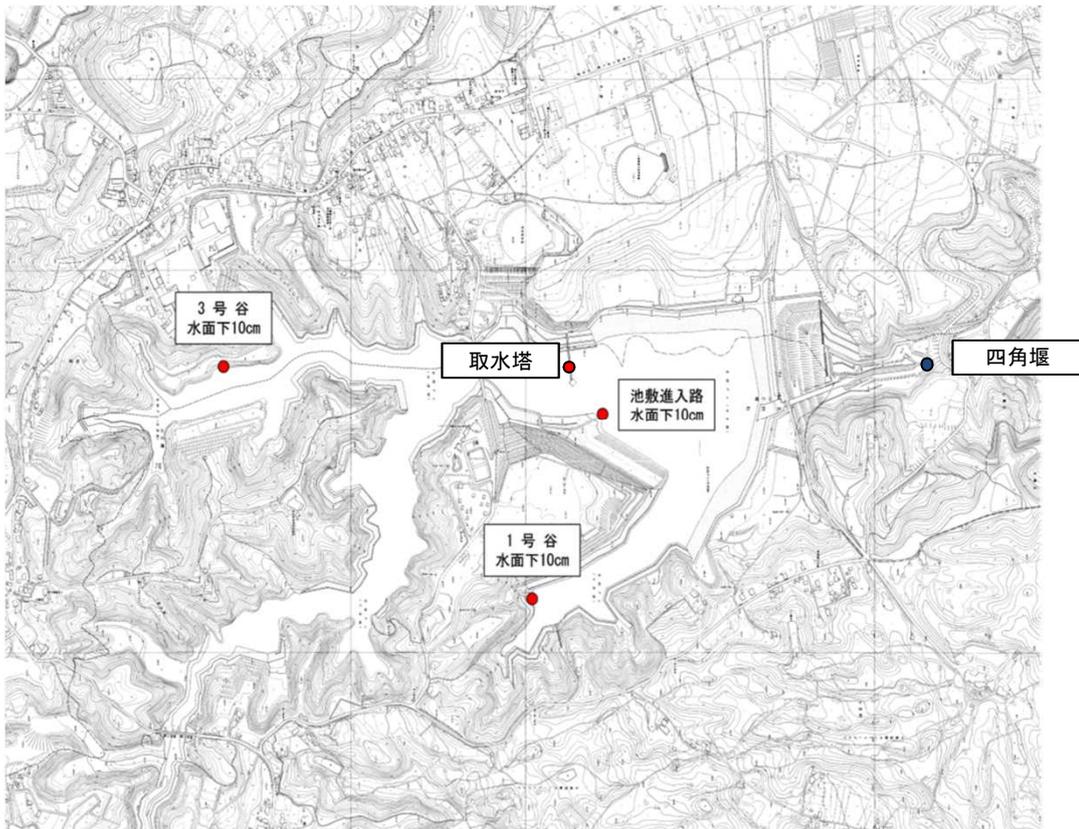
実施日	令和 年 月 日 ( )					天候	日雨量	mm	
従事者名			実施時間						
			自 時 分 ~			至 時 分			
			自 時 分 ~			至 時 分			
測定等	9時貯水位		m						
	①漏水観測室 漏水の濁りの有無確認及び測定						②ダム下流河川維持放流量測定		
	観測ピット名	右岸集水工 (W-1)	堤体水平 (W-2)	左岸集水工 (W-3)	右岸地山 ドレーン (W-4)	左岸地山 ドレーン (W-5)	石積目地 (W-7)	河川流量 (四角堰)	計測水位 mm
	濁りの有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	(W-6)	L/分
	計測水位 (毎週月曜日)	mm	mm	mm	mm	mm	mm		
	③ 水 質 測 定								
	測定地点	採水時間	水温	P H	濁 度	電気伝導度	クロロフィルa	D O	
	1号谷	:	°C		(度)	(mS/m)	(μg/L)	(mg/L)	
	取水塔 (上層)	:	°C		(度)	(mS/m)	(μg/L)	(mg/L)	
	取水塔 (中層)	:	°C		(度)	(mS/m)	(μg/L)	(mg/L)	
取水塔 (下層)	:	°C		(度)	(mS/m)	(μg/L)	(mg/L)		
池敷進入路	:	°C		(度)	(mS/m)	(μg/L)	(mg/L)		
3号谷	:	°C		(度)	(mS/m)	(μg/L)	(mg/L)		
・取水塔(上層):水面から下1.0mで測定                    ・取水塔(中層):水深の1/2で測定                    ・取水塔(下層):底盤から上1.0mで測定									
特記事項	摘要 _____ _____ _____ _____								

## 長柄ダム水位・水質調査 位置図 (毎日調査)

### 漏水量観測室 位置図



### 水質測定及びダム下流河川維持放流量測定 位置図



測定者印

# 長柄ダム水位・水質調査 記録表 (毎月調査)

実施日	令和 年 月 日 ( )				天候	日雨量 mm				
従事者名	実施時間									
	自 時 分			～ 至 時 分						
	自 時 分			～ 至 時 分						
測定等	9時貯水位		m							
	① オープンピエゾメータ 水位測定				※水位標高=管頂標高-測定値					
	井戸名	OP-1	OP-2	OP-3	OP-4	OP-5	OP-6	OP-7	OP-8	OP-9
	管頂標高	80.061	77.102	68.288	60.162	52.221	80.526	77.443	68.260	60.227
	測定値									
	水位標高									
	井戸名	OP-10	OP-11	OP-12	OP-13	OP-14	OP-15	OP-16	OP-17	OP-18
	管頂標高	52.253	80.119	76.782	68.265	60.282	52.281	70.075	80.338	79.896
	測定値									
	水位標高									
	井戸名	OP-19	OP-20	OP-21	OP-22	OP-23	OP-24	OP-25	OP-26	OP-27
	管頂標高	90.138	80.191	80.319	81.428	80.123	80.232	80.159	80.103	80.116
	測定値									
	水位標高									
	② リリーフウェル 測定				※吐水量を測定すること。					
	測定場所	R-1	R-2	R-3	R-4	R-5	R-6	R-7	備考	
	管頂標高 ①	42.011	42.099	41.996	42.003	44.036	44.026	44.141		
	設置時水位 (EL)	34.000	34.000	34.758	34.230	*	*	*		
	管頂からの測定値②	0.275	0.280	0.275	0.225	0.240	0.244	0.230		
	水位 ①-②	41.736	41.819	41.721	41.778	43.796	43.782	43.911		
計測量 (ml)	ml	ml	ml	ml	ml	ml	ml			
計測時間 (min)	min	min	min	min	min	min	min			
流量 (l/min)	l/min	l/min	l/min	l/min	l/min	l/min	l/min			
③ 周辺観測井 (重要観測井) 水位測定				※水位標高=管頂標高-測定値						
井戸名	OP'-8	OP'-9	OP'-24	OP'-26	OP'-27	備考				
管頂標高	89.577	80.153	50.233	60.344	105.689					
測定値										
水位標高										
特記事項	摘要									
	_____									

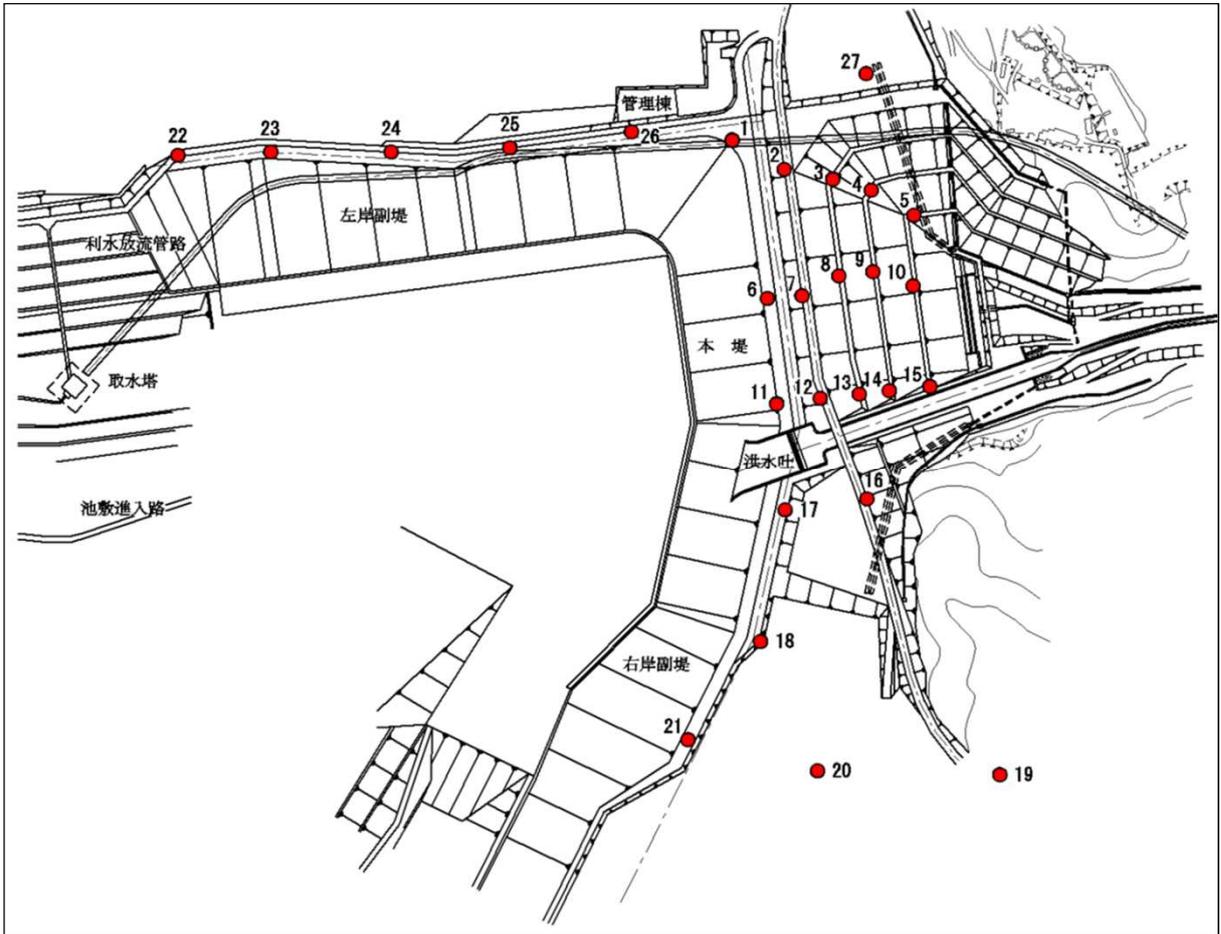
測定者印

# 長柄ダム水位・水質調査 記録表 (毎月調査)

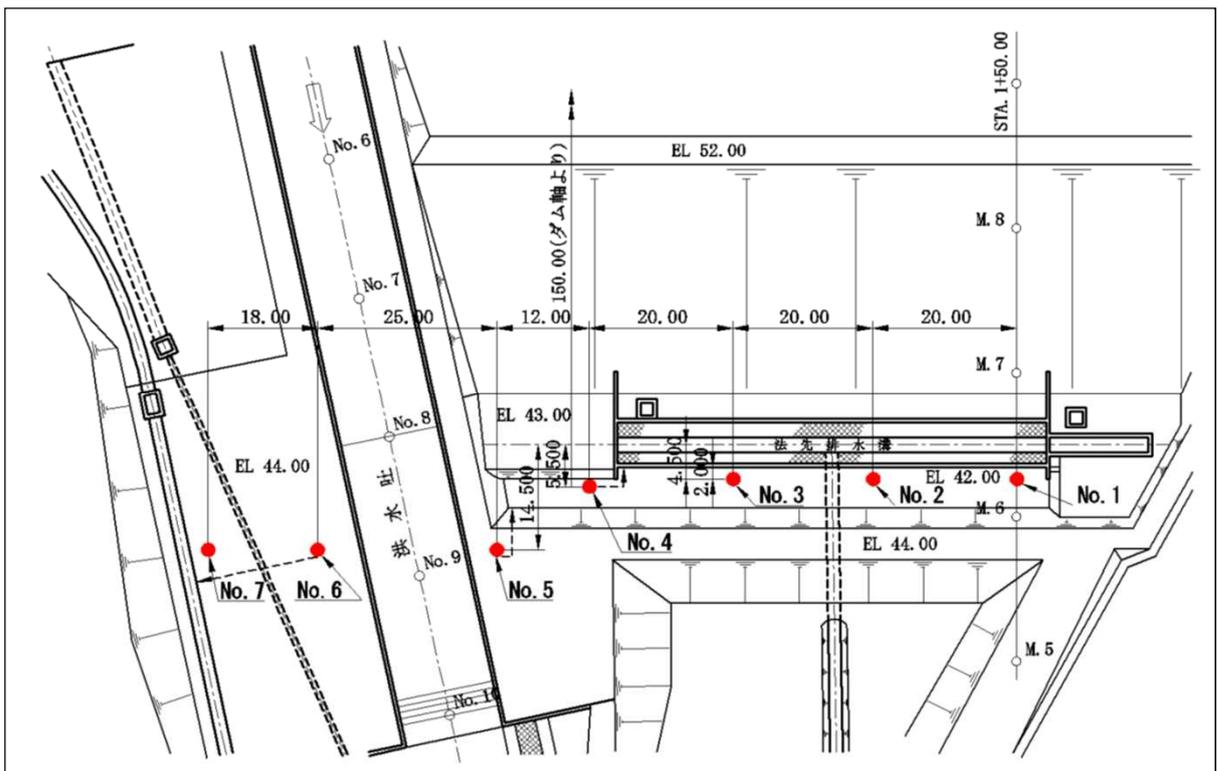
実施日	令和 年 月 日 ( )					天候	日雨量	mm	
従事者名	実施時間								
	自 時 分 ~			至 時 分					
	自 時 分 ~			至 時 分					
9時貯水位	m								
④ 堤体天端舗装クラック 測定									
測線	測線①計測部 (初期値H15. 4. 17)			測線②計測部 (初期値H15. 4. 17)			測線③計測部 (初期値H15. 6. 30)		
測定箇所	L1	L2	L3	L1	L2	L3	L1	L2	L3
初期値	0.502	3.350	3.851	0.506	4.303	4.850	0.510	3.913	4.428
測定値									
【計測作業要領】									
測線①L1はH29. 4. 15、測線②L1はH29. 2. 21に再打換え、測線③起点及びL1はR3. 11. 19に再打ち換え <span style="float:right">舗装部 鉄打ち作業 H15.4.17</span>									
⑤ ドレーンボックス内堆積土 高さ測定									
測定場所	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
測定値 (右岸)									
測定値 (左岸)									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> </div> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center;"><b>計測点位置図 (グレーチング上)</b></p> <p style="text-align: right;">グレーチング上面から底にあたるまでの深さを計測 9点</p> </div> </div>									
特記事項	摘要 <hr/> <hr/>								

## 長柄ダム水位・水質調査 位置図 (毎月調査)

### オープンピエゾメータ位置図



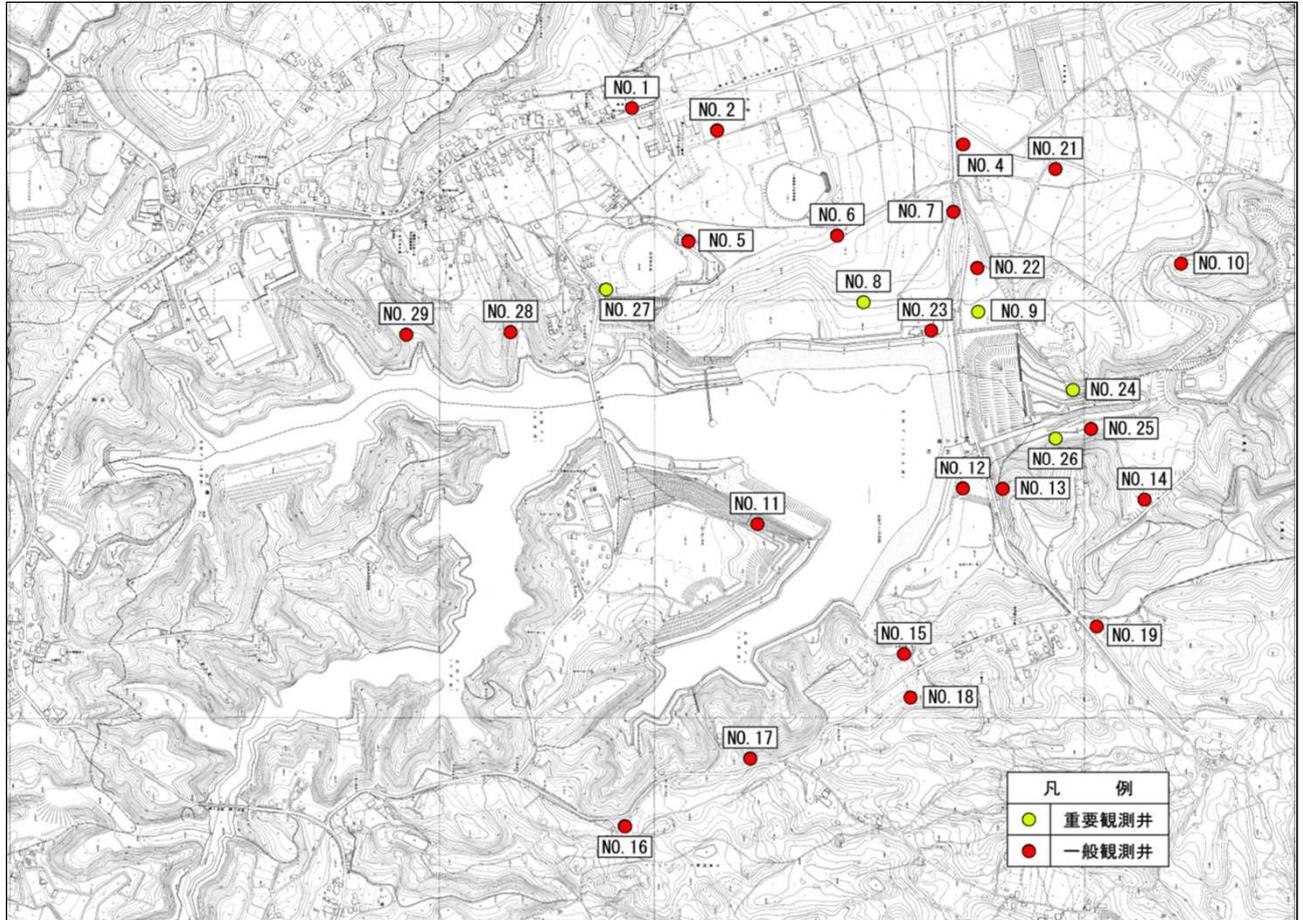
### リリーフウェル位置図



# 長柄ダム水位・水質調査 位置図 (毎月調査)

## 周辺観測井 (重要観測井) 位置図

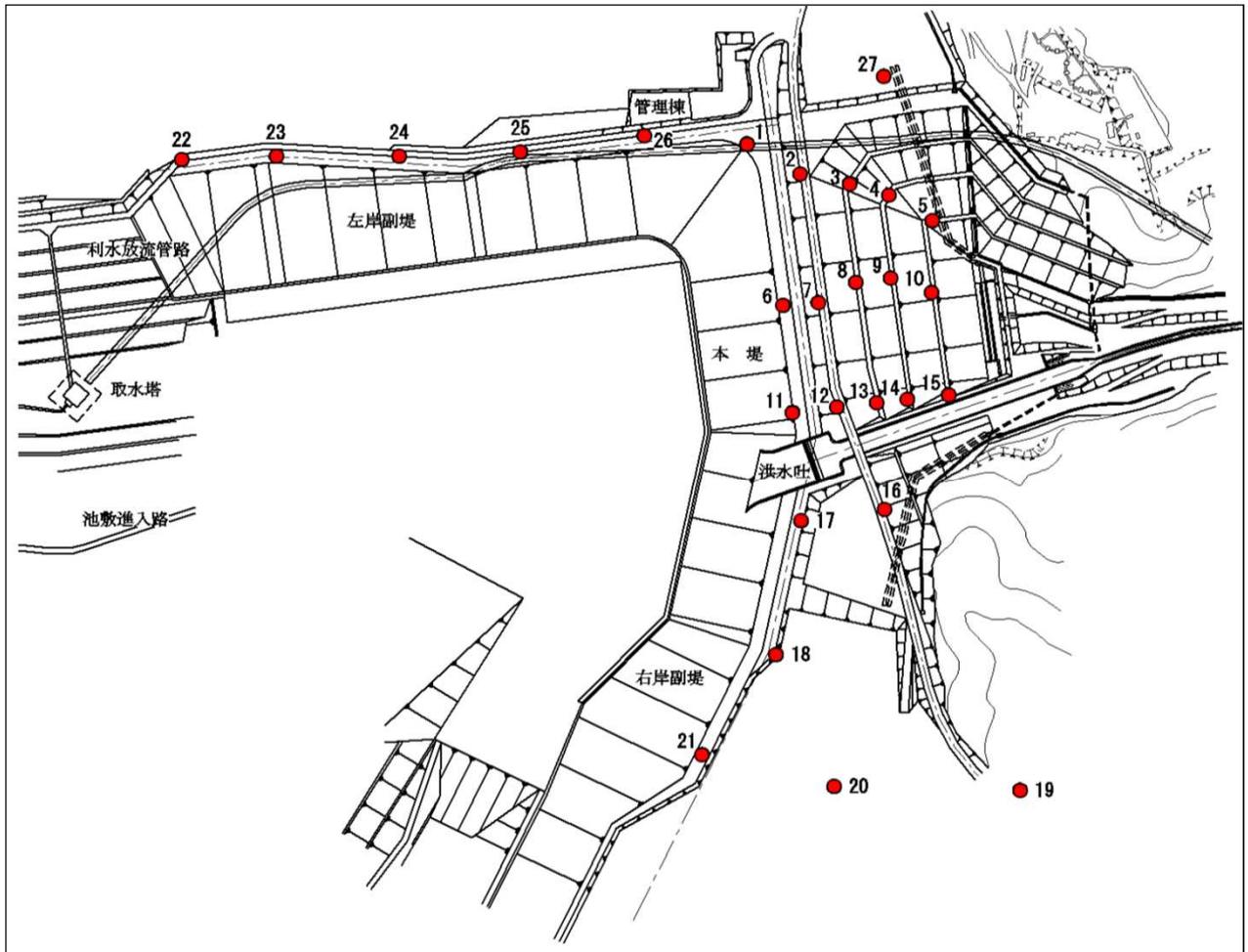
重要観測井は、下記のうちNo. 8、No. 9、No. 24、No. 26、No. 27の5箇所である。





# 長柄ダム水位観測データ回収 位置図 (毎月調査)

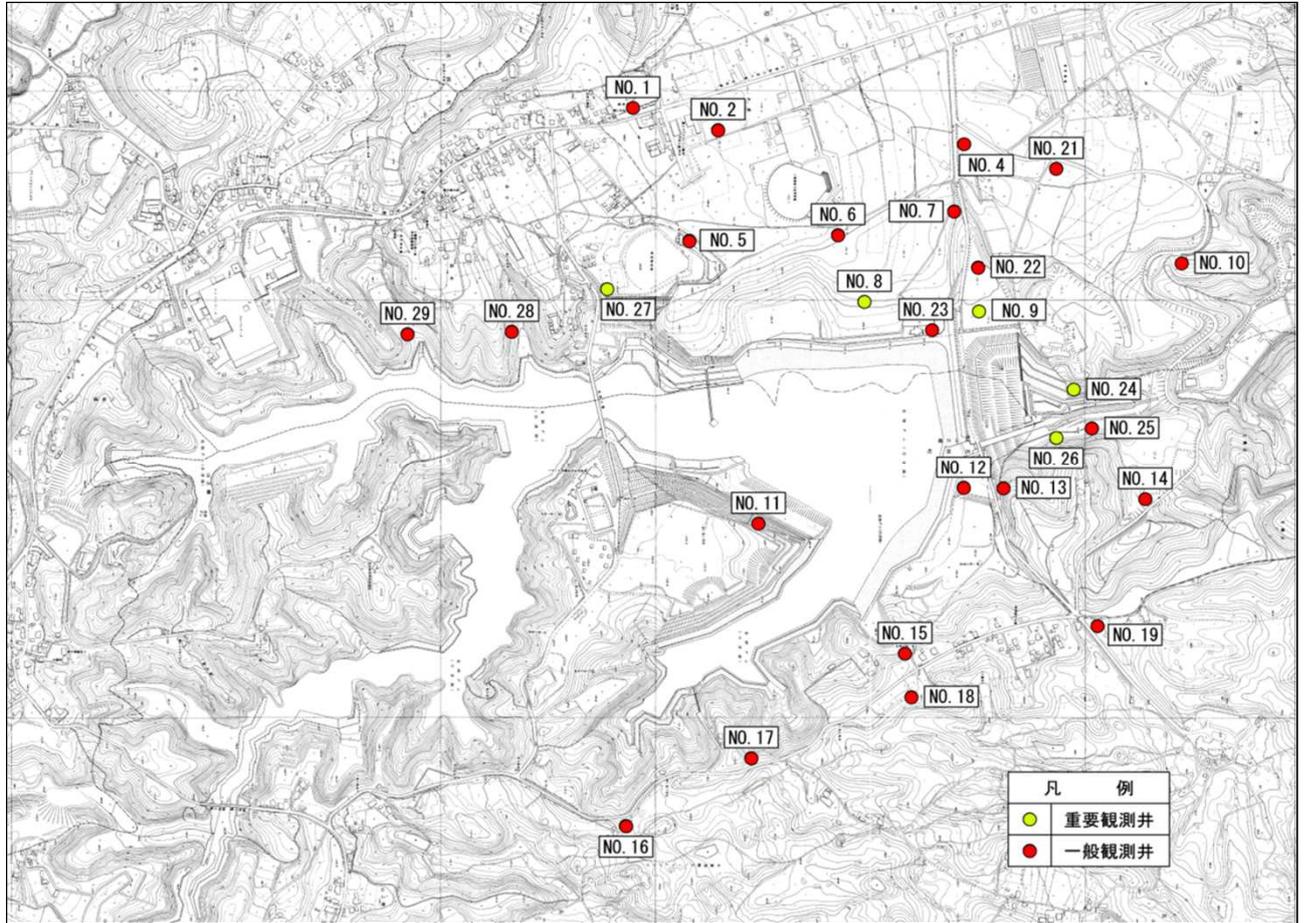
## オープンピエゾメータ位置図





# 長柄ダム水位・水質調査 位置図 (3ヶ月毎調査)

## 周辺観測井 (一般観測井) 位置図



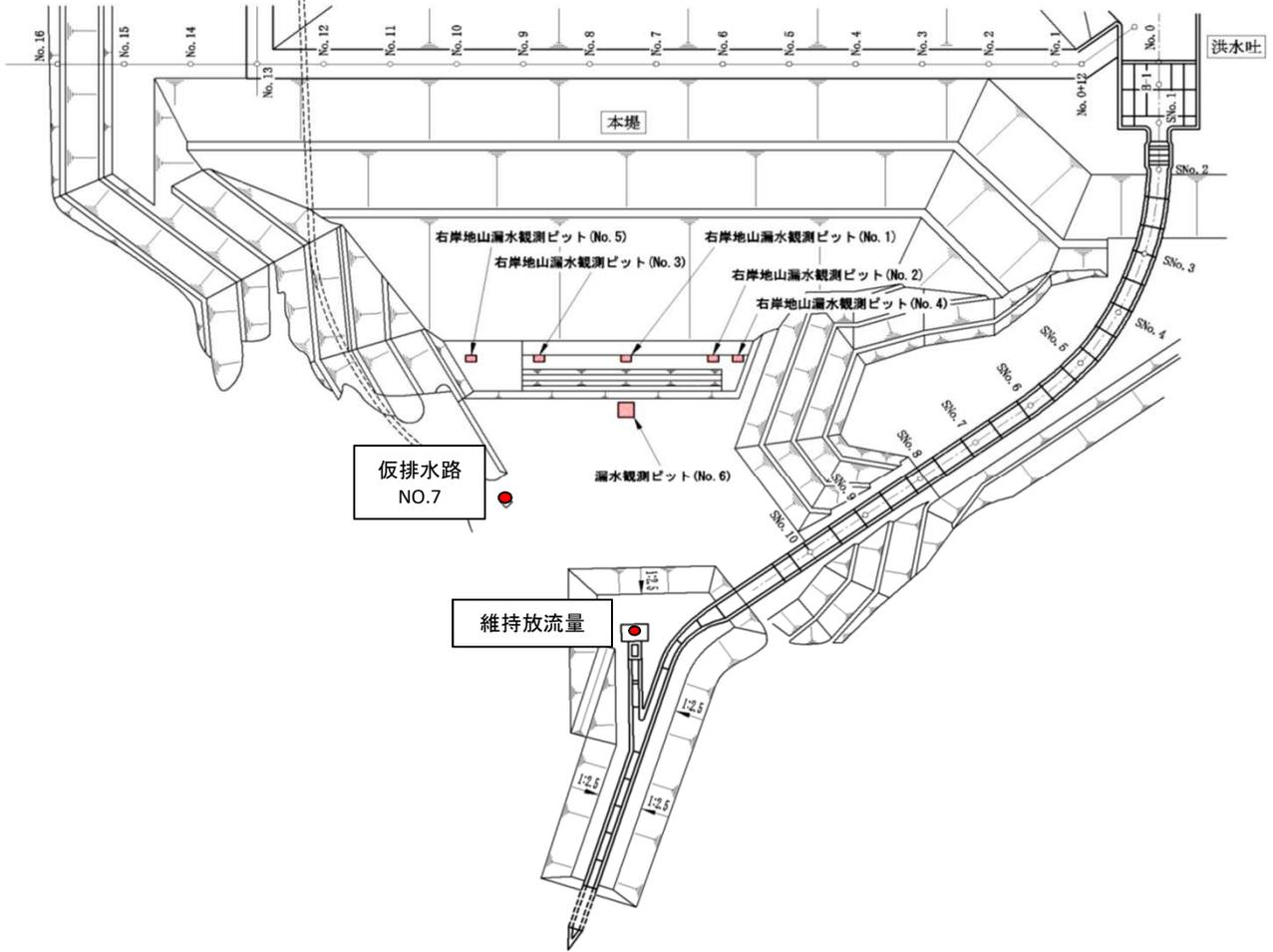
## 東金ダム水位・水質調査 記録表（毎日調査）

測定者印

実施日	令和 年 月 日 ( )				天候	日雨量	mm		
従事者名	実施時間								
	自	時	分	～	至	時	分		
	自	時	分	～	至	時	分		
測定等	9時貯水位		m						
	① 漏水量観測室 漏水の濁りの有無確認及び測定								
	観測ピット名	本堤中央 (No. 1)	本堤左岸 (No. 2)	本堤右岸 (No. 3)	左岸地山 (No. 4)	右岸地山 (No. 5)	法先排水 ピット (No. 6)	仮排水路 (No. 7)	備考
	濁りの有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	/	
	計測水位 (毎週月曜日)	mm	mm	mm	mm	mm	mm	Mpa	
	② 維持放流量測定								
	維持放流量 (9時時点)	m <sup>3</sup> /s		備考					
	③ 水質測定								
						採水時間	:		
	測定地点	水温	P H	濁度	D O	備考			
右岸 池敷進入路	℃		(度)	(mg/L)					
特記事項	摘要								
	_____								
	_____								
	_____								
	_____								
	_____								

# 東金ダム水位・水質調査 位置図 (毎日調査)

## 漏水量観測室及び維持放流量測定 位置図



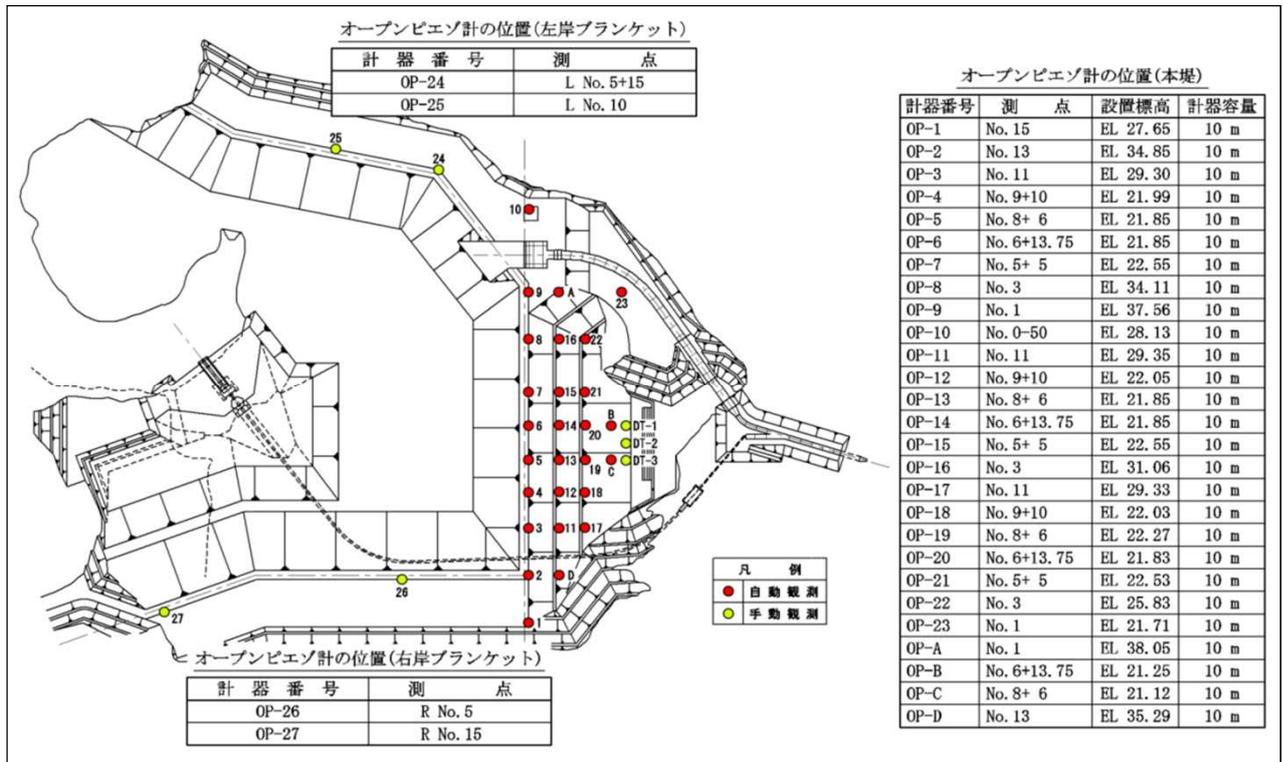
## 水質測定 位置図





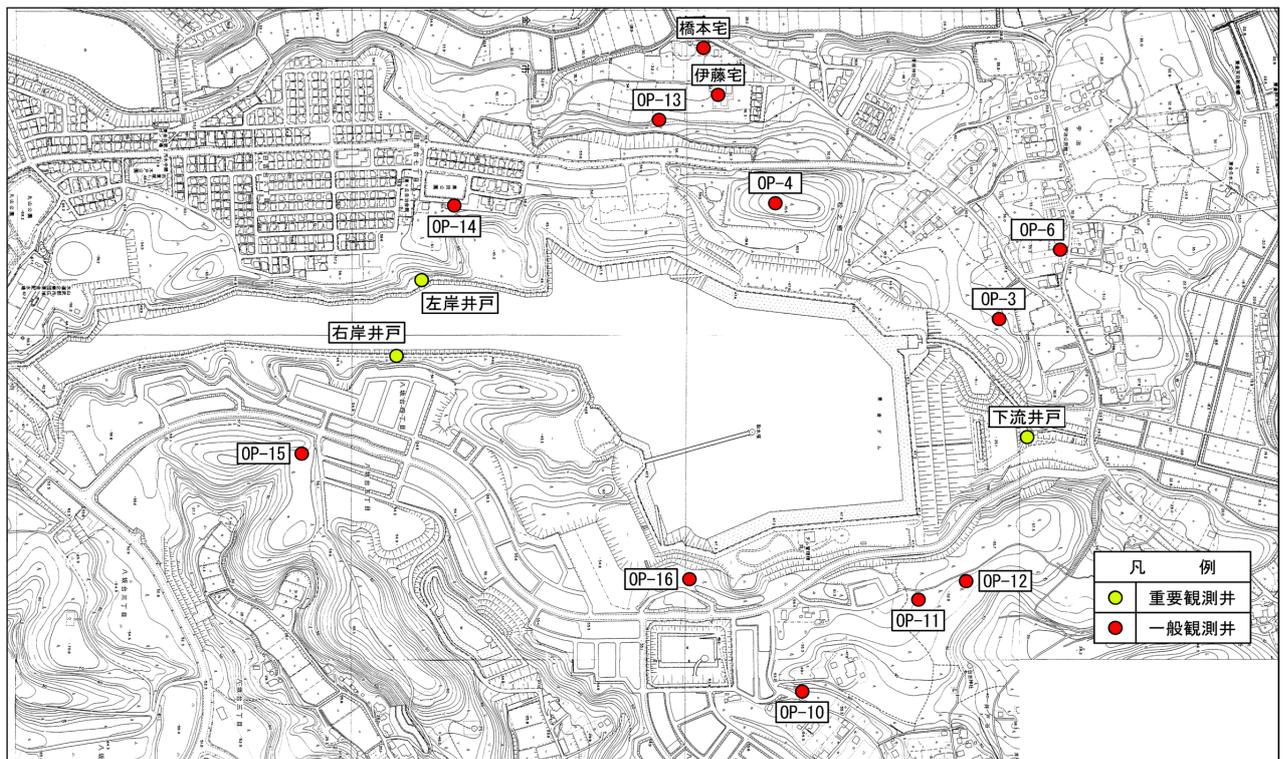
# 東金ダム水位・水質調査 位置図 (毎月調査)

## オープンピエゾメータ位置図



## 周辺観測井 (重要井戸) 位置図

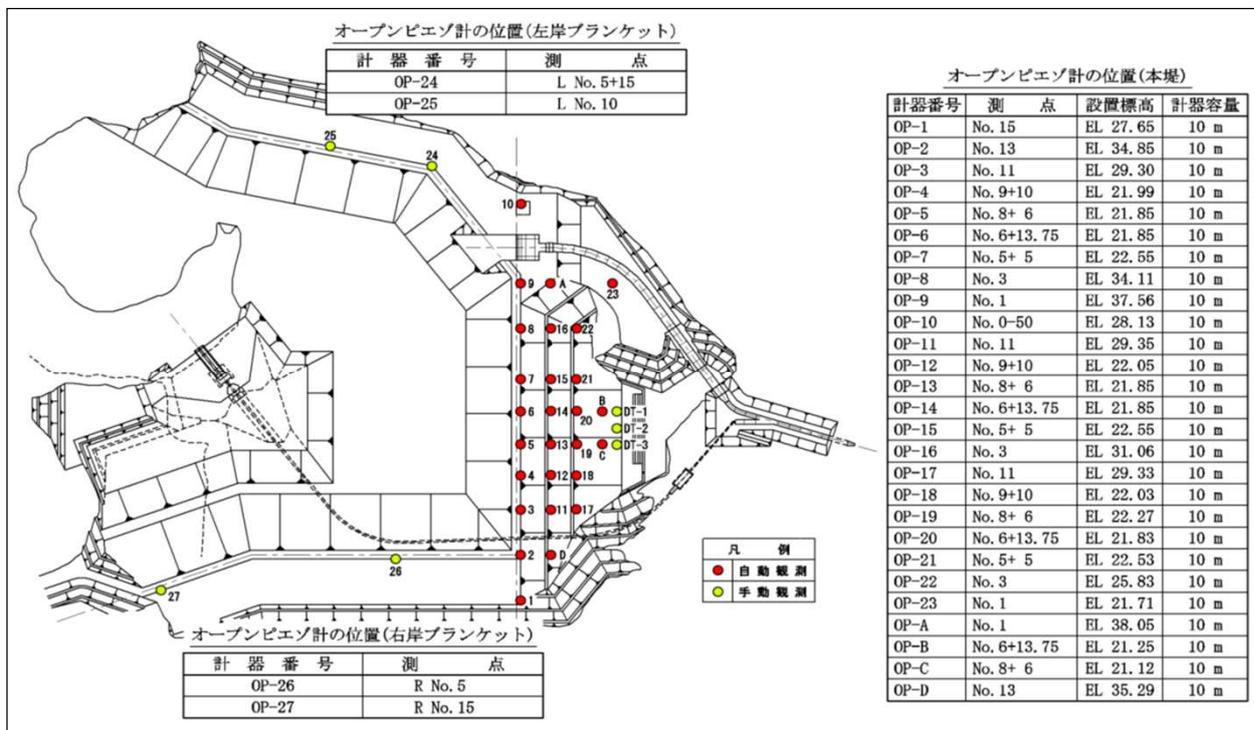
重要井戸は、下記のうち左岸井戸、右岸井戸、下流井戸の3箇所である。





# 東金ダム水位観測データ回収 位置図 (毎月調査)

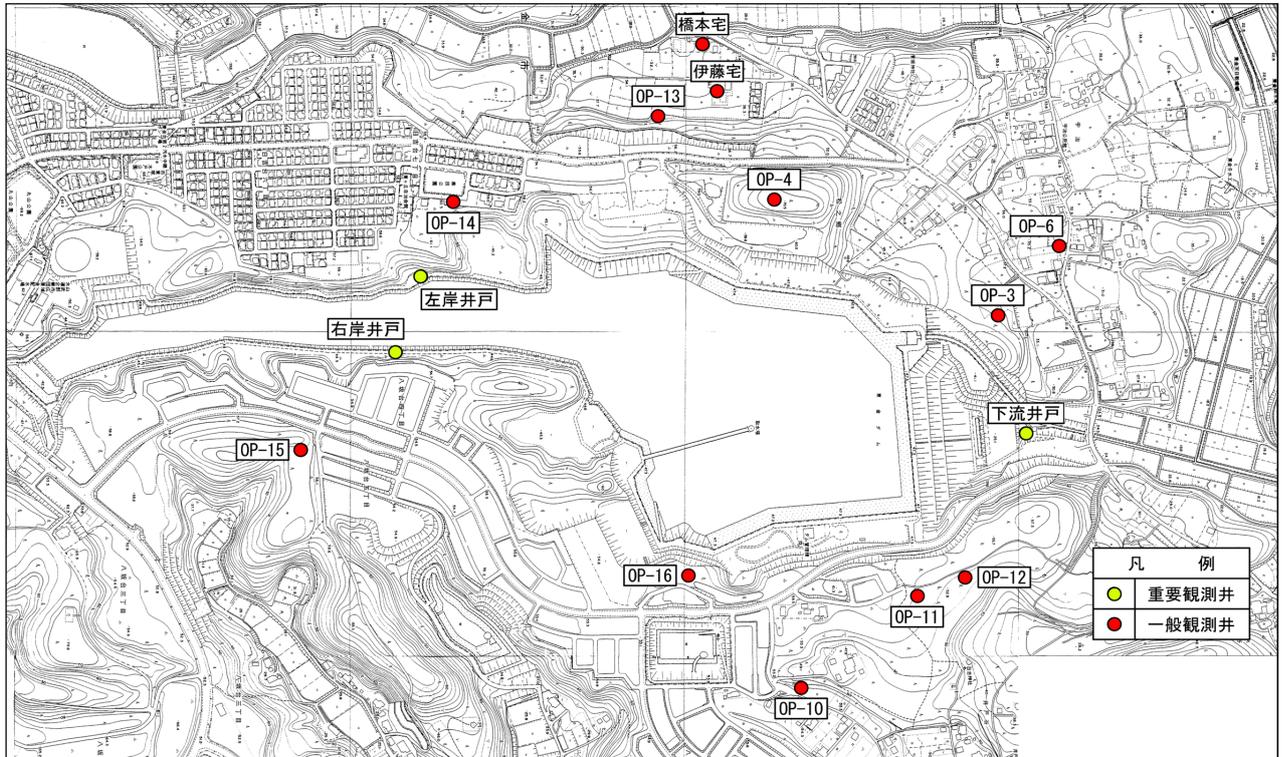
## オープンピエゾメータ位置図





# 東金ダム水位・水質調査 位置図 (3ヶ月毎調査)

## 周辺観測井 (一般観測井) 位置図



## 印旛沼アオコ発生状況

令和 年 月 日( ) 天候

	確認場所	アオコ発生レベル	アオコの色	におい	写真 No.
1	大和田機場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
2	臼井観測所		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
3	飯野竜神橋		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
4	双子公園		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
5	浅間橋		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
6	山平船着場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
7	北須賀船着場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
8	八代付近		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
9	酒直水門		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
10	印旛機場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
11	吉高機場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
12	吉高船着場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
13	師戸船着場		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
14	舟戸観測所		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	
15	阿宗橋		緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他( )	無臭・弱い・強い・その他( )	

※写真撮影はアオコ発生レベル2以上を対象とし、別添に添付すること。

水質調査記録表(成田用水施設①)

アオコ発生記録及び水質調査記録表

観測日：令和 年 月 日 ( ) 天候： 記録者：

FP名	時間	レベル (0~6)	アオコ発生 規模	アオコの 面積	水面の色	アオコ 色	アオコ 厚さ	におい	水温	pH	濁度 (TURB)	溶存酸 素 (DO)	導電率 (COND)	TDS	FP水位	ポンプ運転 (運転・停止)	水質対策施設		その他
																	有無	構造	
新川吸水槽																			
小泉機場																			
野毛平																			
多古																			
芝山																			
高田																			
備考																			







水質調査記録表(北総東部用水施設(東幹線)①)

アオコ発生記録及び水質調査記録表

観測日：令和 年 月 日 ( ) 天候： 記録者：

FP名	時間	レベル (0~6)	アオコ発生 規模	アオコの 面積	水面の色	アオコ 色	アオコ 厚さ	におい	水温	pH	濁度 (TURB)	溶存酸素 (DO)	導電率 (COND)	TDS	FP水位	ポンプ運転 (運転・停止)	水質対策施設		その他
																	有無	構造	
船戸吸水槽																			
返田中継水槽																			
織幡																			
岩部																			
上の台																			
原新田																			
九十九塚																			
高萩																			
大久保																			
仁良																			
宮前																			
山田																			
南堀之内																			
鍬木																			
備考																			











水質調査記録表(北総東部用水施設(西幹線)①)

アオコ発生記録及び水質調査記録表

観測日：令和 年 月 日 ( ) 天候： 記録者：

FP名	時間	レベル (0~6)	アオコ発生 規模	アオコの 面積	水面の色	アオコ 色	アオコ 厚さ	におい	水温	pH	濁度 (TURB)	溶存酸 素 (DO)	導電率 (COND)	TDS	FP水位	ポンプ運転 (運転・停止)	水質対策施設		その他
																	有無	構造	
沢																			
十余三																			
赤池																			
酒造																			
出沼																			
高津原																			
中沢																			
大堀山																			
吉岡																			
村田																			
備考																			











## 水質調査記録表(東総用水施設①)

観測日時                      年            月            日 (    )                      当日天気                      前日天気

調査項目 調査箇所	観測時間	気 温	水 深	p H	導電率 (COND)	濁 度 (TURB)	溶存酸素 (DO)	水 温 (TENP)	水面の色	水質対策	備 考
東庄機場 (農水側)	:		1.0m						茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	-	
			2.5m								
東庄機場 (上水側)	:		1.0m						茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	-	
			2.5m								
笹川取水口	:		自動				-	-	茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	-	
			1.0m								
小堀川(利根川)	:		1.0m						茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	-	
青馬ファームポイント	:		1.0m						茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	六角ポイント (30%)	
			2.5m								
倉橋ファームポイント	:		1.0m						茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	六角ポイント (30%) 浮き草 (    %)	
			2.5m								
猿田ファームポイント	:		1.0m						茶 緑 こげ茶 薄緑 無色系 深緑	浮き草 (    %)	
			2.5m								

## 水質調査記録表(東総用水施設②)

観測日時		年	月	日 ( )	当日天気			前日天気					
調査項目 調査箇所	観測時間	気 温	水 深	p H	導電率 (COND)	濁 度 (TURB)	溶存酸素 (DO)	水 温 (TENP)	水面の色		水質対策	備 考	
									茶 緑	深緑 薄緑			こげ茶 無色系
今郡ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	浮き草 ( %)	
東今泉ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	浮き草 ( %)	
小南ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	六角フオート (30%)	
長山ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	六角フオート (30%)	
小船木ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	浮き草 ( %)	
岩井ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系		
三川ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	六角フオート (30%)	
埜ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	浮き草 ( %)	
八木ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	六角フオート (30%)	
三宅ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	六角フオート (40%)	
親田ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系	六角フオート (40%)	
柴崎ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系		
七ツ池ファームポイント	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系		
飯岡調整水槽	:		1.0m						茶 緑	深緑 薄緑	こげ茶 無色系		

### 水質調査記録表③（アオコ）

観測日時	年	月	日	曜日	時	分
当日天気		前日天気				
記録者	氏名				所属	東総管理所

#### アオコ発生記録

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6
連絡先	海匠農業事務所		東総用水土地改良区			
どこで?	FP等の名称	ファームポンド				
どのくらい?	水面の色	緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他（ ）				
	アオコの色	緑・黄緑・褐色・茶褐色・その他（ ）				
	アオコの厚さ	mmぐらい				
	におい	無臭・弱い・強い・その他（ ）				

#### 水質の記録

(水深1.0m)

pH		溶存酸素	
導電率		水温	
濁度		気温	

#### FP等の運転状況

FPの水位		揚水ポンプの運転	運転・停止
-------	--	----------	-------

#### FP等における水質対策施設

水質対策施設	施設の有無	有り	無し
	施設の構造	六角フロート（遮光率 %）・浮き草（ %）・その他（ ）	

#### その他特記事項

そのほかお気づきの点があれば記入
------------------







機能点検(空気弁・副弁・バルブ類)記録表(成田用水施設)

凡例 ○:異常なし ×:不具合等あり ー:該当なし △:排水後確認(確認できない)

・3ヶ月に1回 調査実施【(1回目:4月～6月)、(2回目:7月～9月)、(3回目:10月～12月)、(4回目:1月～3月)】

施設名	弁類サイズ(口径)		製造年			弁類 形式 (種類)	ボルト数(K)		弁類:作動状況												弁類:塗装・錆状況												ビット内				施設蓋				排水実施 (有・無)				排水 不 可	備考 (排水先、場所)								
	(A)	(B)	バルブ	空気弁	副弁		空気弁	副弁	バルブ				空気弁				副弁				バルブ				空気弁				副弁				状況				状況				状況													
	空気弁					バルブ			1回目				2回目				3回目				4回目				1回目				2回目				3回目				4回目				1回目						2回目				3回目			
	(A)	(B)	1974		1975		スライド式		6本(7.5K)		6本(7.5K)																																											
AW-045	(A)	φ150	ー	1974	1975	スライド式	6本(7.5K)	6本(7.5K)																																														
	(B)	φ1350		1975	ー	ー	パタ弁	ー	ー																																													
	(B)	φ400		1978	ー	ー	仕切弁	ー	ー																																													
	(B)	φ250		1974	ー	ー	仕切弁	ー	ー																																													
CW-046	(A)	φ75	仕切弁より 上流側	ー	1979	1979	フラップ式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																													
	(A)	φ350		不明	ー	ー	流調弁	ー	ー																																													
	(B)	φ400		1978	ー	ー	仕切弁	ー	ー																																													
FWS-047	(A)	φ75		1998	1992	ボール式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																														
	(B)	φ600		不明	ー	ー	パタ弁	ー	ー																																													
名古屋分水工		ー		ー	ー	ー	ー	ー																																														
		ー		ー	ー	ー	ー	ー																																														
	(B)	φ600		不明	ー	ー	パタ弁	ー	ー																																													
CWS-050	(A)	φ75	仕切弁より 上流側	ー	1979	1979	フラップ式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																													
	(B)	φ600		不明	ー	ー	パタ弁	ー	ー																																													
CWS-051	(B)	φ600		不明	ー	ー	パタ弁	ー	ー																																													
AW-052	(A)	φ150		1974	1975	スライド式	6本(7.5K)	6本(7.5K)																																														
DW-053	(B)	φ300		不明	ー	ー	仕切弁	ー	ー																																													





機能点検(空気弁・副弁・バルブ類)記録表(北総東部用水施設)

凡例 ○:異常なし ×:不具合等あり —:該当なし △:排水後確認(確認できない)

・3ヶ月に1回調査実施【(1回目:4月~6月)、(2回目:7月~9月)、(3回目:10月~12月)、(4回目:1月~3月)】

Table with columns for facility name, size, manufacturing year, type, bolt count, operation status, coating status, bit status, cover status, drainage status, and remarks. Includes rows for '本線C2-2VB', '本線C2-2AV', '調圧水槽 返田-ST', '東関道水管橋 (本線)', '東幹線', '返田機場構内', '東幹線1-1AV', '東幹線1-1BO', '東幹線1-2AV', '東幹線1-2BO (制水弁)', '東幹線1-3AV', and '東幹線1-3BO'.

機能点検(空気弁・副弁・バルブ類)記録表(北総東部用水施設)

凡例 ○:異常なし ×:不具合等あり —:該当なし △:排水後確認(確認できない)

・3ヶ月に1回 調査実施 【(1回目:4月~6月)、(2回目:7月~9月)、(3回目:10月~12月)、(4回目:1月~3月)】

施設名	弁類サイズ(口径)		製造年			弁類 形式(種類)	ボルト数(K)		弁類:作動状況												弁類:塗装・錆状況												ビット内 状況				施設蓋 状況				排水実施 (有・無)				排水 不 可	浸 透 樹	備考 (排水先、場所)	
	(A) (B)	空気弁 (A) (B)	バルブ (A) (B)	バルブ	空気弁		副弁	空気弁	副弁	バルブ				空気弁				副弁				バルブ				空気弁				副弁				バルブ				空気弁				副弁						
										1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目											
織 幡 分 水 工	東幹線1-3VB		(B) φ1800	不明	—	—	バタ弁	—	—																																							
	東幹線1-4AV		(A) φ150 上流側	—	1975	1975	スライド式	6本(7.5K)	6本(7.5K)																																							
			(B) φ250 下流側	—	2003	1999	ボール式	6本(7.5K)	6本(7.5K)																																							
	織幡分水工		(B) φ600 上流側	1975	—	—	バタ弁	—	—																																							
			(A) φ75 上流側	—	1975	1975	スライド式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																							
	流量計		φ600	—	—	—	流量計	—	—																																							
			(B) φ600 中間	不明	—	—	バタ弁	—	—																																							
			(A) φ75 下流側	—	1975	1975	スライド式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																							
	織幡ファームポンド		—	—	—	—	—	—	—																																							
	岩 部 分 水 工  ( サ ー ジ タ ン ク )			(B) φ600×4	不明	—	—	バタ弁	—	—																																						
		(A) φ75×2	—	2003	2003	ボール式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																								
		(B) φ300	不明	—	—	仕切弁	—	—																																								
		(A) φ75	—	2003	2003	ボール式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																								
		φ300	—	—	—	流量計	—	—																																								
岩部ファームポンド		—	—	—	—	—	—	—																																								
東 幹 線 2- 1B O			(B) φ300	不明	—	—	仕切弁	—	—																																							
			(A) φ75	—	2002	1993	ボール式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																							
東幹線2-1AV		(A) φ150	—	2002	1998	ボール式	6本(7.5K)	6本(7.5K)																																								
東 幹 線 2- 2B O			(B) φ300	不明	—	—	仕切弁	—	—																																							
			(A) φ75	—	1993	1998	ボール式	4本(7.5K)	4本(7.5K)																																							





機能点検(空気弁・副弁・バルブ類)記録表(北総東部用水施設)

凡例 ○:異常なし ×:不具合等あり —:該当なし △:排水後確認(確認できない)

・3ヶ月に1回 調査実施 【(1回目:4月~6月)、(2回目:7月~9月)、(3回目:10月~12月)、(4回目:1月~3月)】

Table with columns for facility name, valve size, manufacturing year, valve type, bolt count, operation status, painting status, well status, cover status, drainage status, and notes. Rows include various valves like 東幹線3-2VB, 東幹線3-3BO, 東幹線3-4AV, 九十九塚分水工, and 西幹線.

















## 業務数量総括表

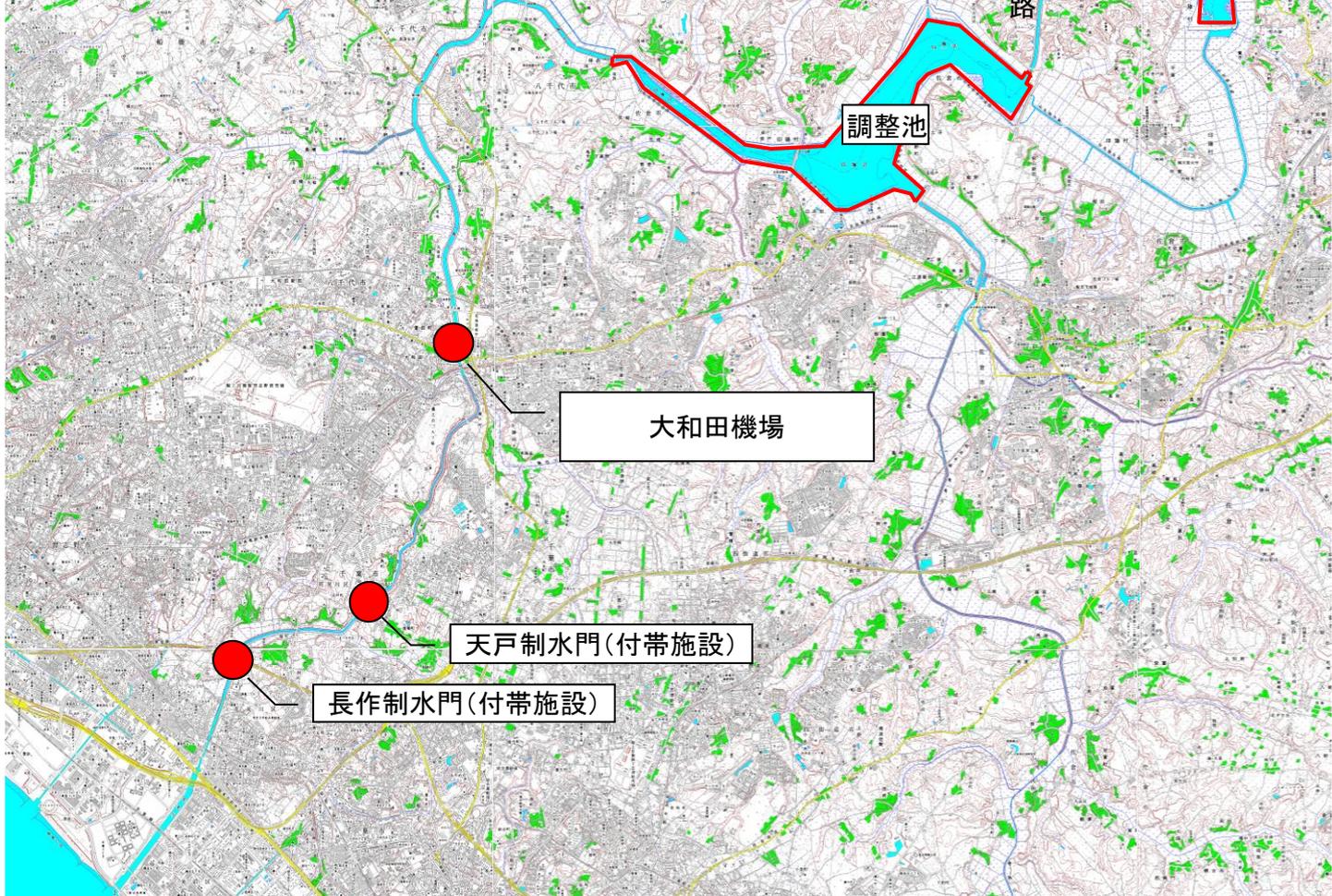
業務区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
千葉用水施設管理業務		式	1	
直接費		式	1	
労務費		式	1	
印旛沼開発施設に係る業務		式	1	
三用水施設に係る業務 (成田用水、北総東部用水)		式	1	
三用水施設に係る業務 (東総用水)		式	1	
房総導水路施設に係る業務 (休日以外)		式	1	
房総導水路施設に係る業務 (休日)		式	1	
業務打合せ		式	1	
直接経費		式	1	
印旛沼開発施設に係る業務	業務履行に係る消費燃料、自動車保険	式	1	【参考】自動車保険：約1,400千円を見込んでいる
三用水施設に係る業務 (成田用水、北総東部用水)	業務履行に係る消費燃料、車両損料	式	1	
三用水施設に係る業務 (東総用水)	業務履行に係る消費燃料、車両損料	式	1	
房総導水路施設に係る業務	業務履行に係る消費燃料、車両損料	式	1	
間接費		式	1	
諸経費		式	1	
塵芥処理作業費 (重機等の使用を伴う作業)		式	1	
塵芥処理工 (大和田機場)		式	1	
塵芥処理工 (大和田機場)		式	1	
塵芥処理 (労務費)		回	3	(1回当たり作業時間：48時間 (うち深夜作業：12時間))
塵芥処理 (機械経費)		回	3	
直接工事費		式	1	

業務区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
共通仮設費		式	1	
共通仮設費（率計上）		式	1	
純工事費		式	1	
現場管理費		式	1	
工事原価		式	1	
一般管理費等		式	1	
作業価格		式	1	
塵芥処理工（印旛機場）		式	1	
塵芥処理工（印旛機場）		式	1	
塵芥処理（労務費）		回	6	（1回当たり作業時間：48時間（うち深夜作業：12時間））
塵芥処理（機械経費）		回	6	
直接工事費		式	1	
共通仮設費		式	1	
共通仮設費（率計上）		式	1	
純工事費		式	1	
現場管理費		式	1	
工事原価		式	1	
業務価格		式	1	
消費税相当額		式	1	
業務費		式	1	

# 参考図

## 1. 印旛沼開発施設に係る業務

※赤線及び赤丸部分は、業務履行場所である印旛沼開発施設を指す。



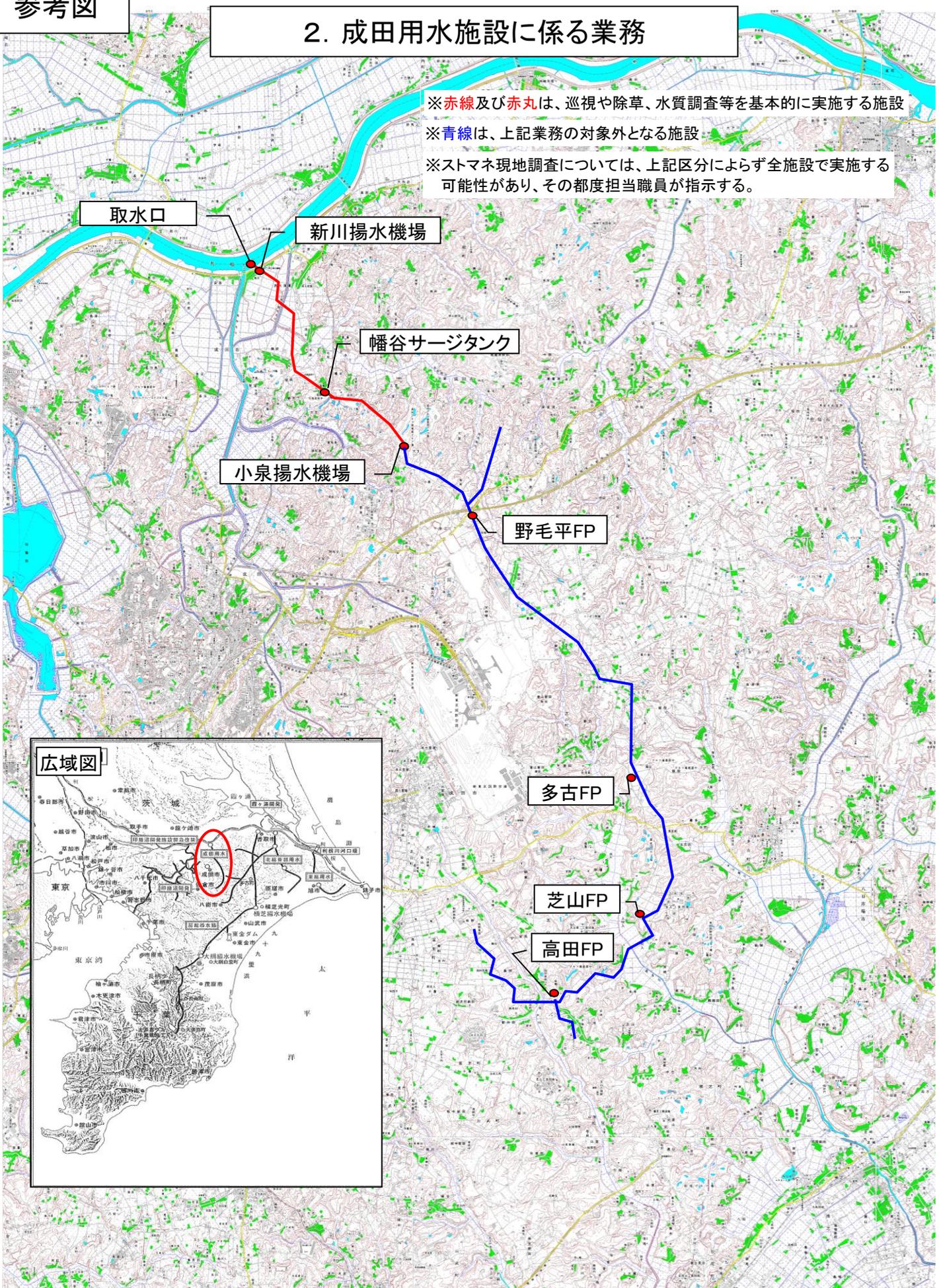
# 参考図

## 2. 成田用水施設に係る業務

※赤線及び赤丸は、巡視や除草、水質調査等を基本的に行う施設

※青線は、上記業務の対象外となる施設

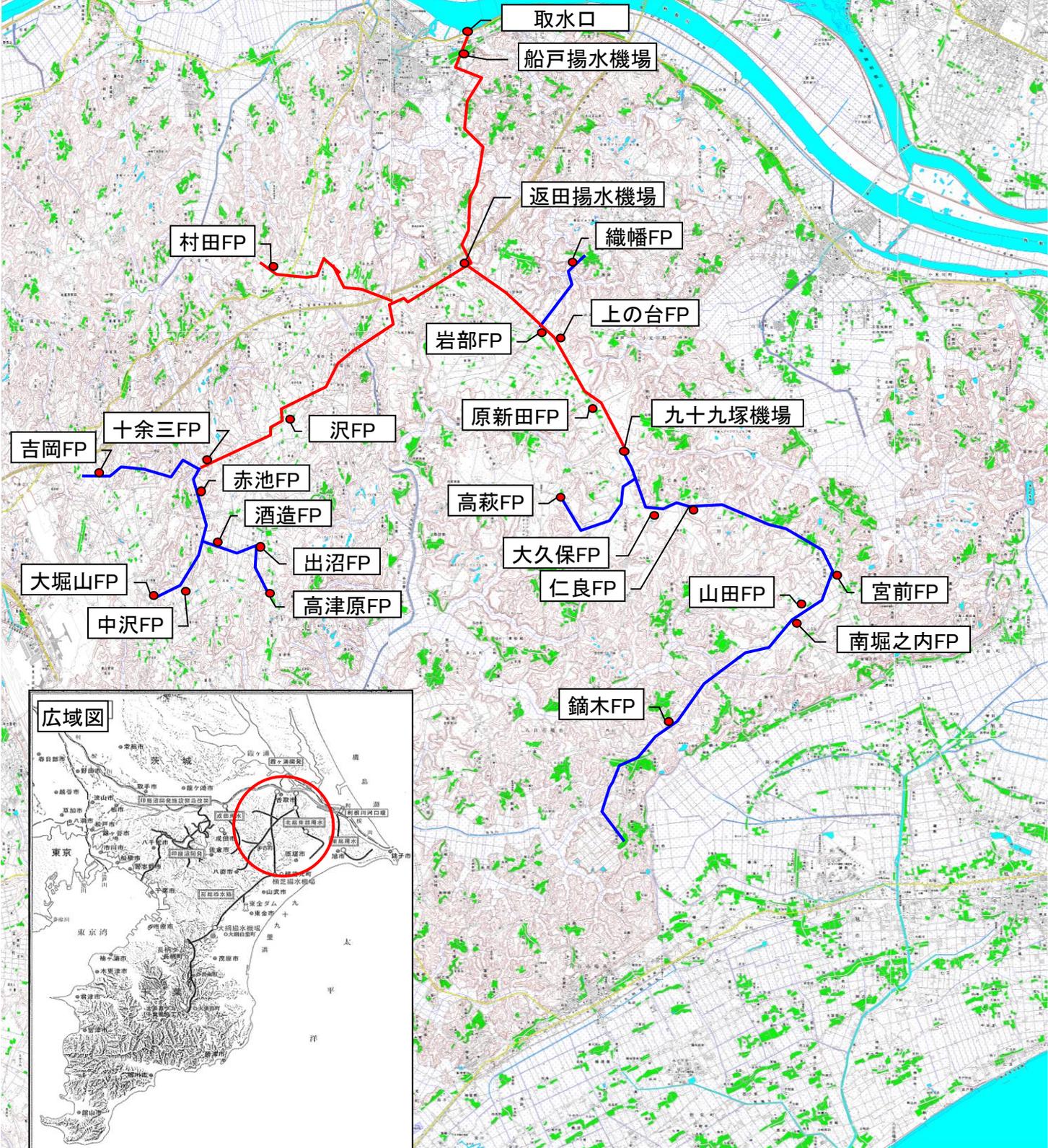
※ストマネ現地調査については、上記区分によらず全施設で実施する可能性があり、その都度担当職員が指示する。



# 参考図

## 3. 北総東部用水施設に係る業務

※赤線及び赤丸は、巡視や除草、水質調査等を基本的に実施する施設  
※青線は、上記業務の対象外となる施設  
※ストマネ現地調査については、上記区分によらず全施設で実施する可能性があり、その都度担当職員が指示する。



### 広域図



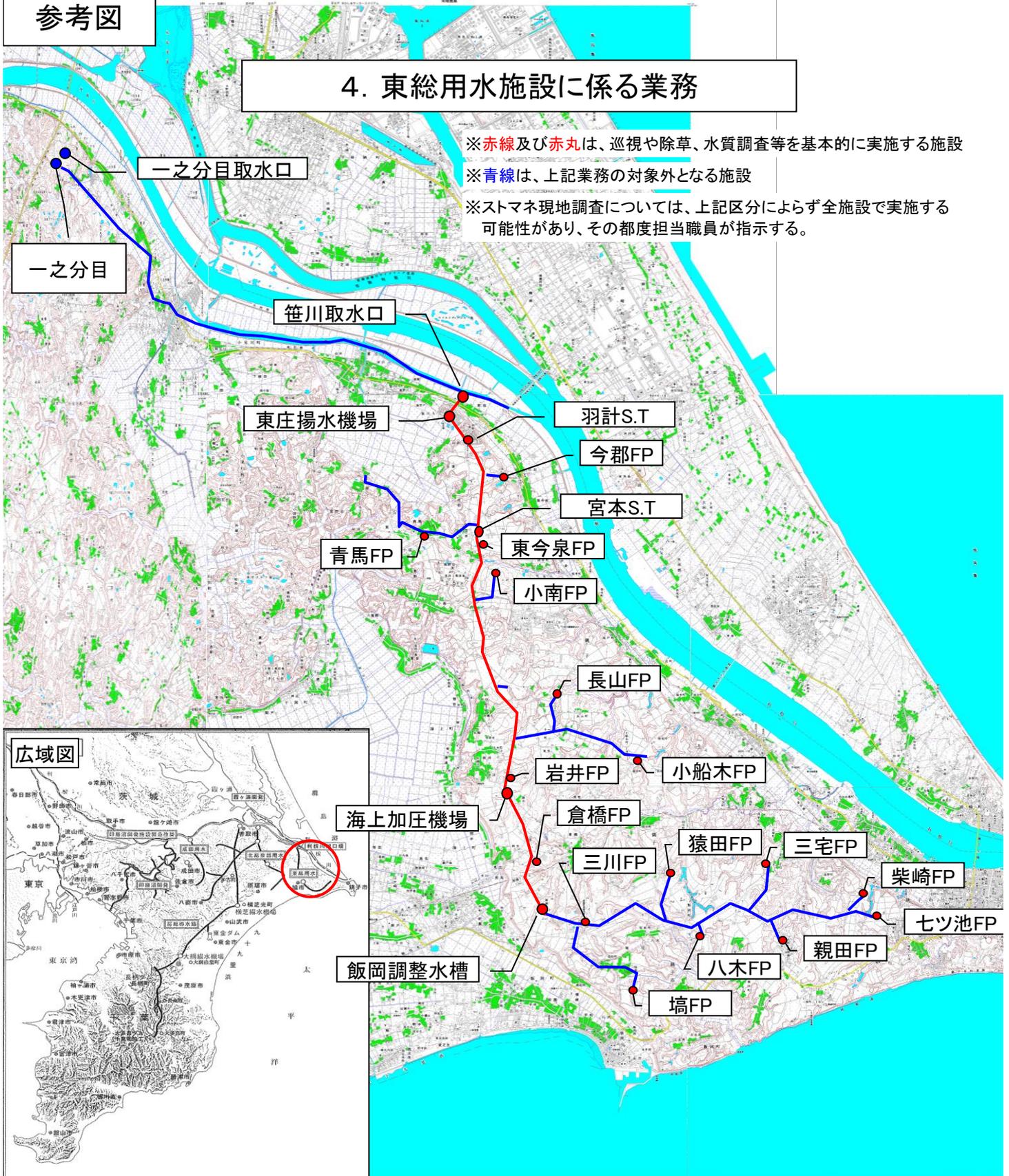
# 参考図

## 4. 東総用水施設に係る業務

※赤線及び赤丸は、巡視や除草、水質調査等を基本的に行う施設

※青線は、上記業務の対象外となる施設

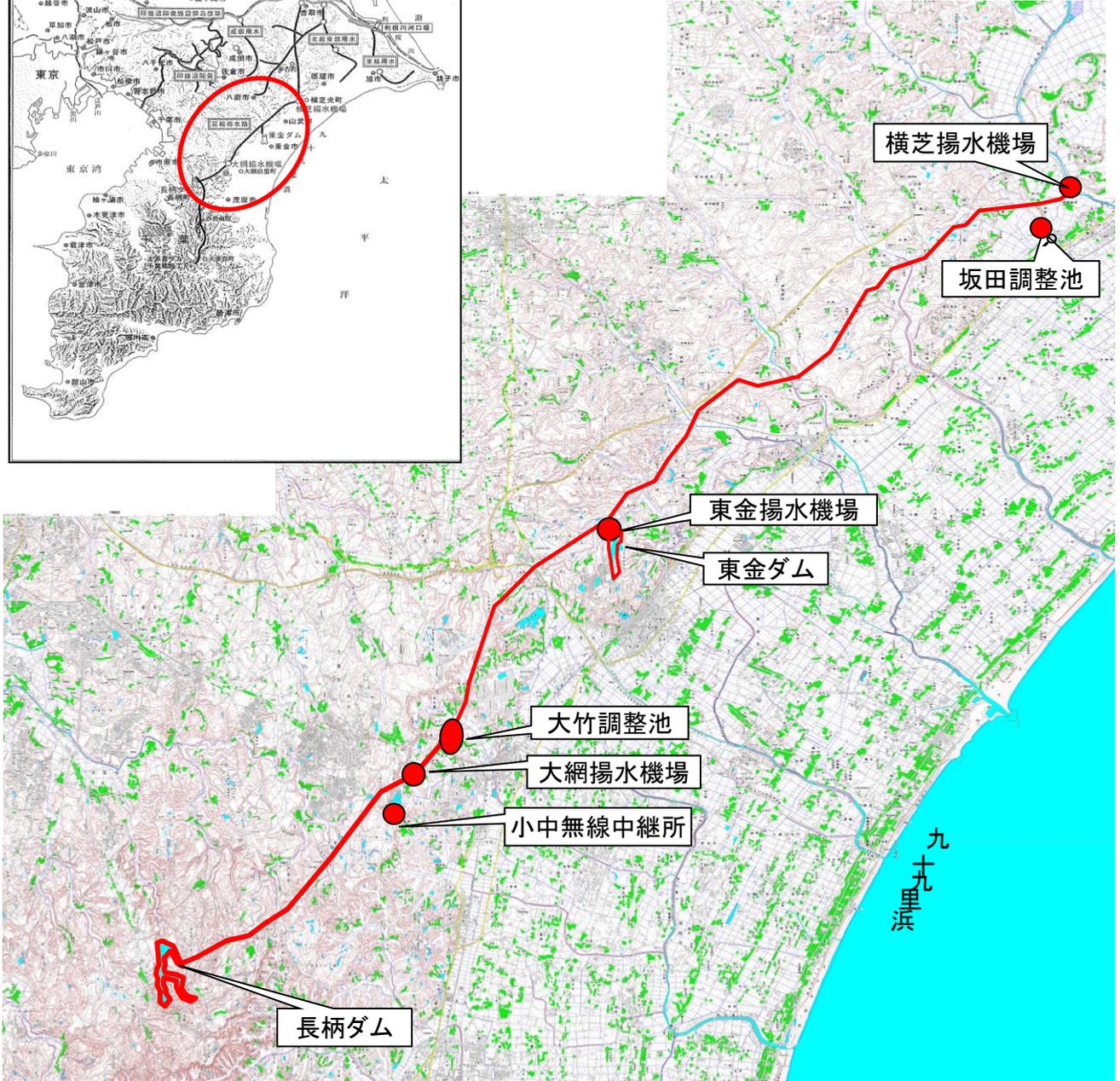
※ストマネ現地調査については、上記区分によらず全施設で実施する可能性があり、その都度担当職員が指示する。



参考図

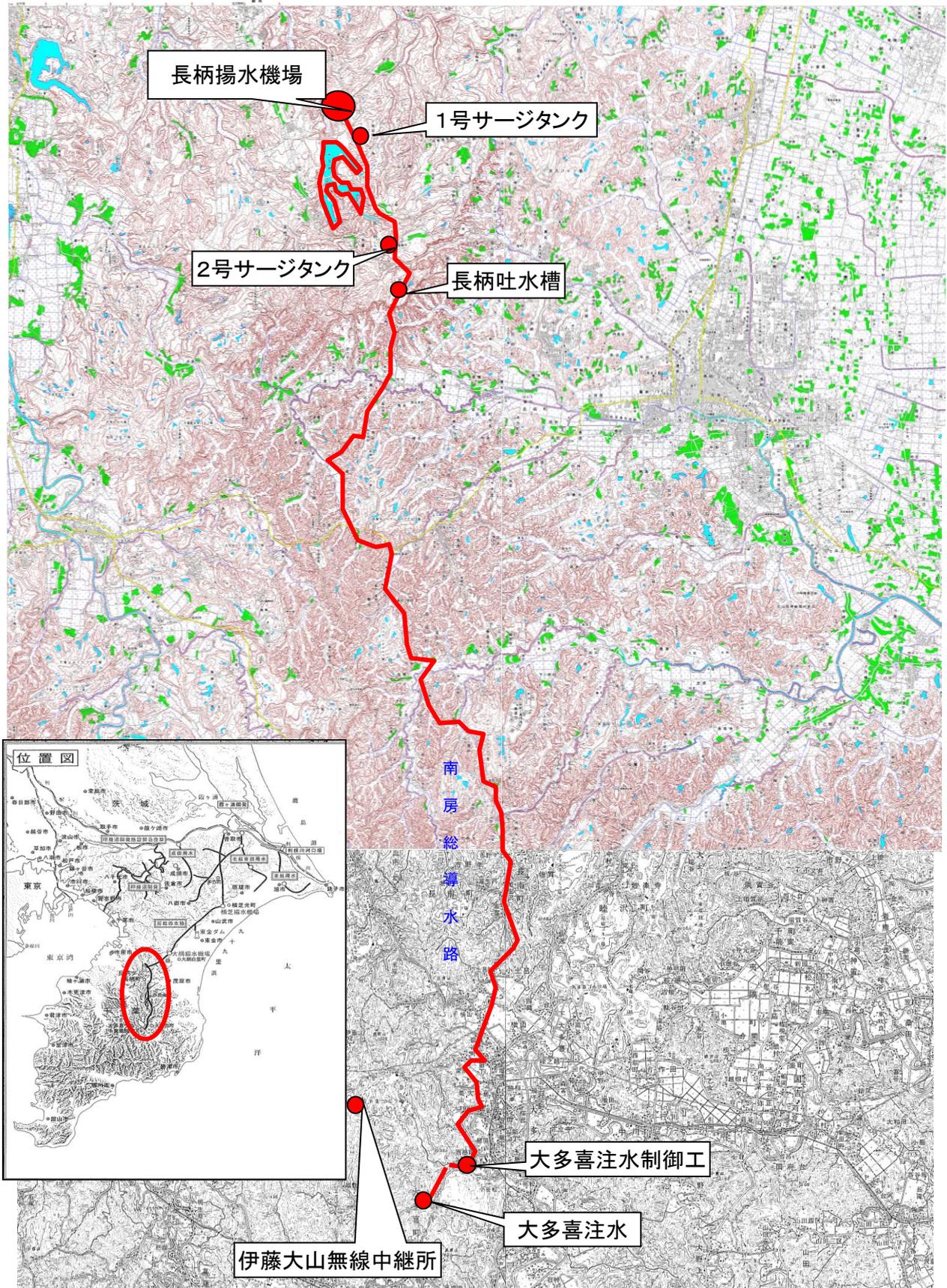
## 6. 房総導水路施設に係る業務(その1)

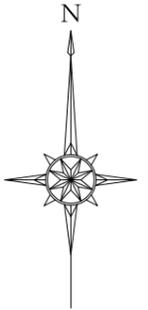
※赤線及び赤丸部分は、業務履行場所である房総導水路施設を指す。

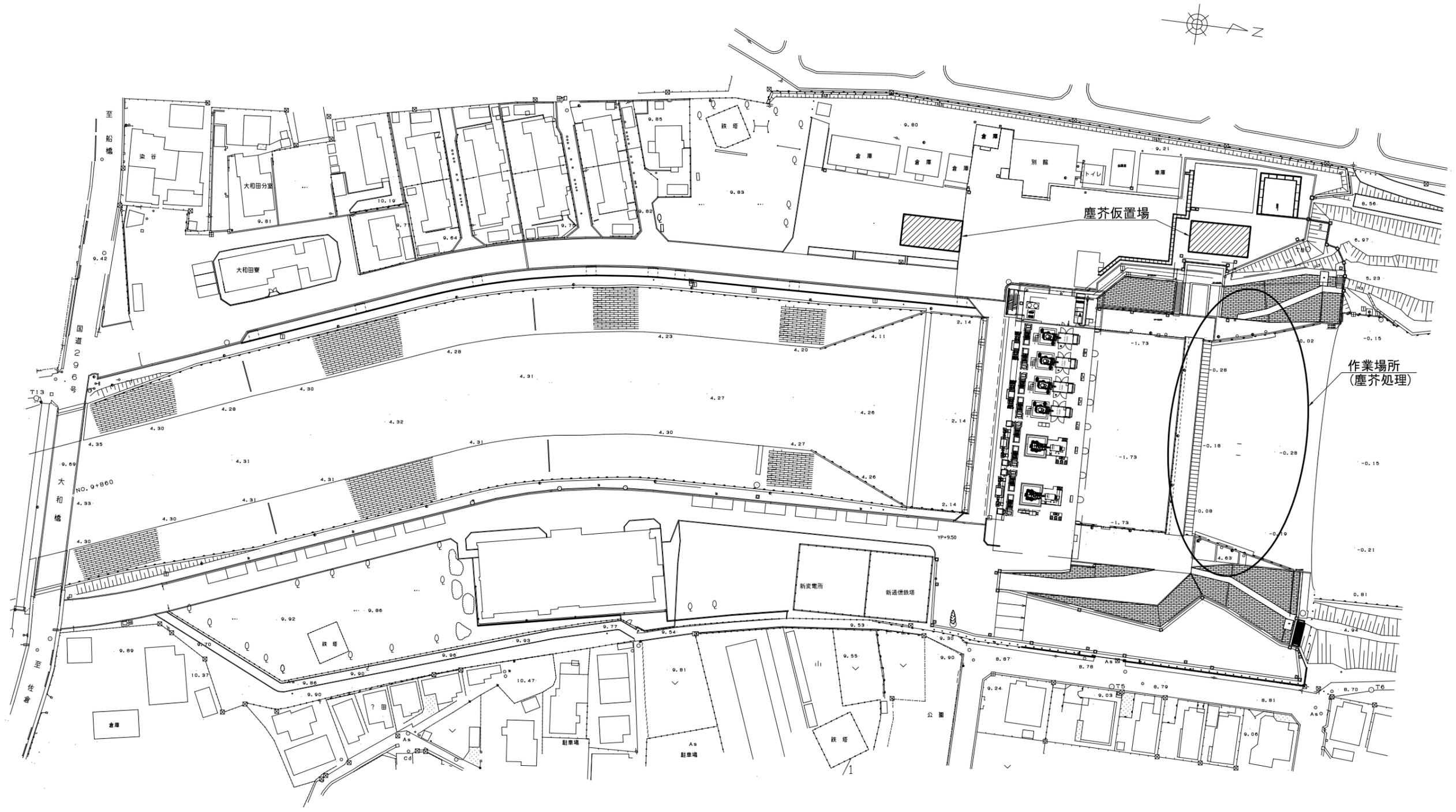


## 6. 房総導水路施設に係る業務(その2)

※赤線及び赤丸部分は、業務履行場所である房総導水路施設を指す。







印旛郡  
栄町  
安食

